第1章 基礎的素養

第1節 教師としての心構え

1 福島県教育委員会重点施策

福島県教育委員会は、福島県総合計画の部門別計画として「第7次福島県総合教育計画」を策定し、県づくりの理念等をふまえ、「『福島ならでは』の教育の充実」の実現に向けて、目指すべき教育の姿を明らかにしている。

本計画は、県総合計画が30年先の未来について思い描きつつ、10年程度先のふくしまの将来の 姿を創り上げることを目指し、令和4年度を初年度とする9か年計画とされていることを受け、 令和4年度から令和12年度までを期間としている。

本計画の柱となる方針や施策と具体的な各年度の取組は、毎年度策定される「学びの変革推進プラン」において示される。

本計画では、社会の急速な変化や本県の実情をふまえ、福島県で育成したい人間像を以下のように設定するとともに、目指すべき教育の具現化に向けて6つの施策を展開するとしている。

<福島県で育成したい人間像>

急激な社会の変化の中で、自分の人生を切り拓くたくましさを持ち、多様な個性をいかし、対話と協働を通して、社会や地域を創造することができる人

施策1 「学びの変革」によって資質・能力を確実に育成する
□ 学校段階を見通した確かな資質・能力の育成
□ 複雑な社会の課題を主体的に解決する力の育成
□ ICT活用などによる学びの変革
□ 創造性あふれる人材の育成
□ エビデンス(根拠)に基づいた教育施策の推進
施策2 「学校の在り方の変革」によって教員の力、学校の力を最大化する
□ 教職員の働き方改革の推進
□ 教員の養成・採用・研修
□ チームとしての学校マネジメントの推進
□ 学校の特色化・魅力化の推進
施策3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壌を
つくる
□ 地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実
□ 不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実
□ 家庭教育支援、家庭の経済的支援の充実
施策4 福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する
□ 学校と地域の連携・協働の推進
□ 東日本大震災・原子力災害の教訓の継承、福島の今と未来の発信
□ 福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成
施策 5 人生100年時代を見通した多様な学びの場をつくる
□ 生涯にわたり健康マネジメント能力など学び続ける力の育成
□ 地域における多様な活動機会の充実
□ 生涯学習の機会の充実
□ 地域に根ざした文化の継承と活用
施策6 安心して学べる環境を整備する
□ 少人数教育の充実
□ 避難地域12市町村などの特色ある教育

学びを支える施設設備等の整備
防災、危機管理などの安全安心な学校づくり
私立学校の教育条件の維持・向上
公立大学における人づくり

これらの施策には、それぞれの柱に沿って各種の事業が設定されている。「福島県教職員現職教育計画」は、上記施策等の趣旨を生かし、本県教職員の資質・能力の向上を図るため、各種の研修を体系的に実施している。

2 教職員現職教育計画

(1) 教職員研修の基本的な考え方

教員の職責にふさわしい資質や能力は、教員養成の段階を含め、教員として出発する時点から 教職の全生涯を通して形成されていくものである。そして、この教職生活の過程で教師自身が修 練を積み重ねることによって、その資質や能力を高めていくことが基本である。福島県教育委員 会では、教職生活の生涯にわたった研修として、新規採用時に教員として基本的能力の向上を図 る**初任者研修**や、その後の経験を踏まえた**教職経験者研修**等を体系的・組織的に進めている。

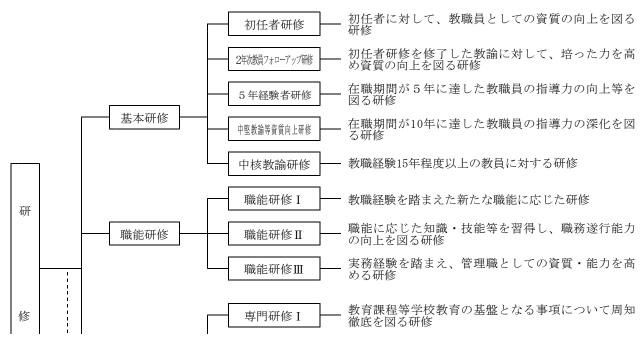
また、教員は校務分掌等、各種の職務分担の遂行を通して、学校教育目標の具現化に日常的に 取り組んでおり、各教員の職務の内容に応じた研修を**職能研修**として計画・実施し、それぞれの 職責遂行能力の向上を図っている。

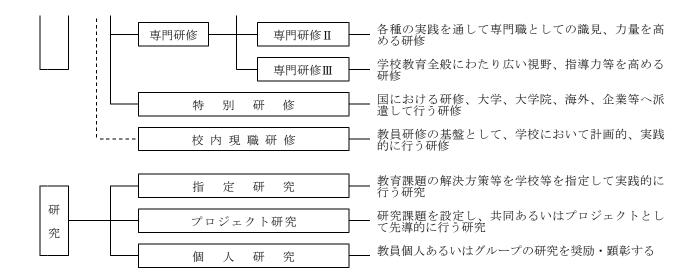
さらに、教員の教育活動の中核となるものは、日々の教育実践であり、中でも最も大切なことは、教科等の授業の実践的指導力向上と専門的知識・技能の修得である。そのため、**専門研修**として、教育課程編成や教科指導等の専門的力量の向上を図るための研修を計画的に実施している。このように県として行う研修のほかに、教育活動の実践的研修の場である学校における校内現職研修が各学校や地域、児童生徒の実態に応じた創意・工夫のもと実施されている。

なお、教員は、各自の研修結果を学校、児童生徒に還元し、学校教育全体の教育力の活性化を 意図的、計画的に進める必要がある。教員それぞれが教育実践上の課題に基づいて日常的に研究 を進め、成果を相互に発表し合って研究・研修成果の波及に努める必要がある。

このように、様々な形で進められている研修、研究を図式化すると、次のようになる。

(2) 福島県現職教育体系





/ 3 初任者研修の進め方

(1) 初任者研修制度とは

初任者研修制度は、教育公務員特例法第23条により、公立の小学校、中学校、義務教育学校、 高等学校、特別支援学校の教諭等に対して、その採用の日から1年間の初任者研修を実施するも のである。

目的は、初任者が実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見の習得を図ることである。 このことに伴い、初任者研修の対象教員は、条件附採用期間が1年となっている。

POINT

初任者研修は条件附採用期間に行う1年限りの研修であり、翌年(2年次)に繰り越す ことはできない。

(2) 初任者研修の基本的な考え方

「教職員現職教育計画」でも述べたように、県教育委員会は現職研修を体系的に整備し、起点として初任者研修を位置付けている。

初任者の時期は、教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で、極めて大切な時期である。この時期に組織的、計画的な現職研修を実施し、教員としての使命感を深め、知見を広げ、実践的指導力を身に付けることは、その後の職能成長に欠くことのできないものである。

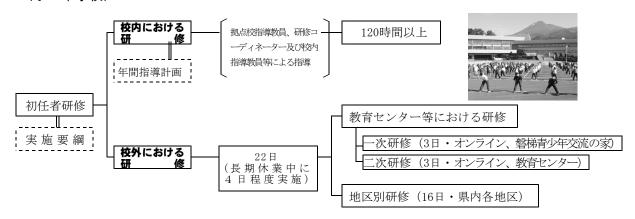
(3) 初任者研修の方法

初任者研修は、大学の教養課程において修得した教科、教養についての基礎的、理論的内容の 基礎の上に立って行うものである。すでに教職の素養をある程度もっている初任者に対して、一 つ一つをケーススタディ的に、あるいは問題解決的に、経験豊かな指導教員等の下に行われる「校 内における研修」と、県や市町村教育委員会が、それぞれの教育施策の実現を目指すための「校 外における研修」により実施する。

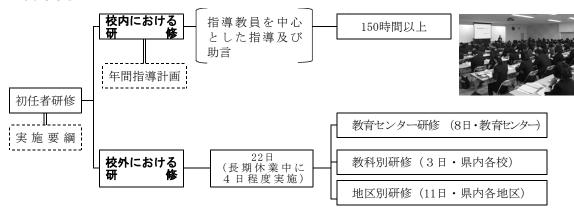
(4) 初任者研修の実施体系

初任者研修は、年間を通して下の図のような構成で実施される。年間研修計画・年間指導計画によって、校内における研修(拠点校指導教員、研修コーディネーター及び校内指導教員等による指導及び助言)を小・中学校(義務教育学校を含む)は120時間以上、高等学校は150時間以上、校外における研修を22日間(長期休業中4日程度)、計画的に実施する。

(小・中学校)



(高等学校)



(5) 校内における研修

校内における研修は、初任者が他の教員の授業を参観する授業参観、初任者が授業を行い研究する研究授業、その他生徒指導の基本や指導技術、諸表簿等の整理、処理、管理の基本的事項等、学校教育全般の指導や管理に関する内容がある。初任者は、指導教員等の指導により、実践を通した研修を受けることになる。

これらの研修は、実践的指導力を養うことや、日常の教科等の指導力を向上させることをねらいとし、研究授業や授業参観の研修を系統的、計画的に進めるとともに、生徒指導等学校教育全般の指導等の研修についても計画的に進めていくものである。また、研修の実施に当たっては、 県教育委員会が定める年間研修計画に基づき、学校が年間指導計画を作成する。

さらに、初任者からの相談に応じて、指導教員等が適宜指導することで、初任者の自立性、主体性を引き出し、2年次の自主的な研修の素地を築くことが期待される。

(6) 校外における研修

校外における研修は、教科・教職に関するものだけでなく、様々な体験や幅広い知見が得られるように多様な内容で構成されている。

また、講義・演習等は、県における教育水準の維持・向上が図られるよう配慮され、その内容が、校内における指導教員等による指導と、十分な有機的関連の下に行われるように構成されている。

具体的には、各地区における一般研修、一次・二次研修(国立磐梯青少年交流の家・教育センター)、他の校種における授業参観等研修、研究発表集会等研修、講演会等への参加がある。

(1) 目的

2年次教員フォローアップ研修は、初任者研修を修了した教諭に対して、福島県公立学校教職員現職教育計画に基づき、その後1年間の研修を実施し、初年度に培った基礎的な力を、日々の教育実践に生きる確かな資質や能力へと高めることを目的とする。

(2) 基本方針

本県における課題と教師に求められる資質や能力を踏まえ、2年次教員フォローアップ研修の対象となる教員(以下「研修対象教員」という。)一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、研修者のニーズに応じた実効ある研修を実施する。

(3) 研修対象教員

- ① 福島県公立学校の教員で、初任者研修を修了し、新規採用後1年を経過した者
- ② 前年度までの該当者で、未受講の者
 - ※ 養護教諭および学校栄養職員は、2年次教員フォローアップ研修の対象者にはならない。

(4) 研修内容

研修対象教員は、校内における研修を30時間以上行い、校外における研修を3日間受ける。

- ① 校内研修
 - ア 服務と勤務等、教員の資質向上にかかる研修(1時間以上)
 - イ 計画的・継続的自主研修「課題研究」(24時間以上)
 - ウ 指導助言が得られる研究授業(年間1回以上)等研修(5時間以上)
- ② 校外研修
- ア 企業等体験研修、社会奉仕等体験研修等(2日) 勤労にかかわる体験等を通して、資質の向上につながる研修
- イ 教科等指導研修(1日・教育センター) 授業の改善及び指導力の向上を目指した実践的研修等

· 🖙 POINT

2年次教員フォローアップ研修は、初任者研修のように指導教員がつく場面がほとんどなく、自主的な研修を中心とするものである。1年次の課題を2年次にクリアできるよう、次年度を見据えて初任者研修に臨むことが大切である。

∕ 5 校内現職研修や自己研修の進め方

教員の研修には、個人研修、校内研修等、教員個人または学校が自主的、自発的に行う研修と並んで、教職生活全体にわたって、任命権者が行う研修がある。これらの研修はいずれも大切な研修であり、相互に関連して深め合い、補完し合いながら効果的に進められることが必要である。

(1) 研修の意義

研修とは、「職務上必要とされる知識や技能を高めるために、ある期間特別に勉強や実習をすること」が辞書的な意味であるが、教員の研修となると、その意味するものは多岐多様である。

一つは、教育実践の場が提起する諸問題について、すでに蓄積された研究成果に学び、自他の 教育実践を対象とする科学的な研究を通して一定の結論を求め、教育実践の場に新たな提言を行 うものである。これを「研究」という。

もう一つは、教員が自己の教育経験から学び取るとともに、他者の経験や知識・情報から学び 取り、職能の向上に努めたり、広く豊かな教養を身に付けたりして、全人格的な高まりを目指す ものである。これを「**修養**」という。

教育活動の実践場面において、研究と修養は相互補完的に関連し合いながら教員の資質を高めていくものであり、この二つを合わせて「**研修**」という。

- 🖙 POINT

教員の研修の重要性に鑑み、法的には次のような定めがある。

○ 教育基本法第9条

「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」

○ 教育公務員特例法第21条

「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならな い。」

(2) 校内現職研修

① 校内現職研修とは

学校における現職教育として研修活動をみるとき、多くは学校を単位とした校内研修という形で計画され実践されている。学校ごとに単年度、あるいは2~3年といった研修期間を設け、教育実践の重点、または研究課題を設定して校内現職研修が進められている。校内における現職研修のねらいは、おおむね次のとおりになる。

- ア 校内現職研修は、校内の全教師が協力的、効率的に研修を進め、教師としての資質の向上 を図る。
- イ 校内現職研修は、組織的、計画的に学校経営の中 に位置付けられ、学校全体の教育の質の向上を図る。
- ウ 校内現職研修は、教員の研修意識と意欲に支えられた研修を通して、教員自身のモラルを高め、人間 関係の充実を目指す。
- ② 校内現職研修の内容

校内現職研修の主な内容は、次のように分類される。

- ア 学習指導
 - ○教材研究 ○指導過程の研究 ○指導形態の研究
 - ○指導技術の研究 等
- イ 学校、学年、学級経営
 - ○教育目標の具体化 ○教科経営 ○環境経営
 - ○地域社会との連携 等
- ウ 専門的技術の習得
 - ○実技 ○演習 ○実務 等
- エ 教育観の確立
 - ○教育哲学 ○教育原理 ○教育倫理 等
- 才 生徒指導
 - ○児童生徒理解 ○教育相談 等

これらは、当該校の教育課題に基づき、整理、系統化され、意図的に構成される。

- ③ 実践上の留意点
 - ア 学校の教育目標達成を目指す経営計画に、研修計画を組み入れるようにする。
 - イ 教師全員の共通の課題をとらえ、実践に直結する計画を作成する。
 - (ア) 前年度の計画やその運営の反省に立って改善を加え、形式的な踏襲を避ける。
 - (イ) 校内研修の計画は、全教員が意見を出し合い、十分検討して決定する。
 - (ウ) 研修の種別に応じた研修内容及び方法を明らかにする。
 - (エ) 計画は早期に立案、決定し、できるだけ早く実践に入る。
 - (オ) 諸行事、諸会議等と研修日との調整を図る。
 - ウ 共同で研修を行う場合の課題設定では、教育実践上の問題点を抽出し、それらに対処できる具体策をもつようにする。
 - (ア)研究主題の設定では、児童生徒の実態をとらえ、指導上の問題点を明らかにして、解 決を図らなければならないものを明確にする。

校内現職研修の計画 (小・中の例)

- 4月 主題・副主題の共通理解
- 5月 アンケート調査①
 - 学力テスト①
- 6月 授業研究① 10月 授業研究②
- 12月 学力テスト②
- 1月 アンケート調査②
- 2月 変容把握
- 3月 まとめ、次年度の計画作成

児童生徒の変容を把握するために、アンケート調査や学力テスト等を複数回実施し、結果を比較するのが一般的である。

- (イ) 研究の焦点を明確にし、研究内容の精選を図る。
- エ 小サークルの研修を推進し、相互の援助活動を盛んにする計画を作成する。
- オ 共同研修の成果を個人に生かす配慮や、対外的な研修の成果を校内研修に活かす工夫も、計画作成の段階で考えておく。

(3) 自己研修

① 自己研修とは

研修の主体者が複数で、しかも組織的に行われる共同研修に対して、教師個人が主体となり 行う研修である。単に自己の職能を高める研修にとどまらず、各個人が人間としていかに高ま るか、人としてのよりよい生き方を求めて行われる研修の総体を指している。

自己研修の意義を簡略に示すと、次のとおりである。

ア 個人が研修の主体者であり、研修テーマの選択や設定、研修計画の作成や実践は個人の 意思と責任において行われる。

イ 研修の主体者は個人であるが、研修テーマや研修内容は委託されたり、共同研究の一分 野を分担したりする場合もある。

② 自己研修の内容

教員の職責を果たすためには、社会の成員として備えなければならない一般的な諸能力と、 教育活動に直接必要な諸能力の二面について向上することが求められるが、後者については、 次のような能力が期待される。

- ア 児童生徒一人一人の可能性を見いだす能力
- イ 教育課程を編成し、実践する能力
- ウ 学校の教育活動で有効に機能する能力
- エ 教育公務員として職務執行に必要な能力

これらの能力は、それぞれ独立しているのではなく、有機的に関連し合い、複合し合って教育活動の実践において働き、発揮されるものである。教員個人は、自校の教育目標達成を目指し、複雑多様な活動を意図的かつ具体的に展開している。その具体的活動一つつが研修の対象となり、学校教育目標の具現化に向けて深く追求されるのが研修内容である。それは、教員の主体的な自己啓発にも役立ち、また、自己の教育実践をより確かなものにする。



どの子も可能性を内に秘 めている

教員の大きな職責の一つは、日々の授業を充実することである。第一に、授業の「目的(何のために)、内容(何を)、方法(どのように)」を明確に具体的に押さえること。第二に、児童生徒の能力・適性・個性等の実態と可能性を正しく見極め、授業を組織し、展開すること。第三に、学級で授業が効果的に行われるよう様々な条件を整備することである。この三つは授業の改善・充実に不可欠である。これらに関わる研修は必須なものであると同時に、一人一人の教員が日常的に追求すべきものでもある。研修を通して、「児童生徒一人一人の可能性を見いだす能力」、「教育課程を編成し、実践する能力」、「学校の教育活動で有効に機能する能力」「教育公務員として職務遂行に必要な能力」の向上が期待できる。

③ 実践上の留意点

自己研修の特徴の一つは、個々の教員の実践課題に密着できる点である。課題自体が教育活動に深く関わっており、国や県の教育施策等に関わる大きな視点からも、日常生起する小さなことからも、足掛かりを見つけることができる。視点の大小にかかわらず、実践課題はよりよい児童生徒の育成に重要な役割を果たしている。ノートの使い方、板書の仕方、忘れ物をなくす方法など、きわめて身近なことから、大きな指標を掲げてその具現化に迫るものまで、すべてが実践課題である。

また、課題を解決する方法や実践上の観点など、研修に関する基本的事項を明確に把握することも大切である。

次に、特に留意することを挙げる。

ア 課題の意義と必要性

イ 課題を取り上げる理由(児童生徒の実態等)

- ウ 課題の解決策
- エ 個人の役割と方策
- オ 自己評価の方策

/ 6 教師としての心構え

(1) これからの教員に求められる資質能力

平成25年8月28日に中央教育審議会より示された「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」の中で、これからの教員に求められる資質能力について、以下のように整理されている。

- ① 教職に対する責任感、探究力、教職生活全体を通じて自主的に学び続ける力(使命感や責任感、教育的愛情)
- ② 専門職としての高度な知識・技能
 - ・ 教科や教職に関する高度な専門的知識 (グローバル化、情報化、特別支援教育その他の 新たな課題に対応できる知識・技能を含む)
 - ・ 新たな学びを展開できる実践的指導力(基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えて思考力・判断力・表現力等を育成するため、知識・技能を活用する学習活動や課題探究型の学習、協働的学びなどをデザインできる指導力)
 - ・ 教科指導、生徒指導、学級経営等を的確に実践できる力
- ③ 総合的な人間力(豊かな人間性や社会性、コミュニケーション力、同僚とチームで対応する力、地域や社会の多様な組織等と連携・協働できる力)

これからの社会で求められる人材像を踏まえた教育の展開、学校現場の諸課題への対応を図るために、我々は上記の3つの視点で、自らの資質能力の向上に努めなければならない。

(2) 初任者として

採用試験に合格した初任者の中には、大学を卒業したばかりの者もいれば、学校現場で講師経験を積んだ者もいる。しかし、児童生徒にとってその違いはあまり意味を成さない。若手教師だろうがベテラン教師だろうが、児童生徒は「いい先生」「話をきいてくれる先生」「おもしろい先生」「授業のうまい先生」を求めるのである。

大学の新卒者であれば、毎日が新たな経験の連続であり、右往左往する日々を送るものである。 一方、講師経験者は、前任校との違いや研修時間・日数等に戸惑いながらも、何とか職務を遂行 していくものである。

両者に共通して言えるのは、今、この時が教職生活の原点だということである。自分がどのような思いで教員採用試験を受け、合格し、初任者として自校に赴任したか。研修を通じてどのようなことを学び、考え、実践したか。そのすべてが、いずれ初心に立ち返る際の根本となる。新卒者も講師経験者も、この1年間に積み重ねるものを大切にし、何年経っても謙虚さを忘れずに成長してほしい。

(3) 児童生徒の目

「私が新任教師として、初めて出勤する朝のことです。**『今日は、お前の一番いい顔をして教壇に立ちなさいよ。子どもはいい先生が来ると思って固唾をのんで待っているからね。**』と母は諭してくれました。母の教えともいうべき**『一番いい顔**』で子どもに接したい。そう念じつつ40年近く過ぎてしまいました。」

これは、常に笑顔を絶やすことなく多くの人に惜しまれながら教育界を去っていかれた退職校長の述懐の一節である。

児童生徒は敏感である。教師の笑顔が児童生徒を安心させ、むずかしい顔 が児童生徒を警戒させる。児童生徒は純真である。信頼できる教師と見れば

教師の笑顔は信頼関 係の第一歩

ついてくる。児童生徒の目は、鋭く先生を見つめている。教師の話しぶり、 考え方、その好みまでを見抜く。このように、教師が児童生徒に与える影響 力は計り知れないものがあると思えば、常に自己を磨かずにはいられないも のである。

(4) 先輩に学ぶ

初任者等の若手教師が先輩教師に学ぶことは多い。しかし、学んですぐに真似をしてみても、うまくいかないことがあるだろう。児童生徒に対して、先輩教師と同じように声をかけても、同じような反応が見られないケースである。これは、教師としての"経験値"と個人の"持ち味"によるところが大きい。

教師として向上心をもって職務を遂行していれば、おのずと様々な引き出しをもつことになる。それが5年、10年と続けば、学校現場の様々なシチュエーションに対応できる能力が養われる。若手教師にはその経験値が足りないので、うまくいかないことがあるのは当然である。

また、個人の持ち味は、教師としての指導観を形成する重要な要素となる。先輩教師をよく観察してみると、同じような場面の生徒指導であっても、大きな声でパワフルに児童生徒を導こうとする教師もいれば、淡々とした口調でありながら着実に児童生徒をひきつける教師もいる。これは、その教師個人が身に付けた持ち味である。優れた先輩をどんなに真似してみても、その先輩自身になれないのは当然である。

若手教師は、先輩教師を手本にしながら自分の持ち味を把握し、生かすことが大切である。その上で、職務を遂行する上で足りないところ、苦手なところを明らかにし、先輩のやり方を吸収していけば、教師としての個性は確立されていく。やがて、児童生徒や保護者から「あの先生はいい先生だね」と言われるようになる頃には、自身の経験値と持ち味を自覚し、教師として進むべき方向が見えているであろう。

(5) 初任者の悩み

小・中学校でのある調査によれば、1学期の生活と実践の中で自信が付いたという初任者はほとんどなく、まずまずという初任者が2~3割、まだそこまではという初任者が7割以上であった。"教える"ということがいかに難しいかを端的に物語っている。実際に、本県の初任者研修で実施している協議の時間に、初任者から次のような悩みが出されている。



初任者には様々な 悩みがある

- 教材研究が遅くなり、睡眠時間が減り、学校での小さなミスが多い。
- 授業中、子どもたちの声が、叱らないと止まない。
- 注意ばかりしている。言い過ぎてしまう気が…ほめていないような…。
- 保護者と話をするのが難しく感じる。対応が合っているのかわからない。
- 周囲の先生方が忙しそうで、質問するタイミングがわからない。
- 同世代の人が職場にいないので、悩みを話せない。

協議の時間を終えた初任者は、一様に「話ができてよかった」「悩んでいるのが自分だけではないことが分かった」という感想を口にする。

初任者の悩みを一瞬で解決できる魔法は存在しない。しかし、今あなたが教えている児童生徒は、21世紀の担い手である。あなたは、その担い手を育成している教師である。児童生徒は教師を選択できず、大切な人生の時々刻々を教師に委ねている。教師は、最善を尽くして児童生徒に応えてやらなければならないのである。職務について悩み、苦しみ、もがき続けることもあるが、初任者が絶えず求める姿勢で地道な努力をすれば、解決の道筋は必ずその先にある。

下の文は、ある年の初任者が「1年間を振り返って」に記載したものである。初任者研修の修 了時に、教師としての1年間の取り組みを振り返り、成果と課題を見つめ、次のステップへと生 かせるようになりたいものである。 反省ばかりの一年だったが、嬉しかったこともたくさんあった。選択性(場面)かん黙の子が心を開いて仲良くしてくれ、自分にできることを少しずつ増やそうと努力してくれていること。宿題を全く出さなかった子が、毎日平気で出すようになったこと。日々算数に苦しみ、授業中机に突っ伏していた子が、何か1つでも計算の仕方を覚えたときに喜び、七夕の短冊に『算数が上手になりたい』と書いて休み時間にずっとお祈りしていたこと。子どもの素直さに日々驚き、癒され、時には感動してきた。

(6) 教師のあるべき姿

授業や集会等で、「大事なことを言わなければ」「わかるように説明しなければ」と思うあまり、教師の話す時間が長くなり、児童生徒の集中力が欠けていくような場面はないだろうか。アメリカ国立訓練研究所のラーニング・ピラミッドの理論によれば、講義を受けている児童生徒への学習内容の定着率は、わずか5%程度しかないそうである。これからの学校教育に求められるのは、児童生徒が課題の発見と解決に向けて主体的・対話的に深く学ぶ学習であり、我々は講義形式の一方的な話を繰り返すような凡庸な教師であってはならない。「話したいこと」と「聞きたいこと」や、「話すべきこと」と「聞くべきこと」をしっかり区別し、児童生徒と双方向のコミュニケーションがとれるようになりたい。

下の言葉は、教師のあるべき姿を端的に表すものである。今後の教職生活において、自分自身の成長の糧にしてほしい。

凡庸な教師はただしゃべる。 よい教師は説明する。

すぐれた教師はやって見せる。 偉大な教師は心に火をつける。 The mediocre teacher tells.

The good teacher explains.

The superior teacher demonstrates.

The great teacher inspires.

William Arthur Ward (1921-1994)

(7) 「校長及び教員としての資質向上に関する指標【第2版】(改訂版)」について

① 指標策定の経緯

平成29年4月に、改正された教育公務員特例法が施行され、教員の任命権者は関係大学等で構成する協議会を組織し、「校長及び教員としての資質向上に関する指標」(以下、「指標」)に関する協議を行い、指標を策定するとともに指標を踏まえた研修計画を定めることとされた。

② 指標の趣旨

教育公務員特例法第22条の3に定められた、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化したもの。本指標により画一的な教員像を求めるものではなく、校長及び教員に求められる基礎的、基本的な資質を身に付け、長所や個性の伸長を図るためのものである。教員の人事評価と趣旨・目的が異なるものであるため、本指標に基づく評価は行わない。

③ 指標の特徴

横軸に、教員としての成長過程を示した 4 つのステージをおき、ステージごとに身に付けるべき資質を示し、養成、採用、研修を通じた成長過程を意識したものとしている。縦軸は、「I 教員としての素養」、「II 学びの創造」、「III 児童生徒の理解と指導」、「IV 教職員の協働と学校づくり」「V ICTの活用」の 5 つの領域をおき、更に 1 4 項目に区分している。

「福島県が育成を目指す教員像」、東日本大震災及び原子力災害の経験を踏まえた「福島らしさ」を示すとともに、それらの内容を本指標に反映させている。

養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員については、「Ⅱ 学びの創造」を「Ⅱ 専門領域」として

別に定めるとともに、校長・副校長については、身に付けるべき資質を4つの領域に分けて別に定めている。

④ ステージ

「福島県が求める着任時の姿」と4つのステージ(成長過程)が設定され、研修を通じて自己の取組を省察しながら、資質を高めるための見通しを持てるようにしてある。なお、ステージごとの指標策定の観点は以下のとおりである。

ステージ1	ステージ2	ステージ3	ステージ4
【基礎形成期】	【資質成長期】	【資質充実期】	【深化発展期】
概ね1~5年	概ね6~10年	概ね11~15年	概ね 16 年~
【出会い・学ぶ】 教職に必要とされる知 識・技能を習得する時期	【深め・高める】 実践に基づき、知識を深め、技能を高める時期	【広げ・分かち合う】 視野を広げ、同僚教職 員と協働性を高める時期	【伝え・支える】 それぞれの立場でリー ダーシップを発揮し、同 僚支援する時期
初任者研修	5 年経験者研修	中堅教諭等資質向上研修	中核教諭研修等 の伸長・多様なキャリアパス
新規採用教員研修	学 び 続 け る ま	牧 員 個性	

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標について【第2版】(改訂版)」(福島県教育委員会) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/616562.pdf

⑤ 領域及び項目

以下、I~Vの5領域に対応する14項目を策定

	領 域	内 容
I	教員としての素 養	教育公務員としてその職責を遂行するための資質に関わること。 「福島ならでは」の教育を理解し、絶えず研究と修養に努め、自己の取組を省察しながら資質を高めるために学び続ける力が求められています。
П	学びの創造	学びの構想や授業づくりに必要な資質に関わること。 「社会に開かれた教育課程」に基づき、主体的・対話的で深い学びを通して児童生徒の資質・能力を高める力が求められています。
Ш	児童生徒の理解 と指導	児童生徒の理解や多様な教育的ニーズへの対応に必要な資質に関わること。 特別な支援を必要とする児童生徒への対応を含め、多様な児童生徒を誰一人取り残さず健やかな学びを保障する力が求められています。
IV	教職員の協働と 学校づくり	学校運営や同僚性の向上に必要な資質に関わること。 社会と連携・協力しながら、「チームとしての学校」を実現する力が求められています。
V	ICT の活用	ICT を活用し、授業や校務等の改善や児童生徒の情報活用能力の育成に必要な資質に関わること。 ICT や情報・教育データを効果的に活用し、「学びの変革」を実現する力が求められています。

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標について【第2版】(改訂版)」(福島県教育委員会) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/616562.pdf

(8) 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励について

① 必要性

令和3年に中央教育審議会で取りまとめられた「『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの実現に向けて(審議まとめ)」において、「主体的な教師の学び」「個別最適な教師の学び」「協働的な教師の学び」といった「新たな教師の学びの姿」が示された。

このような中、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律により、任命権者である教育委員会による教職員の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言の仕組みである「研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励」が令和5年4月1日から施行されることになった。

② 基本的考え方

研修履歴の記録は、指標や教員研修計画を踏まえて行う教育公務員特例法第22条の6の規定による対話に基づく受講奨励において活用されることが基本となる。その中で教員が学びの成果を振り返ったり、自らの成長実感を得たりすることが一層可能になると考えられる。

また、これまで受けてきた研修履歴が可視化されることにより、無意識のうちに蓄積されて きた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに資質向上・能 力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャ リア形成につながることが期待される。

対話に基づく受講奨励は、教員と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教員が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要

な学びを主体的に行っていくことが基本となる。「新たな教員の学びの姿」が、変化の激しい時代にあって、教員が探究心を持ちつつ、自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、対話に基づく受講奨励は、教員の意欲・主体性と調和したものとなるよう、当該教員の意向を十分にくみ取って行うことが望まれる。

研修履歴を活用して対話に基づく受講奨励を行うことにより、

- ・教員が今後どの分野の学びを深めるべきか
- ・学校で果たすべき役割に応じてどのような学びが必要か

等について、学校管理職による効果的な指導助言等が可能となるとともに、個々の教員の強みや専門性を把握した上で校務分掌を決定するなど効果的な学校運営を行うことも可能になると考えられる。

③ 研修履歴を活用した受講奨励の時期及び内容等

No.	内 容	教 員 (研修を受講する者)	学校管理職等 (研修受講を奨励する者)
1	指標に基づテーク を を と し を を 変質 質 年 い 変 質 の 度 変 質 の た に る と し る と し る と し る と し る と る と る と る と	4月中旬から5月上旬を目安に、指標に基づき、経験年数とに、指標に基づき、経験年数とステージに応じて「今年度特に伸ばしたい資質項目」を選択し、研修を記入して学校管理職等に提出する。	提出された研修履歴の記録に 基づき、経験年数とステージ、項 今年度特に伸ばしたい資質 目、受講する予定の研修を確認 する。 その際、受講する予定の研修 が記力な研修を推奨できるように 情報を収集しておく。
		 ※参考 ・教職員現職教育計画 (https://www.pref.fukushima. jp/site/edu/gimukyoiku201. html) ・研修講座案内 (県教育センター https://center.fcs.ed.jp 県特別支援教育センター https://special-center. fcs.ed.jp) ・県教育センターにおけるオンライン自己研修サイト (https://center.fcs.ed.jp) 	※ 参考 ・教職員現職教育計画 ・研修講座案内 (県教育センター、県特別支援 教育センター) ・県教育センター) ・県教育センターにおけるオン ライン自己研修サイト
2	面談の実施と受講する予定の研修の 決定	学校管理職等との対話に基づき、「今年度特に伸ばしたい資質項目」と受講する研修について検討し、決定する。 ※ 研修の申込等については、必要に応じて適宜行うこと。	経験年数やステージ、主な校務分掌等に基づき、研修を受講する教員の考えを尊重しながら対話による受講奨励を行う。
3	研修の受講	研修の受講計画に基づき、研 修を受講する。	様々な機会を捉えて資質向上 に向けた指導助言を行う。
4	面談の実施と振り 返りの記入	研修履歴シートに「振り返り、 成果等」を記入し、学校管理職 等に提出し、面談等を利用して 指導助言を受ける。また、次年 度以降の職能開発の目標につい ても話し合い、次年度の見通し を持つ。	研修履歴シートやその他の振り返り等を基に、実施した研修による各教員の成果等について指導助言を行う。その際、次年度以降の職能開発の目標についても指導助言を行い、次年度の見通しを持てるようにする。
5	研修履歴シートの 提出、保管	学校管理職等からの指導助言を基に、適宜「振り返り、成果」について加除修正を行う。2月下旬から3月上旬を目安に、研修履歴シートを紙媒体(A3で修履歴シートを紙媒体(Pび電子データで学校管理職に提出する。	教員から提出された研修履歴シート等について、紙媒体及び電子データを保管する。保管期間は、2年間とする。

研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励の手引き〈令和5年度版〉

⑥ 福島県版 校長及び教員としての資質の向上に関する指標 校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】(改訂版)

令和6年4月 福島県教育委員会

-							06年4月 福島県教育委員会
領	ステージ		福島県が求める 着任時の姿	ステージ1 [基礎形成期] 概ね1~5年 初任者研修		ステージ3 【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4 【深化発展期】 概ね16年~
域		-		新規採用教員研修	5年経験者研修	中堅教諭等資質向上研修	中核教諭研修等
	項目				学び続ける	教 員	個性の伸長・多様なキャリアパス
Ⅰ 教員としての素	使命愿	1 《·情熱·向上心		教員に求められる基本的な 知識・技能を身に付け、意欲 的かつ確実に職務を遂行して いる。		中堅教員として学校全体を 幅広く見通し、協働して職務 を遂行している。	教育の質の向上や現代的な 諸課題の解決に向け、学校の 中核としての役割を自覚し職 務を遂行している。
		2 教養や社会性・ むたる倫理観	社会性を身に付けている。	きる力やより良い人間関係を る。	い教養を持ち、変化に対応で 築くための力を身に付けてい 観を持ち、法令・服務規律を	応する力を身に付けている。	対話と協働を通して柔軟に対識ある言動ができ、学校全体識を高めている。
茶養		3 lの教育課題)理解と対応	東日本大震災及び原子力災 害からの復興・創生を目指す 本県の教育課題を理解しよう としている。	震災の事実や教訓を継承・ 発信する教育活動や、地域の 特色を踏まえた教育活動に取 り組んでいる。	本県の施策を踏まえ、多様 な教育資源を活用し、教育課 題解決に向けた探究的な教育 活動に取り組んでいる。	本県の教育課題への多面的 な理解に基づき、探究的・協 働的に課題解決に取り組む教 育活動を推進している。	本県の教育課題の解決につ ながる教育課程の編成、実施 改善を組織的・計画的に推進 している。
	学びの	4 D構想と広がり	学習指導要領に基づき、「生きるカ」を育むための学びの 在り方について理解している。	目指す資質・能力を意識し、 学びを社会につなげ、新たな 学びへの意欲を引き出す単元 や授業を構想している。	学びを自己実現やより良い 社会づくりにつなげる単元や 授業を、教科等横断的な視点 や学びの連続性の視点から構 想している。	実施するためのマネジメント	家庭や地域との連携・協働による特色ある教育課程の編成、実施、改善を組織的・計画的に推進している。
		5 集等の実践と 平価・改善	教科等の特質に応じた資質・ 能力、見方・考え方を理解し、 授業づくりの基本的な知識を 身に付け、技能を習得しよう としている。	指導方法やICTを含む教材・ 教具の活用を工夫し、主体的・ 対話的で深い学びの実現に向 けた授業改善に取り組んでい る。 適切な観点別評価と個人内	に、10Tを含む教材・教具を 効果的に活用し、学びの変革 の実現を図っている。 学習の過程及び成果につい	し、教員同士の学び合いによ る学びの変革を推進している。 学習状況の評価を基に、組	評価の妥当性、信頼性を高
単び				評価により、指導と評価の一体化を図り、児童生徒の学習状況の把握と指導の改善にいかしている。	意欲の向上につなげている。	織的な授業改善や、自立した 学習者の育成に向けた教育課 程の改善を推進している。	に接続するための組織的・計 画的な取組を推進している。
びの創造		指導計画の作成	幼稚園教育要領等に基づき、 幼児教育に関する基本や幼児 教育において育みたい資質・ 能力及び「幼児期の終わりま でに育ってほしい姿」につい て概ね理解している。	幼児教育における遊びを通 した指導の重要性を踏まる、 発達を意識し、具体的なねら いや内容を設定定した指導計画 を作成している。		幼児の長期の発達過程を見通し、幼児の姿に直結した具体的な短期の指導計画を手順体的な短期の指導計画を手順を形式等を工夫して作成するとともに、同僚に助言している。	効果的な環境構成や援助等、 園の実情に応じた園内研修を
	幼稚園等	保育実践	指導計画に基づく環境構成 や個に応じた援助の大切さを 理解し、幼児に進んで関わろ うとしている。	ねらいや内容を踏まえ、保育者の役割を意識しながら、 幼児の活動に寄り添って援助 している。	環境を通して行う教育・保育の意義や特質を理解し、計画的に環境を構成し、保育者の役割を果たそうとしている。	幼児期にふさわしい生活の 展開や遊びを通しての総合的 お指導、一人の特性に応 じた指導を重視して保育している。	の体験の多様性と関連性に留 意するとともに、園全体の保
		評価・改善	計画に基づいた保育実践を 記録から振り返ることの重要 性について理解している。	遊びの様子を具体的に記録し、記録を他の保育者と共有しながら振り返っている。		幼児理解と指導改善の両面 から評価し、幼児の遊びを通 した学びの姿を園内外で共有 し理解を深める役割を担って いる。	的で深い学びを実現するとと
			児童生徒の発達段階の特性 を理解し、個性や人格を尊重 する態度を身に付けている。	教育相談の知識・技能を身 に付け、児童生徒を共感的に 理解し、信頼関係を構築して いる。	児童生徒の多面的・総合的 な理解により、児童生徒の自 己肯定感や自己有用感の向上 につなげている。	情報の共有により、組織的に児童生徒理解を深め、一人一人の個性の伸長や自己実現を図っている。	児童生徒の特性を踏まえ、 キャリア形成や自己実現につ なげる組織的な取組を推進し ている。
Ⅲ 児童生徒の		7 会性の伸長と する力の育成	社会性や協働する力を育む 上で、学校が果たす役割の重 要性について理解している。	多様性を尊重したより良い 人間関係を主体的に築く集団 づくりに取り組んでいる。	他者と協働することにより、 主体的に課題を発見し、解決 していく集団づくりに取り組 んでいる。	生徒指導の機能をいかし、 社会性や自己有用感を育む協 働的な活動を推進している。	生徒指導の機能をいかした 諸活動の企画・運営や全体計 画作成に積極的に関わっている。
理解と指	個(8 こ応じた対応	いじめや不登校など生徒指 導上の諸課題について、その 背景を踏まえた組織的な対応 が重要であることを理解して いる。	期把握に努め、管理職の指導	教育的ニーズを踏まえた効果	問題行動の未然防止、多様 な教育的ニーズに応じた組織 的な取組を推進し、生徒指導 の充実を図っている。	
導		9 別な支援を 必要とする 生徒への対応		一人一人の教育的ニーズを踏まえた授業づくりを行う等、 きめ細かな指導・支援をしている。	善をしている。	機関と連携し、個々の課題を 解決するために、指導・支援 の充実を図っている。	保護者や地域、関係機関と連携し、役割を明確にした校内 支援体制の構築に主体的に関わっている。
	同	10 僚性の構築	適切なコミュニケーション を図りながら、集団の中で協働して行動することができる。	同僚と協働しながら職務を 遂行し、周囲に指導・支援を 求めながら課題の解決に努め ている。	同僚の立場や考え方を柔軟 に受け止め、考えを伝え合う ことを通して学びを深めてい る。	共有し、学び合いにより若手	をいかしながら学校全体で若手教員を育成するOJT、OJLの
Ⅳ 教職員の	学科	11 交組織の運営	集団における役割を理解し 集団の一員としての自覚を持 ち行動することができる。	各校務分掌の意義や役割を 理解し、組織の一員として主体的に職務を遂行している。	率的・効果的に職務を遂行し	学校内外の資源を活用した 効率的で効果的な教育活動を 推進し、課題の解決や特色あ る学校運営につなげている。	校の諸計画・諸活動を評価・ 改善する体制を整備し、若手
の協働と学	学村	12 交と家庭・地域 との連携	教育活動が、学校、家庭、 地域の連携の下に成り立って いることを理解している。	家庭や地域の関係者と良好な関係を築き、協力を得ながら教育活動に取り組んでいる。	保護者や地域と協力し、地域の教育資源や学習環境を活用した教育活動に積極的に取り組んでいる。	決を図る連携・協働の取組を	協働するためのコーディネー
協働と学校づくり		13	児童生徒の安全の確保が全ての教育活動の基盤であることを理解している。	理解し、各教科等における安	める実践的な安全教育により	スクに応じた教科等横断的な	(実践的な安全教育が組織的・ 計画的に推進されるよう評価・ 改善に努め、安全教育の充実 を図っている。
	学材	安全への対応		学校安全計画や危機管理マニュアルの内容を理解し、適切に安全管理を行っている。	により安全管理への課題意識	る実践的な研修を企画・運営	まえ、学校安全計画及び危機 管理マニュアルの改善や周知
V の活用	ICTO	14 D効果的な活用	ICTや情報・教育データの活用の意義を理解し、授業や校務等で必要なICTや情報・教育データに関する基本的な知識・技能を習得しようとしている。	の は ICTや情報・教育データを効果的に活用し、「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の 実現を図っている。			

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標【第2版】(改訂版)」(福島県教育委員会) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/616562.pdf

校長・副校長	
領域	身に付けるべき資質
1 ビジョンと実行力	○ 第7次福島県総合教育計画の理念に則り、児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた教育ビジョンを作成し、教職員や保護者、地域等と目標や取組の方向性の共有を図っている。○ 教育目標の達成に向け、適切に課題を見出し、課題の解決に向けた取組を組織的、計画的に行っている。
2 マネジメントカ	○ 多様な専門性を持った教職員を有機的に結び付け、保護者や地域等との連携による学校内外の協働の文化を創り出している。 ○ 人事評価や学校評価等を有効に活用し適切な人材配置や労働安全衛生管理等に努める等、組織の活性化に向けた総合的なマネジメントに取り組んでいる。
3 リーダーシップ	○ リーダーシップを発揮し、複雑化・多様化した課題を抱える学校を牽引し、学校の教育力を向上させている。 ○ 危機管理への対処について教職員と共有を図り、関係機関等と連携を深めることにより危機管理体制の整備を行い、平素から危機管理意識を持った安全対策を講じている。
4 育成と服務管理	○ 研修や人事評価等を通して教職員に対し指導助言を行うとともに、教職員が探究心を持ち自ら学び続ける力をつけるための支援を行う等、教職員の資質向上に努めている。○ 教職員に高い服務倫理意識を定着させるとともに、風通しの良い職場づくりを推進し、教職員の心身の充実に努めている。

「個別最適化された学び」、「協働的な学び」及び「探究的な学び」の実現につながる、ICTや情報・教育データの活用が組織的に行われるよう、校内研修の実施やリーダーとなる教員の育成など、体制の整備を図っている。 校務等でICTや情報・教育データを効果的に活用し、業務の効率化を図っている。

養護教諭

5 ICTの活用

	1支 设 4 入 副					
領域	項目	福島県が求める 着任時の姿	ステージ1【基礎形成期】 概ね1~5年	ステージ2【資質成長期】 概ね6~10年	ステージ3【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4【深化発展期】 概ね16年~
11 専門領域	保健管理	学校保健安全法に基づき、児童生徒の健康に関する実態把握や基本的な保健管理の方法について理解している。	理解し、適切な保健管理を実施	保健情報の収集と活用に努め、 個や集団の健康状態や特性に応じた保健管理を評価・改善しながら 効果的に進めている。		保健情報の効果的な活用や関係 機関との連携に基づいた保健管理 の体制整備に積極的に関わってい る。
	保健教育	保健教育における養護教諭の 役割と基本的な指導方法につい て、学習指導要領等を踏まえ理 解している。	国及び県の施策等を理解し、 それらを活用しながら学級担任 等と連携して専門性をいかした 保健教育を実施している。	児童生徒の実態や特性に応じた保健教育を計画的に実施し、 評価・改善しながら効果的に推進している。	家庭や地域、専門機関等との 連携におけるコーディネーター 的役割を担い、組織的に保健教 育を推進している。	地域の健康課題解決に向け、近 隣学校や地域と連携した保健教育 を推進し、地域全体での保健教育 の充実を図っている。
	3 健康相談	学校保健安全法に基づき、健康相談の位置付けや、健康課題に対する基本的な支援の方法について理解している。	健康相談の基本的なプロセス に基づき、心身の発達段階や現 代的な健康課題を踏まえた健康 相談を実施している。	心身の健康課題を総合的に捉え、教職員や保護者、関係機関 と連携し、課題解決に向けて効果的に支援している。	健康課題や背景にある問題の 早期発見に努め、関係機関との 連携におけるコーディネーター 的役割を担い、適切な支援につ なげている。	学校全体の健康課題を捉えて 教職員の意識を高め、専門性を いかした指導・助言や支援体制 の整備をしている。
		保健室経営・保健組織活動の 意義や、学校保健活動推進にお ける連携・協働の重要性を理解 している。	保健室経営方針を教職員や保護者に周知し、保健主事と協力 しながら開かれた保健室経営を している。	児童生徒の主体性を育む視点 で保健室経営や保健組織活動の 内容を工夫し、適切な指標を用 いて評価・改善している。	学校保健活動と他の教育活動 を有機的に関連付け、協働によ る健康課題の解決を目指す保健 室経営を推進している。	保健室経営の視点から学校教育目標実現のための具体的な方策を提案し、保健組織活動の充実を図っている。
V のIC 用T	14 ICTの効果的な活用	ICTや情報・教育データの活用の意義を理解し、授業や校務等で必要なICTや情報・教育データに関する基本的な知識・技能を習得しようとしている。	は、			

学校栄養職員・栄養教諭

領域	項	ステージ	福島県が求める 着任時の姿	ステージ1【基礎形成期】 概ね1~5年	ステージ2【資質成長期】 概ね6~10年	ステージ3【資質充実期】 概ね11~15年	ステージ4【深化発展期】 概ね16年~
Ⅱ 専門領域	給食	1 栄養管理	学校給食実施基準に基づき、 学校給食の栄養管理を適切に行 うことを理解している。	児童生徒の実態把握の必要性 について理解し、食品構成を考 慮しながら、地場産物を活用し た献立を作成している。	学校給食摂取基準に基づく栄養管理に加え、郷土食、地場産物を取り入れ、各教科等の食に関する指導と関連させながら献立を作成している。	児童生徒の体格や生活活動の 実態を考慮した摂取基準を作成 し、地域の特性をいかした食品 構成及び食育の観点等を考慮し た献立を作成している。	地域の健康課題を把握し、高度な専門知識をいかして、自校のみならず地域等において指導的な役割を果たしている。
	管理	2 衛生管理	に行うことを理解している。	衛生管理体制の宝能押握に努め	調理従事者の衛生管理、関係 諸帳簿の整備、施設設備の衛生 等、衛生管理責任者としての業 務を遂行している。	学校給食衛生管理基準についての理解を深め、実践するとともに、所属の学校や受配校の衛生体制について評価し、課題の改善に努めている。	学校給食衛生管理基準に基づ く衛生管理について評価と改善 を行い、管理職等と連携を図り ながら、事故の未然防止に努め ている。
	食に関す	3	食育に関する基本的な知識を 身付け、学校給食と関連付け た食に関する指導を行う重要性 について理解している。	食に関する指導に係る全体計 間に沿い、学校給食の献立や使 用食品を活用しながら、各学校・ 学級の食に関する課題を把握し、 給食の時間や授業等で指導して いる。	給食と各教科等との関連を考 慮し、国及び見の施策を活用 しながら、児童生徒の実態に基 づいた食に関する指導を実践し、 評価及び改善を行っている。	食に関する課題の解決に向け、 校種間の連携を図りながら、専 門性をいかして指導し、組織的 に取り組んでいる。	地域の食に関する健康課題を 解決するために、食育の評価指 標を考慮し、組織を活用した体 制の確立に向け取り組んでいる。
	る指導	4 m m A + + + + + + + + + + + + + + + + +	個別的な相談指導の基礎的な 知識を身に付け、児童生徒の実 態把握に基づき、個別的な相談 指導を行う重要性について理解 している。	食に関する健康課題を有する 児童生徒の実態を把握し、教職 員や保護者と連携しながら専門 性をいかして指導している。	個別的な相談指導に関する専門性を高め、教職員や保護者と連携し、児童生徒の実態に応じて指導している。	食に関する健康課題を有する 児童生徒について、個に応じた 指導計画を作成し、組織的に対 がするとともに、評価、改善し ている。	専門的な知識を活用して、食 に関する課題を総合的に捉え、 保護者や校内組織と連携した個 別的な相談指導体制を整備して いる。
♥□○□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	14 の意義を理解し、授業や校務等 な堂がしの実現を図っている。			, 「協働的な学び」及び「探究的			

「校長及び教員としての資質の向上に関する指標について【第2版】(改訂版)」(福島県教育委員会) https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/616562.pdf

第2節 服務と勤務

/ 1 服務

県立学校教職員及び市町村立学校に勤務する県費負担教職員(市町村立学校の教職員でその給与等について都道府県が負担する者)の任命権者はともに県教育委員会であるが、服務監督権者はそれぞれ異なる。

- ・ 県立学校教職員の服務監督権者 … 県教育委員会
- 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の服務監督権者 … 市町村教育委員会

各市町村の公務員として身分を有する県費負担教職員に対する服務監督権者は、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第43条第1項等の規定により、上記のように定められている。

勤務時間、休日及び休暇、育児休業等、職員団体の職員の行為制限の特例、退職手当及び旅費の支給等について、市町村立学校に勤務する県費負担教職員の場合は、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例第10条から第13条までの規定により、県立学校職員の例によるものとされている。細かい規則や規程については、県立学校の場合は福島県立学校の管理運営に関する規則等により、市町村立学校の場合は市町村学校管理規則等により定められているものが多い。その他、各種事務に関しては、事務の手引きのほか、学校により細かい規程が存在するので、それぞれの所属校において指導を受けること。

(1) 服務の根本基準と宣誓

服務とは、<u>公務員がその職務を遂行する上において又は公務員としての身分を有することにより当然に守るべきこととされている公務員の在り方</u>をいう。地方公務員法第30条において服務の根本基準が定められ、第31条から第38条までにおいて服務に関する具体的な義務等が定められている。

服務の宣誓は、公務員関係に入ることを受諾したことに際し、その地方公共団体の住民に対し、地方公務員法第31条に従い、職員の服務義務に従うことを一方的に宣言する行為である。新たに採用された職員(市町村立学校においては他市町村から異動した職員を含む)は、任命権者又は任命権者の定める上級公務員の面前において宣誓し署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(2) 義務

- ① 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 (地方公務員法第32条)
- ② 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)
- ③ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)

(3) 禁止、制限

- ① 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
- ② 政治的行為の制限(地方公務員法第36条)
- ③ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
- ④ 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条)

(4) 指導上の留意事項

- ① 体罰の禁止(学校教育法11条)
- ② 政治的教養の尊重(教育基本法14条)
- ③ 宗教に関する寛容の態度、一般的な教養等の尊重 (教育基本法15条)

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、これを擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体すると ともに公務を民主的かつ能率的に運 営すべき責務を深く自覚し、全体の 奉仕者として、誠実かつ公正に職務 を執行することを固く誓います。

年 月 日

職 氏名

服務の宣誓は、県立学校においては初任者として赴任する時に、市町村立学校においては初任者として赴任する時と他市町村から異動する時に、それぞれ校長の面前で行う。

- ⊳ POINT

教職員の服務義務は、職務上の義務と身分上の義務の2つに区別される。

- 職務上の義務
 - ① 服務の宣誓(地方公務員法第31条)
 - ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第2項)
 - ③ 職務に専念する義務(地方公務員法第35条)
- 身分上の義務
 - ① 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)
 - ② 秘密を守る義務(地方公務員法第34条)※その職を退いた後も守秘義務は残る
 - ③ 政治的行為の制限(地方公務員法第36条、教育公務員特例法第18条)
 - ④ 争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)
 - ⑤ 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第38条、教育公務員特例法第17条)

職務上の義務は、専ら職務を遂行するに当たってその遵守が要求されるものである。身分上の義務は、教職員である限り、勤務時間外、休暇中、休職中、停職中又は在籍専従期間中においても遵守しなければならないものである。

(5) 服務倫理

教育現場において最も大切なことは、児童生徒が安心して教育を受け、健やかに育つ環境はどうあるべきかという視点から考えることである。児童生徒の安全安心を守る立場である教職員が、児童生徒を裏切り、学校運営の障害となる事態を招くようなことは、決してあってはならない。 県教育委員会では、「信頼される学校づくりを職場の力で」を作成し、教職員による不祥事(わいせつ行為等、体罰、職場におけるハラスメント、個人情報の紛失等、公金等の処理不適正、飲酒運転、速度超過、交通加害事故)を根絶するための対応策を組織的に行うため、様々な取組を進めている。それぞれの教職員が、不祥事を他人事としてではなく、自らの問題として受け止め、教職員としての自らの行動を様々な視点で、折に触れて見つめなおすとともに、組織的に原因や問題点を分析し、対策を講じることが大切である。教育は、教職員や学校に対する信頼の上に成り立つ。児童生徒が教職員を信頼できないところに教育は成り立たない。また、保護者や地域が学校を信頼できないところに、理解と協力は生まれない。我々一人一人が、真摯に教育に向き合い、専門的知識と教育的愛情により、未来を担う子どもたちを教え育み、誇りを持って不断の努力をする中で、信頼は築くことができる。

以下、「信頼される学校づくりを職場の力で」に掲載されている「1 当事者として(自己の客観視)」の抜粋である。

1 当事者として(自己の客観視)

一般に、独りよがりの振る舞いをする教職員が、不祥事の当事者になる場合が多く見られます。実際に不祥事を起こした教職員の発言からは、自らをことさら過大評価し、他者の視点で省みること、つまり「自己の客観視」ができていないことが疑われます。一方、これまでの不祥事の事例においては、周囲から評価されている教職員や、周囲とのコミュニケーションに問題のない教職員であっても、不祥事を起こす場合がありました。このことはすなわち、教職員であることの社会的評価に身をゆだねてしまい、「自己の客観視」ができていない結果であると言うことができるのです。

(1) 「自分ならどうするか」

わいせつ行為等を行った教員の中には、「これまでの不祥事根絶の指導も他人事のように捉えていた」と振り返った者がいます。しかし、自分が不祥事を起こすはずはないと過信して、事例を表面的に理解するのではなく、発生状況を詳しく知り、「同じ状況におい

て、自分ならどう対応するか」と考えてみる必要があります。ましてや、「信頼関係があったから許されると思っていた。」、「何とかできるのは自分だけしかいないと思った。」と述べるなど、行為そのものを正当化している者については言語道断です。

(2) 「自分のやり方は正しいのか」

周囲からの評価が高い教職員による不祥事の例として、児童生徒に対する強い指導により周囲から頼りにされている教員が、体罰を行う場合があります。このような教員は、不祥事発生のリスクを感じながらも、指導の効果の方を優先してしまっています。体罰により指導の効果が上がることは決してありません。「不祥事を起こしてでも実現すべきこと」は学校に存在しません。学校の規律を守るために体罰は許されるという大前提などあるはずもなく、このことを十分に理解して、冷静に「自分のやり方」を省みる必要があります。

(3) 「自分はどのように見られているのか」

教員であることは、児童生徒にとって権威をもつ者であるという関係が既定の事実であることを認識しなければなりません。それゆえ教育公務員としての責任は重く、権威に対して従順な目と批判的な目に常にさらされていることを知る必要があります。

児童生徒に対して常に教員の立場からの立居振舞や考え方が要請されていると考えるべきで、感情に流される対応は控えなければならないはずです。そして、その関係は在学中のみならず、何十年経過してもずっとその教員と児童生徒の立場を変えず継続していくものです。

2 勤務

(1) 勤務時間

(2) 勤務時間の割振り

勤務時間の割振りとは、勤務時間について、週休日(勤務時間を割り振らない日)を設けた上で、具体的に勤務日のどの時間帯に勤務すべきかを定めることである。任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振る。

職務の特殊性から、時間外や 休日の勤務手当の代わりに教 職調整額が支給されている。

10

(3) 休憩時間

労働基準法第34条や県の条例により、労働時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分の休憩時間を労働時間の途中に与えられる。

(4) 勤務時間の変更

教職員の勤務条件の特殊性により正規の勤務時間により難いものがあると認める場合には、人事委員会規則で定める期間の範囲内において、校長がその勤務時間を変更することができる。

(5) 出勤簿

出勤簿は、教職員の勤務状況を把握し、服務態勢の確立に資するものであり、その取扱いは、特に厳正を期するものである。県立学校は福島県立学校の管理運営に関する規則第22条により、校長及び職員は所定の勤務時間までに出勤しなければならない。この場合において、勤怠管理システムにあっては、出勤簿に自ら出勤した旨の表示をしなければならない。なお、小・中学校も

それぞれの市町村学校管理規則に同様の定めがある。

・ 出勤簿へ押印する場合は、1年間を通して同じ判子を使用することが望ましい。なお、訂正する場合は、紙を貼って訂正し、修正液、砂消しは使用しない。

(6) 勤務時間の管理

職場における労働者の安全と健康の確保をより一層推進するため、平成18年4月1日に改正労働安全衛生法が施行された。改正された項目の1つに、長時間労働者への医師による面接指導の実施がある。これは公立学校の教職員についても適用される(この改正は、平成20年4月から常時50人未満の労働者を使用する事業場にも適用となり、すべての事業所が対象となった)。

長時間労働者への面接指導制度の概要

(根拠法令:労働安全衛生法第66条の8・9、労働安全衛生規則第52条の2~8)

○ 事業者は、週40時間を超える労働が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければならない(ただし、1か月以内に面接指導を受けた労働者等で、面接指導を受ける必要がないと医師が認めた者を除く)。

教員の勤務時間管理の必要性については、組織的な学校運営の推進や教職員の勤務負担軽減、 労働法制上の責務の点から、一層適切に行うことが求められている。そのため、福島県教育委員 会では、令和5年度学びの変革推進プラン施策2「『学校の在り方の変革』によって教員の力、 学校の力を最大化する」として、「教職員多忙化解消アクションプランⅡ」に基づく取組を進め、 教職員の健康保持や児童生徒と向き合う時間・自己研鑽の時間を確保し、質の高い教育活動を展 開することで学校全体の教育力の向上を図ろうとしている。

勤務時間の管理については、教職員の勤務時間を把握するために、各教職員が出勤及び退勤時刻を記録する取組が各学校においてなされている。

(7) 休暇

職員の勤務時間、休暇等に関する条例第11条により、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間が職員の休暇として定められている。

① 年次有給休暇(有給休暇)

年次有給休暇は、一の年ごとにおける休暇であり、教職員の請求する時期に与えられる。継続勤務年数に関係なく、1暦年において20日の年次有給休暇が与えられ、未使用分については、20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数は切り捨てた日数)を当該年の翌年に繰り越すことができる。

② 病気休暇 (有給休暇)

病気休暇は、教職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇であり、所定の日数の範囲内で必要と認められる期間について与えられる。

③ 特別休暇(有給休暇)

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が 勤務しないことが相当である場合における休暇である。職員の勤務時間、休暇等に関する規則 第13条により25種類が定められ、それぞれの休暇について、要件及び期間がある。

- ④ 介護休暇(勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額が減額) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上に渡って日常生活に支障がある家族(配偶者、父母、 子及び配偶者の父母等)の介護をするため、職員の申出に基づき、継続する状態ごとに、3回 を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で勤務しないことが相当であると認められる 場合に与えられる休暇である。
- ⑤ 介護時間(勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与額が減額) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上に渡って日常生活に支障がある家族(配偶者、父母、

子及び配偶者の父母等)の介護をするため、職員の申出に基づき、継続する状態ごとに、連続する三年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に与えられる休暇である。

☞ POINT

休暇は、予め「届」や「願」を提出しなければならない。しかし、自分や自分の家族が急病にかかった等、予定外にどうしても休まなければならないことがある。事前に休むことがわかっていれば、授業の入れ替えや補欠案の作成、クラスやクラブ・部活動の代替指導の依頼ができるが、予定外の急な休みの場合はそうはいかない。そこで、休むことがわかった時点で、できるだけ早く連絡することが大切である。

<予定外の急な休暇取得の手順例>

- ① 校長(教頭)に連絡し、休暇取得を申し出る。
- ② 当日の業務内容、授業やクラスに関する指示等を伝える。 (この指示をもとに、教務主任等が授業を空き時間の教職員に割り振る。)
- ③ 後日、休暇届等を提出する。

なお、授業の入れ替えや補欠による指導に携わった教職員に対しては、お礼を伝えつ つ、自分が不在時のクラスの様子等を聞いておきたい。

(8) 休業

子を養育する教職員の継続的な勤務を促進し、教職員の福祉の増進を図るため男女労働者の権利として保障するとともに、行政の円滑な運営を図るために、対象子が3歳に達するまでの一定期間職務に従事せず育児に専念できる制度である。給与は支給されないが、勤務した期間により期末手当及び勤勉手当が支給され、また育児休業手当金が支給の対象となる。

② 修学·高齢者部分休業

ア 修学部分休業

県教育委員会から、公務の運営に支障がなく、かつ、公務に関する能力の向上に資するとして承認を受けた場合は、大学その他の教育施設における修学のため、勤務時間を短縮することができる。休業できる期間は2年間とし、修学のため必要と認められる時間について、当該教職員の1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で5分を単位とする。給与、諸手当は減額して支給される。

イ 高齢者部分休業

県教育委員会から、公務の運営に支障がないとして承認を受けた場合は、定年退職日の10年前から定年退職日までの期間中、1週間当たりの勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を超えない範囲内で5分を単位として勤務時間を短縮することができる。給与、諸手当は減額して支給される。

③ 大学院修学休業

一種免許状又は特別免許状を有する教職員は、専修免許状を取得するために県教育委員会の 許可を受け、1年を単位とする3年を超えない期間、国内外の大学院へ在学し、その課程を履 修するための休業をすることができる。給与、諸手当は支給されない。

(9) 職務に専念する義務の免除

次の事由に該当する場合においては、予め教職員は校長の承認を得て、その職務に専念する義務が免除される。なお、下記の他に、法律に定められている場合や、人事委員会が定める場合がある。

① 研修を受ける場合

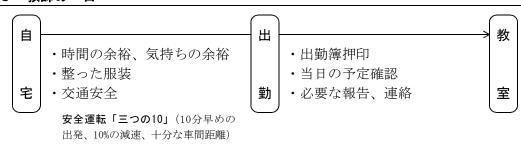
- 教育職員免許法認定講習会
- ・ 大学通信教育学部のスクーリング (ただし、長期休業期間中に限る。)
- ・ 高等学校教育研究会等の研究団体の会合(ただし、県教委が主催、共催、承認する会合の 場合は、出張もあり得る。)
- ② 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - 教職員定期健康診断(新規採用職員健康診断等)
 - 教職員人間ドック(人間ドック、脳ドック)
 - 器官別検診(胃がん検診、大腸がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、脳検診)
 - ・ ライフプラン講座、在宅介護講座、健康づくり事業、各種セミナー等
 - 特定保健指導
- ③ 特別の事由があって公務に支障がない場合
 - ・ 運転免許証更新時における安全運転講習 職専免を認められる時間は、講習受講に要する時間(おおむね2時間)及び往復に要する 時間とする。
 - 国民体育大会等に従事又は参加する場合
- ④ その他人事委員会が定める場合

· 🖙 POINT

休業日、休日、週休日、休暇、休業、休職について整理する。

- 休業日… 学校において授業を行わない日であり、国民の祝日に関する法律に規定する日、日曜日及び土曜日、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日(学年始、夏季、冬季、学年末、学校創立記念日[高校]、教育長が定める日[県立高等学校入学者選抜の検査日・発表日])である。なお、学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日は、児童生徒にとっては休みの日であるが、教職員にとっては勤務日である。
- 休日 … 勤務することを要しない日であり、国民の祝日に関する法律に規定する 休日及び12月29日~翌年1月3日までの日である。休日に特に勤務することを命ぜられる場合は、別の日に振り替える代休日を指定される。
- 週休日… 勤務時間を割り振らない日であり、日曜日及び土曜日である。週休日に 特に勤務することを命ぜられる場合は、週休日を振り替えられる。
- 休暇 … 本人の申請により、勤務しなければならない日に取得できる休みであり、 年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の4種類が定められている。
- 休業 … 本人の申請により、勤務しなければならない日に取得できる休みであり、 同趣旨のものであれば通常は休暇より期間が長い。育児休業(部分休業)、 修学部分休業、自己啓発等休業、高齢者部分休業、大学院修学休業、配偶 者同行休業がある。
- 休職 … 職員としての身分を保有したまま職務に従事しない状態のこと。各種休暇等が既定の日数を超えた場合、休職扱いとなることがある。また、心身の故障のため長期の休養を要する場合や、刑事事件に関し起訴された場合、当該職員の意に反して休職となることがある。

3 教師の一日





(1) 出勤前

① 服装

担任の先生が目的や状況に応じた適切な身なりをしていることは、児童生徒にとって身近な大人の一つの基準であり魅力でもある。

- ② 教師としての心の準備
 - 一日の快適なスタートのために、余裕をもって準備し、児童生徒との楽しい出会いとなるように努める。
- ③ 出勤時間

学校までの所要時間や天候、路面の状況等をふまえ、余裕をもって出勤する。

④ 前日の飲酒

前日に飲酒する機会があった場合、翌日の自家用車での出勤はできるだけ避ける (アルコールチェッカー等で確認する方法もあるが100%信頼できるような正確な診断はできない)。

⑤ 欠勤

予定外に出勤できない事由が生じたときは、校長(教頭)に確実に連絡し、無断欠勤や伝言による欠勤はしない(本資料の「第2節2 勤務(7)POINT」の通り)。

(2) 通勤途上

① 交通安全

安全を第一に考え、あせらず、あわてず、落ち着いて通勤する。自動車運転は特に慎重に行い、教師自ら交通道徳、交通ルールを守り、児童生徒の模範となる(決まりを指導する立場の自覚)。いかなる事情があっても、自動車の運転中に携帯電話等は使用しない。

(3) 出勤

① あいさつ

教職員、児童生徒、送迎の保護者、地元住民等にさわやかにあいさつする(率先垂範)。

- ② 出勤
 - 自分の出勤を証明するために、所属校の定められた方法で毎朝確実に処理を行う。
- ③ 諸準備
 - 連絡事項の確認、授業準備、打ち合わせ等を進める。
- ④ 児童生徒の観察

諸準備の後は、早めに教室・廊下へ行き、児童生徒にさわやかにあいさつをしながら様子を

観察する。

(4) 退勤

退勤時刻

退勤が遅くならないよう見通しをもち、能率が上がるように事務処理等 に当たる。また、所属校の定められた方法で、退勤時刻を記録する。

② 管理箇所の点検

自分が担当する管理箇所の点検は、自分の目で確実に行う。

③ 家庭訪問

家庭訪問をする場合は、上司に了解を得る。家庭には、事前に用件と訪 ないと、能率のよい 問時刻を連絡し、時間を守り迷惑をかけないようにする。



④ 個人情報

児童生徒名簿、通知表、指導要録等、個人情報を含むものは校外へ持ち出さない。

飲酒運転は、免職、教員免許状の失効となる行為であるが、残された学

⑤ 退勤のあいさつ 礼節だけでなく、自分の所在を明らかにするためにも、あいさつする。

⑥ 飲酒

退勤後に自宅以外で飲酒する機会がある場合は、予め自家用車を自宅に置いたり、タクシー や運転代行等を利用したりして、飲酒後は絶対に運転しない。飲酒の場に職場の同僚がいる場 合は、互いに帰宅方法を確認する。飲酒翌朝の酒気帯び運転にも注意する。

– 🖙 POINT —

校や教職員も、児童生徒や保護者は勿論、地域からの信頼も失う上、その 後の校務の引継ぎによる教職員への負担過重等、多方面で影響を受けるこ とを忘れてはならない。一度失った信頼を取り戻すのは容易なことではな く、その被害は甚大である。第2節1(5)に示した「信頼される学校づくりを職場の力で」 に、事例やチェックシート等が掲載されているので、必ず確認すること。

第3節 業務に関する知識

/ 1 出張

出張とは、教職員が本来の勤務場所で職務が果たせないときに、直接目的地に赴き職務を行うことであり、当該教職員の旅行命令権者(校長)の旅行命令によって行われるものである。よって、個々の教職員の判断による出張はできない。なお、出張は旅行の一種であり、他に新規採用や転任による赴任等の旅行がある。

(1) 旅行命令

職員が出張し、又は赴任する場合は旅行命令権者(校長)の発する旅行命令により行わなければならない。

(2) 旅行依頼

職員又は職員以外の者が、県の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行する場合は、旅行命令権者の発する旅行依頼により行わなければならない。

(3) 旅費

出張や赴任等に際し、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の費用として支給される。

(4) 出張命令を行う校務 (出張命令及び旅費支給の取扱いに関する方針 最終改正平成21年2月9日付20教職第441号より抜粋)

出張命令を行う校務の範囲は、命令権者である校長の判断によるが、概ね次のとおりとする。

- ① 県教育委員会、市町村教育委員会が教育行政上の必要から招集するもの
 - (例) 校長会議、教頭会議、その他の会議等
- ② 人事管理用務、施設等管理用務、その他の事務連絡で学校運営上必要なもの (例)教職員人事、学校営繕、給与受領、その他学校運営上の用務等
- ③ 文部科学省が計画するもので、県教育委員会が出席を指示したもの
 - (例) 生徒指導推進会議、学校教育方法改善研修、全国高等学校入学者選抜改善協議会等
- ④ 知事部局等公的機関の計画又は事務連絡によるもので学校運営上出席を要するもの (例) 学校基本調査等
- ⑤ 上記のほか、特に校長の判断により出張命令を発することのできるもの
 - ・ 教職員の研修(教育関係団体が主催する研修の認定に関する取扱要綱の規定に基づく県教育委員会の認定を受けたもの)
 - ・ 児童生徒の引率用務(学校教育年間計画及び部活動年間計画に位置づけられているもので、 所属長が出張を承認したもの)
 - ・ 生徒の就職指導用務(職業安定法第26条、第27条、第33条の2に基づく業務)
 - ・ 児童・生徒の指導管理上の用務で校長が必要と認めたもの
- ⑥ 以上各項のほか、これに準ずるもの

(5) 用語

① 旅行命令権者

職員又は職員以外の者に対し旅行を命令し、依頼し又は要求する権限を有する者(学校であれば校長)。

② 旅行者

旅行命令(依頼)を受け、出張する本人。

③ 旅行命令(依頼・伺い)書 旅行命令権者が出張に際し旅行者に対して提示するもの。通常は旅行者本人が記入して提 出する伺いの形式になっている。

④ 復命書

旅行者が出張の用務を終えて復命する際に、その状況を報告するもの。旅費の請求にも関わるため、速やかに提出しなければならない。

⑤ 債権者

債務者に対して一定の給付(ここでは旅費等)を請求する権利をもつ者。出張に際しては、 旅行者が債権者となり、県教委または市町村教委が債務者となる。

⑥ 登庁

職員が役所に出勤すること。「要登庁」は出張の前や後に勤務公署(学校)に出勤する必要があることをいう。

· 🖙 POINT

初任者研修は、校外研修の出張が多い。校種や赴任先によって若干の違いはあるが、 出張する際の一般的な手続きや流れを確認しておきたい。

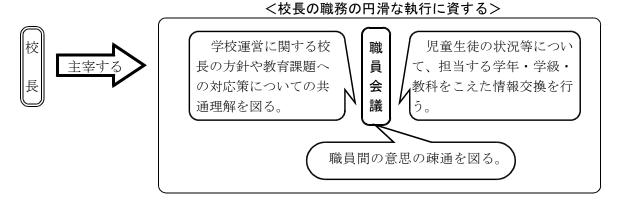
- ① 旅行命令(伺い・依頼)書に用務名、会場、期日、時間、交通手段、要登庁の有無等を記入し、会議等の開催通知文の写しを添付して校長(教頭)に提出する。早めに確認して提出すれば、行事予定表等に記載されて他の教職員も把握しやすくなる。
- ② 授業交換や補欠案 (課題) 等について、教務主任に相談する。児童生徒の学力向上や授業時数の確保という点から、授業交換により補欠案による自習を行わないことが望ましい。
- ③ 会場に到着したとき、出張業務が終了したとき、それぞれ校長(教頭)に報告する。
- ④ 復命書に用務の経過等を記入し、校長(教頭)に速やかに提出する。旅行命令書と復命書をもって、旅費の請求と支払がなされるので、遅れないようにする。
- ⑤ 出張に際して得た資料や記録は、授業等に活用できるよう、その都度ファイリン グするなどして整理しておく。

なお、帰校後は授業交換した先生や学年の先生に、お礼を兼ねて児童生徒の様子を聞いておくとよい。

2 諸会議

(1) 職員会議

① 職員会議の意義(学校教育法施行規則第48条(第79条)、福島県立学校の管理運営に関する規則第42条、市町村学校管理規則等)



職員会議は、校長の職務の円滑な執行に資するため、学校の教育方針、教育目標、教育計画、教育課題への対応方策等に関する職員間の意思疎通、共通理解の促進、職員の意見交換などを行う会議であり、校長が主宰する。

② 会議への参加

- ア 開始時刻に遅れないようにする(少なくとも、開始5分前には着席するよう心掛ける)。
- イ ノートを用意し、要点を記録する。
- ウ 会議資料の整理・保存を工夫し、活用できるようにする。
- エ よく聞き、じっくり考え、自分の意見をもち、積極的に建設的な発言をする。
- オ 提案する場合は、可能な限り資料を用意し、事前に配付するとともに、あらかじめ起案・ 発議しておく。
- カ 生徒指導等やむを得ない事情により会議に出席できない場合は、予め校長に許可を得る。

(2) 運営委員会(企画委員会)

学校運営上の重要な事項を企画・立案する会である。学校によって、形式・組織・開催の方法など若干の相違があるが、一般的には、校長・副校長・教頭・教務主任・学年主任などで構成されている。

(3) 学年会

学年運営のために、学年主任を中心として、学年の日程や各種行事、生徒指導、学習指導等の打ち合わせをする会である。(2)運営委員会の内容を、学年内で周知徹底することが多い。

(4) その他の会議

研究推進委員会、生徒指導委員会、就学指導委員会、服務倫理委員会等がある。名称や組織が 学校によって異なる会議もあるので、自校の位置付けを確認すること。

- ⊫s POINT

文書の発出や、校内のさまざまな教育活動について、担当者から文書にて起案(発議) されることがある。起案(発議)とは、校長に決裁を受けるための案を作成することで あり、学校名・学校長名で発出するもの、公印(職印)を要するもの、受付番号のある 文書で回答を要するもの、諸活動において職員会議で全職員に周知すべきもの等が対象 となる。市町村立学校は"起案書"、県立学校は"発議書"を用いる。

/ 3 諸表簿

(1) 表簿の整理・保管の意義

学校事務の合理化・能率化と指導・管理などの計画的な実践を図るために、表簿の整理と保管及び文書処理は重要である。

(2) 表簿の種類と分類

- ① 学校教育法施行規則・学校保健安全法などで定められた表簿、それ以外にも所轄庁・所属 庁で指示されたもの、地域的に定められたもの、学校独自に設けられたものなど、その種類 は非常に多い。
- ② 分類の方法は、教務・庶務・渉外部門に大別できるが、各学校のきまりや方法を知る必要がある。
- ③ 学級担任として取り扱う表簿、校務分掌上の係として取り扱う表簿のそれぞれについて、 種類とその内容を知る必要がある。(第2章第3節を参照)

<学校教育法施行規則 第28条>

学校において備えなければならない表簿は、概ね次のとおりとする。

- 1 学校に関係のある法令
- 2 学則、日課表、教科用図書配当表、学校医執務記録簿、学校歯科医執務記録簿、 学校薬剤師執務記録簿及び学校日誌
- 3 職員の名簿、履歴書、出勤簿並びに担任学級、担任の教科又は科目及び時間表
- 4 指導要録、その写し及び抄本並びに出席簿及び健康診断に関する表簿
- 5 入学者の選抜及び成績考査に関する表簿
- 6 資産原簿、出納簿及び経費の予算決算についての帳簿並びに図書機械器具、標本、 模型等の教具の目録
- 7 往復文書処理簿
- ※ 上の表簿の保存期間は5年間であるが、指導要録及びその写しのうち学籍に関する 記録については20年間である。

(3) 整理・保管の実際

- ① 表簿の記入方法や保管、文書処理の方法などについては、教頭・教務主任・学年主任など の指導をすすんで受けるようにする。
- ② 表簿は常にその所在と責任者名を明確にし、保存期間のあるものは、表紙にその期限を明示する。
- ③ 取扱いについては、利用後は直ちに所定の場所に保管し、全職員が熟知していて、当該責任者が不在でも処理できるようにしておくことが大事である。
- ④ 相互に関係の深い表簿(出席簿、学級日誌など)については、その関係をよく注意して確かめるようにする。
- ⑤ 「非常持ち出し」を要する重要書類の保管場所・搬出方法について、よく知っておくようにする。

(4) 指導要録

指導要録は、児童生徒の学籍および指導に関する状況、結果等を記録するものである。学校教育法施行規則第24条により、校長は、その学校に在学する児童等の指導要録を作成しなければならない。転学・進学などの際は抄本または写しを送付するほか、各種の証明にも用いられる。学籍に関する記録は20年保存、指導に関する記録は5年保存である。

- 🖙 POINT

指導要録の記入は、文書としての重要性を鑑みて慎重に行わなければならないが、特に指導に関する記録には相当な時間がかかる。校外への持ち出しができないため、自宅等に持ち帰って記入することはできない。年度末にあわてて記入を始めると、他の業務に影響が出てしまう場合もあるので、計画的に記入したい。

4 学籍

(1) 児童生徒の出欠席

毎月末又は毎学期終了後、各学校は児童生徒の出席状況を報告(市町村立学校は市町村教育委員会へ)しなければならない。学校教育法施行規則第25条により、校長は、当該学校に在学する児童等について出席簿を作成しなければならない。

(2) 出席停止・忌引

① 感染症

学校保健安全法第19条により、児童生徒が感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、 又はかかるおそれがあると認められる場合、校長は小・中学校においては該当児童生徒の保護 者へ、高校においては当該生徒へ出席停止を命じることができる。

授業日には、学校欠席者情報収集システムに欠席者、出席停止者情報を入力する。同一原因による感染症、食中毒の集団発生が疑われる場合、その他発生時報告を要する感染症については、県立学校は教育事務所へ、市町村立学校は市町村教育委員会へその旨を報告する。

② 性行不良等

市町村立学校では、学校教育法第35条(第49条)により、児童生徒が性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める場合、市町村教育委員会がその保護者に対して出席停止を命ずることができる。県立高等学校では、学校教育法施行規則第26条及び福島県立高等学校学則第29条により、性行不良で改善の見込みがない・学力劣等で成業の見込みがないと認められた者、正当な理由がなくて出席が常でない者、学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者に対し、校長が訓告、停学(出席停止)、退学の懲戒を加えることができる。

POINT

児童生徒に対する懲戒処分は、学校教育法第11条「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」を根拠とするが、校長が加える処分内容は以下のようになる。

	訓告	停学	退学
市町村立学校	0	×	×
県立学校	0	0	0

また、上記②の学校教育法第35条(第49条)による出席停止は、本人の懲戒という観点ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の義務教育を受ける権利を保障するという観点から設けられており、市町村教育委員会が命ずるものである。

③ 忌引

児童生徒に忌引が発生した場合の忌引日数は、県立学校は職員(職員の勤務時間、休暇等に 関する規則)に準じ、市町村立学校は市町村教育委員会の取り決めに従う(出席簿に日数が記載されていることが多い)。

<忌引日数の記載(例)>

	血族	姻族
1親等の直系尊属(父母)	7 日	7 日
1親等の直系卑属 (子)	5 日	1 日
2親等の直系尊属(祖父母)	3 日	1 目
2親等の直系卑属 (孫)	1 日	
2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3 日	1 日
3親等の傍系尊属(伯叔父母)	1 日	1 日

(3) 児童生徒の転出入

児童生徒が保護者の転居等により転学する場合、その児童生徒に関する記録等が転出先の学校 へ正確に引き継がれ、転学後の就学に支障がないようにする。

転入学 … 小・中・高等学校に在籍している児童生徒が、他の小・中・高等学校に移ること。県立高等学校では、転入学の条件に該当した上で、転入学試験を受験し合格する必要がある。

編入学 … 外国の小・中・高等学校(高等専門学校)に在籍している児童生徒が、国内の小・中・高等学校に入学すること。県立高等学校では、一定以上の単位を取得して中途退学した者が、第1学年の途中や第2学年以上の学年に入学することも編入学として扱う。また、県立高等学校では、編入学の条件に該当した上で、編入学試験を受験し合格する必要がある。

市町村立学校の転出入は、保護者が市町村教育委員会へ届け出るとともに、在籍している学校へ申し出る。県立学校の転出入は、保護者が在籍している学校へ申し出る。なお、転出入に際し、学校では主に以下の事項を処理する。以下に小・中学校での例を示す。

- 【担 任】指導要録の写又は抄本の作成、氏名ゴム印の送付、カバン・制服・ネーム・運動 着・上履き等学校指定の物品取扱い、机・ロッカー・下駄箱・名簿等の準備
- 【学 籍】在学証明書の作成
- 【教 務】在籍児童生徒数の変更
- 【教科書】教科用図書給与証明書の作成、不足分の教科書の取扱い
- 【会計】諸集金の精算・請求
- 【保 健】児童生徒健康診断票(歯の検査票含む)の準備
- 【給食】給食の停止・開始、給食費の精算・請求
- 【就学援】援助費の精算・申請

(4) 学級における児童生徒数

<市町村立小・中・義務教育学校、県立中学校>

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条により、同学年の児童(生徒)で編制する1学級の児童(生徒)数は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)35人、中学校(義務教育学校の後期課程を含む)40人である。

- 🖙 POINT

福島県では独自に**少人数教育**に取り組んでおり、すべての市町村立小・中学校において30人程度学級を実施している。これは、小学校1・2年、中学校1年を「30人学級編制」とし、他の学年では市町村に「33人」を基準とする学級編制が可能な教員を配当するものである。市町村教育委員会の判断で、30人程度の少人数学級編制か、一つの学習集団を複数の教員で指導する少人数指導かを選択できるようにしている。

<県立高等学校>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第6条により、本県の県立 高等学校全日制の課程又は定時制の課程における1学級の生徒数は40人である。ただし、や むを得ない事情や特に必要があると認める場合については、この限りでない。

/ 5 その他(教師のTPO、様々な組織・会議・連携等、部活動)

(1) 教師のTPO

TPOは、Time (時間)、Place (場所)、Occasion (場合)の頭文字であり、「時と場に応じた服装や態度等」を意味する言葉である。児童生徒にこれを指導する立場にある教師にも、当然のごとく時と場に応じた服装や態度等が存在する。

① 服装・頭髪

出勤、授業、清掃、クラブ・部活動、会議、家庭訪問等、教師にもその場に応じた身だしな みが求められる。児童生徒に服装や頭髪を指導する立場であることをふまえれば、よき手本と なることが大切である。児童生徒や保護者、地域住民の誤解を招くような服装や頭髪は、避け ることが望ましい。

② 言葉づかい

児童生徒全体に指導する場面と、個々の児童生徒に話を聞く場面では、目的の違いにより教師の言葉づかいは変わるものである。指導者である教師の言葉づかいが児童生徒に与える影響は大きい。よって、乱暴な言葉はもちろん、児童生徒を傷つけるような言葉を使ってはならない。学校によっては、児童生徒のいじめ防止のために「NGワード」を指定して指導しているところもあり、教師がこういった言葉を使うことは絶対に避けたい。また、初任者の世代はネットスラング(インターネット上で用いられる特殊な表現)にも理解があると思われるが、学校教育の場で教師が使うのは適切ではないので注意したい。

③ 電話の応対

学校には、様々な電話がかかってくることが多い。いつでも電話を受けられるよう、まずは 基本的な応対を覚えたい。また、職務の遂行上、こちらから電話連絡が必要な場面もある。同 僚の教師の電話応対を参考にしながら、いつでも適切な電話応対ができるようにしたい。

<電話に関する一般的な常識>

- 他の連絡等に支障が出るので長電話はしない。
- 緊急時以外、夜間に保護者へ連絡することは避ける。
- 言葉づかいは丁寧にする。
- 私用では使わない。

<電話を受ける>



電話応対は不可欠なスキル

電話のそばに筆記用具とメモ用紙を準備し、いつでも記入できるようにしておく。

「はい、〇〇高等学校の〇〇です。」

「いつもお世話になっております。」

- 「〇〇ですね、ただいま呼んでまいりますので、少々お待ちください。」
- 「〇〇は授業中でございます。12時25分ぐらいですと、〇〇からご連絡を差し上げることができると思います。」
- 「〇〇は出張中でございます。お急ぎでなければ、お電話があったことを伝え、明日以降〇〇からご連絡を差し上げるようにいたします。」

相手の所属や名前を復唱して確認すると、ミスを防ぎやすい。

「〇〇中学校の〇〇様ですね。ただいま〇〇におつなぎしますので、少々お待ちください。」

電話をつなぐべき相手が不在の場合、メモ用紙に記入して相手の机上等に置く。緊急の場合は、管理職につなぐ。

(例)○○小学校 ○○様より

「24日の会場が変更になるので連絡をいただきたい」

2/20(金) 15:15 〇〇(自分の名前)

また、自分の上司(校長や教頭)であっても、自校の職員は対外的に敬語の対象とはならないことに注意したい。

- ×「校長先生は不在にしていらっしゃいます。」
- 〇「校長は不在にしております。」

<電話をかける>

他校や家庭等にかける場合、まず自分の所属と名前を名乗るのが一般的である。

- 「〇〇高等学校の〇〇と申しますが、〇〇さんのお宅ですか。お世話になっております。」 「〇〇小学校の〇〇と申します。お世話になっております。」
- 「〇〇さん(先生)はいらっしゃいますか。」

④ 来校者への応対

まずはあいさつし、相手の所属・氏名や用件を伺う。自校の職員に用事がある場合は、来校者をしかるべき場所(職員室、事務室、応接室等、相手や学校によって変わる)に案内しておき、用事の相手に来校を伝える。特に校長に用事がある来校者の場合、直接校長室には案内せ

ずに事前に校長に来校者が来たことを伝えて指示を受けてから案内する。教材や工事関係等の業者の場合、教頭に伝えて指示を受けてから案内する。

来校者に不審な点がある場合や不審者であることが疑われる場合は、近くの職員に教頭等を 呼んでもらい、児童生徒に近づけないようにする(自校の「緊急時対応マニュアル」を参照)。

⑤ 勤務時間外

退勤時や休日は、職務の緊張感から解放された気分になることがある。しかし、地区内の店舗や飲食店で、あるいは道路上で、近隣の住民にその姿を見られていることが多い。実際に、教師の姿を見かけた保護者から「〇〇先生がゴミ箱に指定外のゴミを詰め込んでいた」「横断歩道近くで〇〇先生の車に追い越しされた」という苦情が寄せられた学校もある。

私たち教師は、教師という"職業"を選択したと同時に、教師という"生き方"を選択したのだと言われることがある。勤務時間外であっても、自分の立ち居振る舞いが教師の生き方としてふさわしいかどうか、客観視していきたいものである。

(2) 様々な組織・会議・連携等

① PTA (Parent-Teacher Association)

PTAとは、各学校の保護者と教師による社会教育関係団体(社会教育法第10条)である。学校によって「父母と教師の会」などとも呼ばれる。高等学校では福島県高等学校PTA連合会が、小・中学校では県・市町村・郡・地区等のPTA連合会がある。青少年の心身ともに健全な育成を図り、家庭と地域の教育力の向上を目指して家庭・学校・地域社会の連携に努めることをねらいとしている。

② 学校評議員会

学校教育法施行規則第49条(第79条、第104条)により、各学校では校長の求めに応じて学校運営に意見を述べることができる学校評議員をおくことができる。学校評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、校長の推薦により学校の設置者が委嘱する。この評議員が集まる会が学校評議員会であり、学校運営に保護者や地域住民の意見を反映させるとともに、学校がその説明責任を果たすことをねらいとしている。

学校運営協議会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5により、各教育委員会では学校の運営について一定範囲で法的な効果をもつ意思決定を行う、合議制の学校運営協議会を設置することができる。委員の人数や構成等については、学校の実態等に応じて各教育委員会の規則等で定める。学校運営協議会を通じて、保護者や地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となってより良い教育の実現に取り組むことをねらいとし、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが進むことで、地域全体の活性化も期待されている。

④ 小教研、中教研、高教研

小・中・高等学校それぞれの教育研究会の略称。各教科等に分かれ、研究主題、副主題に沿って研究を進め、授業等の指導力向上を目指している。小・中学校においては、例年4月に総会、5月に主題研修会、7月に各地区の研究会、10月に県大会を実施している。高等学校においては、部会ごとに日程が決められる。いずれも、各教科等に関する事項を研究し、会員相互の研修と識見の向上に努め、学校教育の振興を図ること等をねらいとしている。

⑤ 中体連、高体連

中・高等学校それぞれの体育連盟の略称。郡市、地区、県、全国に組織がある。中高ともに全国大会は8月に行われ、中学校では「全中」、高等学校では「インターハイ」と呼ばれることが多い。ただし、すべての競技がこれに属するわけではなく、たとえば高等学校の硬式野球部は高等学校野球連盟に所属し、阪神甲子園球場で行われる「全国高等学校野球選手権大会」「選抜高等学校野球大会」を目指している。ちなみに、小学校ではスポーツ少年団の活動が一般的である。いずれも児童生徒の心身の健全な育成、発達をねらいとしている。

⑥ 福島県総合体育大会(県総体)

福島県総合体育大会は、県民総参加の体育大会としてスポーツに親しみ、スポーツ精神の高揚に努め、健康増進と体力の向上を図り、本県スポーツの振興と文化の発展に寄与するととも

に県民生活をより明るく豊かにすることをねらいとしている。東北総合体育大会・国民体育大会への選手選考会(少年の部:高校生・一部中学3年生、成年の部)、スポーツ少年団体育大会、県民スポーツ大会の3つがある。

⑦ 高等学校文化連盟(高文連)

高等学校文化連盟は、高校生が行う文化活動の健全な向上発展を図ることをねらいとする公益社団法人であり、全国に組織がある。合唱、吹奏楽、演劇、弁論、放送等、多数の専門部がある。県高等学校総合文化祭や全国高等学校総合文化祭は、その事業の一つである。

⑧ 学校警察連絡協議会(学警連)

学校警察連絡協議会は、学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的としている。各警察署管内の小学校長、中学校長、高等学校長、その他の学校長、生徒指導担当教員、警察署員等で構成されている。

⑨ 中高一貫教育

本県の公立中学校・高等学校における中高一貫教育は、ゆとりある6年間の計画的・継続的な学習による一層の個性伸長と、幅広い年齢集団の中での様々な活動により豊かな人間性や社会性を大きく育てていくことをねらいとしており、以下の高等学校がその対象となっている。

【併設型】会津学鳳高等学校、ふたば未来学園高等学校

【連携型】白河実業高等学校、修明高等学校、南会津高等学校、相馬総合高等学校、 ふたば未来学園高等学校

⑩ 小·中連携事業

小学校・中学校における連携事業は、各市町村教育委員会で行われており、地区によっては「幼・小・中」「保・小・中」「幼・小・中・高」というところもある。内容も様々であるが、多くの事業が学力向上をねらいとし、研究授業の実施、学習・生活状況の調査と分析、指導事項の共通実践などに取り組んでいる。

(3) 部活動

① 部活動の定義

中学校や高等学校の部活動については、学習指導要領の中で、以下のように記載されている。

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。 特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化 科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

(中学校学習指導要領 総則 第5、高等学校学習指導要領 総則 第6款 学校運営上の留意事項より)

部活動は教育課程外の教育活動(教育活動の一環)とされている。

② 部活動運営の実際

運動部にしても文化部にしても、その顧問が自身の学生時代等に経験した部を担当するとは限らず、むしろ未経験であることが多い。これは、職員数や生徒数、施設・設備、地域の実態等に応じて決められることであるので、やむを得ないと言える。たとえ、顧問が未経験者であっても、生徒の人間的な成長を促したり、大会やコンクール等への参加を通じて生徒が満足感や達成感を得たりすることは、十分に可能である。ここでは、部活動の顧問として教育効果を高める運営を進めるためのポイントを考える。

ア 部活動の果たす役割を知る

生徒の人間的な成長に対して、部活動の果たす役割は大きい。 それは、あいさつや言葉づかいといった礼儀の習得であったり、 自分を伸ばす努力を積み重ねるプロセスであったり、進学や就 職と結びついたキャリア形成であったりと、多岐にわたる。顧 問は、部員一人一人の将来を見据え、人格の形成にどのように 寄与していくのかを明確にすることが大切である。



未経験であった顧問の指導によ り結果を残すチームも多い

イ 保護者や地域の協力を得る

部活動の運営において「地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団 体との連携」を取り入れるためには、まず保護者の協力が不可欠である。子どもたちに何を 期待し、そのために顧問としてどのような努力をするか、保護者にどのような協力をお願い するか、といった内容を具体的に伝えることが大切である。その際、月間や週間の活動計画 を作成して配付し、保護者が家庭での予定を立てやすくしておくことも、協力を得るために 欠かせないことである。こうした取組を続けながら信頼関係を築いていけば、保護者を通じ て地域の指導者や施設、関係団体とのパイプがつながるようになる。多くの方に「がんばっ ている子どもたちを支援したい、学校に協力したい」と受け止めてもらえるよう努力する必 要がある。

ウ 健康・安全面に配慮する

活動に当たっては、顧問は活動場所から離れず生徒の健康・安全面に配慮するとともに、 過度な負担をかけないようにすること。万が一事故が発生した場合は、速やかに管理職・養 護教諭・医療機関等に連絡し、万全の態勢でフォローに当たること。また、保護者に連絡す るとともに、誠意ある対応を心がけること。配慮が不足したり対応に不備があったりすると、 大きなトラブルに発展することもあるため、十分に注意したい。

③ その他(部活動に関する参考資料)

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン【概要】

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する 総合的なガイドライン【概要】



〇 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組 む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要。 む必要。その際、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が開出されるようにすることが重要。
○ 令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、平成30年に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的な
カイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なカイドライン」を統合した上で全面的に改定。これにより、学校部活動の適正な運営や
効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方を提示。
○ 部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要。
※ I は中学生を主な対象とし、高校生も原則適用。Ⅱ ~ IVは公立中学校の生徒を主な対象とし、高校や私学は実情に応じて取り組むことが望ましい。

I 学校部活動

教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運 営等の在り方を、従来のガイドラインの内容を踏まえつつ示す。

(主な内容)

令和4年12月

- 教師の部活動への関与について、法令等に基づき業務改善や勤務管理
- ・部活動指導員や外部指導者を確保
- ・心身の健康管理・事故防止の徹底、体罰・ハラスメントの・週当たり2日以上の休養日の設定(平日1日、週末1日)
- 語言動に受出するという。 部活動に強制的に加入させることがないようにする 地方公共団体等は、スポーツ・文化芸術団体との連携や保護者等の協力 の下、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を進める

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により 生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方を示す。

- 、地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実 ・地域スポーツ・文化振興担当部署や学校担当部署、関係団体、学校等の 関係者を集めた協議会などの体制の整備
- 指導者資格等による質の高い指導者の確保と、都道府県等による人材バ ンクの整備、煎飲ある教師等の円滑な兼職兼業 、複数の運動種目・文化芸術分野など、生徒
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動欄目・文化芸術分野の志向等に適したプログラムの確保
 休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日を設定
- 公共施設を地域クラブ活動で使用する際の負担軽減・円滑な利用促進
- ・困窮家庭への支援

学校部活動の地域連携や 地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・ 協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等について示す。

- まずは休日における地域の環境の整備を着実に推進
- 平日の環境整備はできるところから取り組み、休日の取組の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進
- ①市区町村が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む
- ①中心可作が進高は中では、 体制など、段階的な体制の整備を進める ※地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等 により機会を確保
- 令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域連携・ 地域移行に取り組みつつ、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を
- 都道府県及び市区町村は、方針・取組内容・スケジュール等を周知

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に 応じた大会等の運営の在り方を示す。

- ・ 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し ※日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施 できるだけ教師が引率しない体制の整備、運営に係る適正な人員確保
- 全国大会の在り方の見直し(開催回数の精選、複数の活動を経験したい 生徒等のニーズに対応した機会を設ける等)

第4節 教育目標と学校評価

/ 1 教育目標と学校評価の関連

(1) 教育目標の設定

学校が、教育活動その他の学校運営について、Plan (計画) $\rightarrow Do$ (実施) $\rightarrow Check$ (評価) $\rightarrow Action$ (更新) に基づき継続的に改善していくためには、まず目標を適切に設定することが重要である。

各学校においては、基本となる教育目標を設定することが通例であるが、目指す子ども像を示すなど、学校経営を通じて目指す理想の姿を示すものであり、普遍的・抽象的な内容であることが多い。そこで、以下の項目に基づき、学校の全教職員がそれを意識して取り組むことができるなど、実効性ある具体的な目標や計画を設定することが必要となる。

- 学校が短期的に特に重点を置いて目指したいと考える成果・特色や、取り組むべき課題
- ・ 前年度の学校評価の結果及びそれを踏まえた改善方策
- ・ 児童生徒、保護者、地域住民に対するアンケート、保護者や地域住民との懇談会などをじて把握した学校への意見や要望、またそこから浮かび上がる課題

初任者は、自校の学校経営方針(学校経営・運営ビジョン)における、教育目標と重点目標・ 重点指導事項のつながりをよく確認しておきたい。

(2) 学校評価

学校評価とは、上記の教育目標達成に向けて、学校としての機能をどの程度果たしているか を明らかにし、その結果を基に学校運営や教育活動の改善を図るものである。

- ① 学校評価の目的
 - ・ 学校として目指すべき重点目標を設定し、その達成状況や達成へ向けた取組の適切さ等を評価することにより、組織的・継続的に学校運営を改善する。
 - ・ 自己目標及び保護者など学校関係者等による評価の実施・公表により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による学校づくりを進める。
 - ・ 学校評価の結果を踏まえて、教育委員会等が学校に対する支援・改善を行うことにより、教育水準の保障・向上を図る。



② 学校評価に関する規定

〇 学校教育法第42条 (学校の評価)

小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について**評価**を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

〇 同第43条(情報提供)

小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めると ともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その 他の**学校運営の状況に関する情報**を積極的に提供するものとする。

- ※ 第42・43条とも幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特支援学校にそれぞれ準用
- ③ 学校評価により期待される取組と効果
 - ・ 学校評価を学校・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして活用することによ

- り、家庭や地域に支えられる開かれた学校づくりを進めていくことが期待される。
- 学校評価を軸とした情報の共有と連携協力の促進を通じて、学校・家庭・地域それぞれの教育力が高められていくことが期待される。
- ・ 学校評価の取組を通じて、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何か を把握し、その伸長・改善に取り組むようになることが期待される。

/ 2 教育目標の具現化に向けた人事評価制度の導入

(1) 実施までの経過

平成26年5月14日に地方公務員法の一部が改正され、地方公務員について、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ることになった。福島県においては、平成27年度の試行を踏まえ、平成28年度より「教職員人事評価制度」を実施している。

(2) 基本的な考え方・目的

人事評価は、教職員の能力開発という視点を、特に大切にしなければならない。評価者も被評価者も、人事評価制度が「よい授業」「よい指導」「よい職務」を行うためのツールの一つとして、有効活用するよう心がける必要がある。

このような人事評価についての基本的な考え方から、人事評価制度の導入により、以下の実現を目指している。

- ① 教職員の能力開発(授業力、生徒指導力、職務遂行能力の育成)
- ② 教育活動の充実(学校の教育目標の具現化)
- ③ 組織の活性化(よりよい組織を目指す) これらの実現により、児童生徒一人一人の「生きる力」を育んでいく。

(3) 評価のスケジュール

評価対象期間は、4月1日から翌年3月31日となる。大まかな年間のスケジュールは、下記の通りである。

月	実施内容	留意点等
4	○能力評価…評価の観点の確認 ○実績評価…自己目標等(案)の 設定	自己の能力評価の観点を確認する。 また、学校の教育目標や学校経営・運営ビジョン を踏まえて、具体的な「自己目標と手立て」(案) を設定する。
5	○期首面談と自己目標等の決定	期首面談を通して、今年度の自己目標と手立てを 決定する。
年間	○目標達成に向けた具体的な取組○中間面談	目標達成に向け、年間を通じて計画的に取り組む とともに、中間面談を実施し進捗状況を確認する。 自己目標や手立てについて追加・修正が必要な場 合は、評価者と面談の上で行う。
12 ? 3	○自己評価○期末面談○評価者による評価○教育委員会への提出・調整○評価結果の伝達	自己の取組を振り返り、評価する。 期末面談を通して、今年度の取組について話し合う。 評価者は被評価者を評価し、その結果を教育委員会に提出する。教育委員会は評価を調整し、結果は 二次評価者より被評価者に伝達される。

(4) 評価

評価は「実績評価」と「能力評価」の2つについて行う。

「実績評価」…自己目標に応じて、あげた実績の達成度等の度合いを評価する。 「能力評価」…職務遂行において発揮した能力の度合いを評価する。

① 実績評価

実績評価については、目標管理手法を活用し、教育公務員としての資質・能力等の向上を図る。 目標管理手法とは、教職員一人一人が学校の教育目標や学校経営・運営ビジョンを踏まえた 自己目標・手立てを設定し、その達成状況を評価しながら、職務遂行能力の向上を図るもので ある。自己目標や手立てを設定することにより、教職員の主体的な職務への取組や、学校の教 育目標の達成に向けた組織的・有機的な取組が期待される。また、設定した目標に対して、ど のような姿勢で取り組んだか、どの程度達成できたか、残された課題は何か等について自己評 価をするため、成果や改善すべき点を認識することができる。

② 能力評価

能力評価は、職名や経験年数によってあらかじめ設定された共通の評価項目について評価する。職務遂行にあたり、実際に発揮された能力を評価するものであり、職務上とられた行動(能力が現れたもの)をもとに評価する。

それぞれの評価項目(職務上とられた行動)が、一時的ではなく常にとられているかという 観点で評価するもの。

同じ職名であっても、経験年数によって求められる姿は同一ではなく、職名によっては、経験年数によって評価の観点が異なる。年度当初に、教職員一人一人が該当する評価項目や評価の観点に十分に目を通し、自己に期待され求められる役割像を確認するもの。それに従い、これまでの勤務への取組を見つめ直すとともに、それぞれの評価項目が達成できるよう日々努力が必要である。

(5) 面談

面談は、期首、中間、期末に行われ、評価者(教頭)が、被評価者に対して事前に面談計画を 示し実施する。

なお、大規模校等については、教頭(一次評価者)と校長(二次評価者)が一緒に面談を行うなど、学校の実情に応じて工夫して実施することがある。

<面談のポイント>

被評価者は、「自己目標と手立て」(案)について具体的に説明し、評価者からの指導助言を受ける。よりよい目標や手立てにするための面談なので、柔軟な姿勢で臨むことが大切である。

(6) 評価結果

評価結果は、評価者より口頭で伝達される。また、自己啓発や人事、処遇等に活用される。 なお、自己評価は、自己の取組について客観的に見るきっかけとするために行うものであり、 評価者の評価に直接、影響することはない。

<参考資料>

- ※ 詳細については、以下の参考資料を参照すること。
 - 福島県市町村立学校職員の人事評価に関する規則
 - 福島県市町村立学校職員の人事評価に関する実施要領
 - 福島県立学校職員の人事評価に関する規定
 - 福島県立学校職員の人事評価に関する実施要領

第5節 校務運営機構と校務分掌

/ 1 学校の組織力向上

学校が機能的に運営されるためには、学校の実態を踏まえた上で 『学校経営・運営ビジョン』を策定する必要がある。また、実践の際は、学校が組織の機能を生かした取組を行うことが大切である。このことから、学校経営の在り方、教職員の取組、組織の見直し、評価活動などとともに、更にこれらを関連付けるマネジメントの取組などが重要となる。

学校の組織力は、校務分掌の組織編成や運営の在り方に限らず、教師の実践力、更には地域との関わり等、それぞれの取組の相互の関わりでとらえる必要がある。このため、学校の実態を「学校経営力」「教師力」「児童生徒の力」「組織改廃力」「評価力」「マネジメント力」「地域力」の7つの視点からとらえ、この視点でとらえた学校の実態を学校の組織力とする。「評価力」や「マネジメント力」については、学校の実態を把握する上で特に大切な視点である。以下は、7つの視点の具体的な内容である。

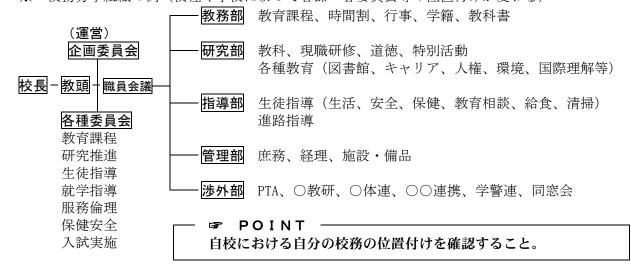
【表:	組織力の	7つの視点の具体例】
-----	------	------------

X : /型版/J v / - J v / / / / / / / / / / / / / / / / / /			
視点	具 体 例		
学校経営力	実態把握 経営方針策定 リーダーシップ 分掌組織 組織文化		
	人材育成 今日的課題への対応など		
教師力	学習指導 生徒指導 学級経営 コミュニケーションスキル		
	事務処理能力 自己研修など		
児童生徒の力	児童生徒の学習への取組 学力 基本的生活習慣 基礎体力		
	道徳的実践力 社会性など		
組織改廃力	分掌組織の改廃 校務・会議の効率化 事務処理の工夫		
	『学校経営・運営ビジョン』と関連付けた分掌組織編成など		
評価力	学校評価 授業評価 児童生徒の学習成果の評価		
	人事評価制度による評価など		
マネジメントカ	組織による取組 目標連鎖の実態 PDCAサイクルによる取組		
	人事評価制度の活用など		
地域力	保護者・地域・関係機関との連携 他校との連携		
	教職員の資質向上のための研修制度など		

文部科学省委嘱事業「学校の組織運営に関する調査研究」(福島県教育委員会)より

/ 2 自校の校務分掌組織

※ 校務分掌組織の例(校種や学校によって各部・各委員会等の位置付けが変わる)



- (1) 組織マネジメントとは何か (*: 資源については、(2) ④を参照)
 - ① 組織マネジメントの意味

個人が単独でできない結果を達成するために、他人の活動を調整する一人ないしはそれ以上 の人々の活動

求める目的に向かって効率的・効果的に動くために、資源*を統合し、調整すること

② 学校における組織マネジメントの意味

学校内外の人的物的能力や資源*を開発・活用し、学校に関与する人たちのニーズに適応させながら、学校教育目標を達成していく過程(活動)

(2) 学校組織マネジメントとは何か

① 目的

児童生徒の成長・発達のため、学校内外の関与者の期待とつながった学校教育目標の達成

② 対象

学校運営に大きな影響力を与える要素・要因は、すべて対象 (カリキュラム(教育課程)・マネジメント、ヒューマンリソース(教職員)・マネジメント、 メンタルヘルス(心の健康)・マネジメント、タイム(時間)・マネジメント、リスク(危険 防止)・マネジメント 等)

③ 方法

Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Action(更新)のサイクル

4 資源

人的資源(同僚、保護者、地域人材等)、物的資源(備品、教材、ICT等)、資金的資源(学年・学級費、学校配当予算等)、時間的資源、ネットワーク資源(各種様々な情報)等の学校に関わるものすべて

⑤ 実施主体

校長・教頭等の管理職はもちろんのこと、全教職員で取り組むべきもの、さらに、他の専門性を有した専門スタッフ(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)も対象

⑥ 視点

ア 変わる (変える)

環境の変化に適応できなかった生物が絶滅したように、変化に対応できない組織も衰退し滅亡していくという点に注目して、学校も教職員一人一人が「変わる」(変える)主体としての役割を果たしていくことが必要

イ 見つける

環境の変化に応じて学校が「変わる」ためには、解決すべき課題やその学校が持つ「強み」 や「弱み」から変わるための有効な資源や手立てを見つけて活用・開発することが必要

ウ つなぐ

児童生徒の成長・発達のために、教職員個々に頼る学校から組織を生かして持てる力を最大限発揮するための「教職員と教職員」を、「教職員と保護者」を、「教職員と地域」を、「保護者と地域」を「つなぐ」連携と分担が重要

(3) 初任者として

- ① 学校教育目標の達成のために、自分の回りにあるものすべてに目を向けて、それらを開発したり、活用したりすることが大切である。
- ② 自分自身も他の誰かのために、能力を開発したり、活用したりして、例えば、優れたワークシートを作成したらみんなで共有したり、ICTの使い方を共有したりする等、チームとして協働的に働くことが大切である。

第6節 家庭や地域社会との連携

/ 1 家庭との連携

(1) 学校と家庭の連携

学校と家庭は、連携を図りながらともに児童生徒の成長を促す関係にあり、いずれか一方で教育が成り立つものではない。家庭は、児童生徒の成長における最も重要な場であり、保護者は養育の義務を負う。しかしながら、小・中・高等学校に通学している期間の子どもは、家庭よりも学校で生活する時間が長い場面が多く、教師の負う責任も大きい。この両者が一致協力し、同じ方向を向いて子どもの教育にあたってこそ、教育の最大の効果を発揮するものである。

(2) 家庭環境

児童生徒は、家庭ごとに家庭内の人間関係、経済状況、保護者の教育についての考え方、家庭を取り巻く地域の特性など、それぞれ様々な環境にあり、人格を形成する過程でものの感じ方、考え方、行動の仕方などに大きな教育的影響が与えられる。また、学校教育を進める上での基礎になる基本的生活習慣の形成にも、家庭環境は重要な役割をもっている。学校は、家庭との協力関係を築くため、それぞれの児童生徒の家庭環境に対しての理解が必要である。

· ☞ POINT -

保護者から「先生、ウチの子はガンガン厳しくしてやってください。ウチはそれでいいですから。」というようなことを言われることがある。しかし、その子どもに対する指導は、他の子どもや他の保護者の目にも映っており、その指導方法に対する受け止め方も様々であることを心に留めておきたい。

(3) 連携の実際

① 家庭との連携に際する心構え

教育は、児童生徒が教職員や学校を信頼する上に成り立つ。また、保護者が学校を信頼するところに、理解と協力が生まれる。我々一人一人が、真摯に教育に向き合い、専門的知識と教育的愛情により、未来を担う子供たちを教え育み、誇りを持って不断の努力をする中で、信頼は築くことができる。ところが、学校で児童生徒から聴取した事実や、指導にまつわる正しい価値観等を伝えようとしても、説明が不足したり、言葉が適切ではなかったりすると、誤解をもとにした対立



が生まれる場合がある。また、安易な発想で、児童生徒の問題行動の責任を家庭に押し付ける 姿勢も対立の要因となる。 **不要な対立は教師の体力を**

どんな場面においても、

「OOさんはいつもこういうことをして困っているんですよ。何とかなりませんかね…」ではなく、

「私は〇〇さんにこうなってほしいので、こういう指導をしたいと思います。ご家庭でもぜひ協力いただきたいのですが…」

といった共に子どもを育てるスタンスをもち、家庭との連携を図るようにしたい。

② 家庭との連携を図る平素の取組

平素より連絡帳や電話連絡等で積極的に保護者とのコミュニケーションを図り、少しでもよい変化がみられた場合には積極的に伝えること。そのためにも、学級や学年における児童生徒の様子をよく観察し、把握しておくことが大切である。また、問題行動があった場合でも、家庭との信頼関係づくりや家庭内の子育てを支援するという基本的な姿勢を忘れず、対応や指導に当たりたい。

③ 家庭への協力の依頼、指導の報告等

児童生徒の指導に関する何らかの協力を家庭に依頼する場合、そのねらいと意義を明確にしておくこと。また、学校での指導の報告をする場合は、<u>必ず関係児童生徒すべてに聴取と指導</u>を終え、学年主任や教頭に報告した上で、連絡を取ること。

電話の場合は、一方的に用件を伝えて終わるのではなく、平素の児童生徒の行動に関してほめる要素を取り入れたり、保護者の考えをよく聴いたりすることが大切である。また、家庭を訪問する場合は、事前にアポイントメントをとることが必要であり、緊急の場合以外は予告なしに訪れることは避けたい。

- 🖙 POINT -

家庭に連絡する際、同僚の教師から「まず子どもをほめて」とアドバイスされたが、 ほめる要素が見つからない… こんな場面はないだろうか。厳しい言い方をすれば、ほ める要素が"見つからない"のではなく"見つけられない""ほめる要素をもたせる指 導ができていない"という結果である。通知票(表)の所見も同様で、ほめる要素がな い児童生徒がいたとすれば、ほめる要素をもたせる指導ができなかったという、学級担 任の大きな反省材料にもなる。

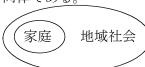
とは言うものの、なかなかほめる要素が見つからない… そんな場合は、先輩教師に 児童生徒のほめ方、ほめる要素の見つけ方を習っておこう。保護者に「あの先生はウチ の子のよさを認めた上で指導してくれている」と言われるようになりたい。

/ 2 地域社会との連携

(1) 多様な地域社会で育つ児童生徒

① 地域社会とは

同じ地域に暮らし、自治の仕組みや経済、伝統や文化などにおいて結びついている生活共 同体である。



- ・近所の同世代の児童生徒と遊ぶ
- ・近所の人々と挨拶の言葉を交わす
- ・行事に参加し協力し役割を果たす

地域社会 社会の一員 としての 自覚

② 多様な地域社会

[例] 商業地・工業地、農業や漁業の盛んな地域 住宅地、過密地や過疎地 自然が豊かな地域 伝統や文化が継承されている地域 国際化が進んでいる地域



· 🖙 POINT -

同じ県内であっても、都市部と山村部、沿岸部と山間部等、生活環境の違いが、児童生徒の生活習慣等に大きく影響する。例えば、学習塾に通う児童生徒が多い学校もあれば、スポーツクラブに通う児童生徒が多い学校もある。本県の教員は地区間を異動し、それぞれの地域社会と連携を図らなければならないため、こうした多様性を十分に理解する必要がある。

(2) 地域社会の変化とその影響

① 急速な都市化・産業化・情報化の進展

都市化 産業化 情報化

- ・地域社会の持つ閉鎖的な側面の希薄化
- ・個々の価値観やライフスタイルの多様化く
- 便利さの享受

地域の連帯感の希薄化

経験を共有する機会の減少

… 結果的に**地域の教育力が低下**している

② 核家族化・少子化の進行

核家族化

- ・地域のつながりの希薄化や地域行事の衰退
- 社会体験や自然体験の減少

少子化

- ・親や教員以外の大人、異年齢の児童生徒と交流する機会の不足
- … 子どもが**人と関わる力**を養いにくい
- ···· 過保護・過干渉の保護者により子ども自身が解決する機会をもちにくい
- … 地域社会が子どもに対する寛容さを抱きにくい

POINT

関東地方のある地域では、園や学校から聞こえる音(子どもの声、号令、楽器の音等)に対して、周辺住民から苦情が寄せられるケースが増えて対応に苦慮している。その地域では、騒音に関する地域の条例から"子どもの声"を外すかどうかが議論になっている。地域社会として子どもと接する機会が失われ、学校の教育活動への理解度が低下すると、このような問題が発生しがちである。周辺住民に対して学校への理解を促すために、より丁寧な対応が求められている。

(3) 地域社会との連携の在り方

- ① 情報面 … 教育活動についての情報発信 〔例〕学校便りの配布、学校Webサイトの活用、 広報誌の活用等
- ② 行動面 … 各種団体との連絡調整、役割分担 〔例〕地元行事への参加、スポーツクラブや文化 クラブとの連携、総合的な学習(探究)の 時間の協力依頼、道徳科の講師依頼等
 - ※ 地域が生きる教育活動の例

<総合的な学習の時間>



徒たちはみな熱心に取り組み、汗だくでの 作業となりました。



学校便りをWebサイトに掲載している学校もある

- 職場体験(各職場での職業体験、ハローワークの職業指導官講話等)
- 保育体験(保育園・幼稚園での保育体験、保育の講話等)
- ・ 福祉体験(老人福祉施設での介護体験、高齢者世帯の訪問、介護の講話等)
- ・ 地域理解(伝統遊びや祭り太鼓教室、特産品のレシピ考案、地域の広報活動等)

<その他>

- ・ 清掃ボランティア (児童生徒が計画的に行う地域内の清掃活動)
- 読み聞かせ(地元のボランティア等が学校に来て行う読み聞かせ)
- ・ 部活動コーチ (地元の経験者によるコーチ … 正式な登録が必要)

- 🖙 POINT

新学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの人々が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備することが求められている。本県にとって、子どもたちが地域や復興の課題解決に参画する学びは、体験活動をさらに充実させるとともに、郷土への愛着や誇りを培い、社会に対する当事者意識を引き出し、自己肯定感の醸成や志の育成を促進することに加え、価値観の多様化する中にあっても迷うことなく主体的に生き抜く力を身に付けさせるものと考える。

/ 3 各種事業

(1) 地域学校協働本部事業

平成27年の中教審答申(地域と学校の連携・協働)を受け、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する「地域学校協働活動」を全国的に推進するため、平成29年に社会教育法を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「地域学校協働活動推進員」に関する規定を整備した。

これにより、幅広い地域住民等の協力を得て、社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化していくことをねらいとしている。

文部科学省では、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動(地域学校協働活動)のうち、その内容が他の模範と認められるものに対し、文部科学大臣表彰を行っている。福島県における平成26年度からの受賞団体は、県のホームページに掲載されている。

(2) 新・放課後子ども総合プラン推進事業

福島県では、放課後等において子どもが安全・安心に過ごしながら、多様な体験を行う「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」を一体的・連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」を推進しています。

名称	放課後児童クラブ	放課後子ども教室
趣旨・対象児童	保護者が仕事などで昼間家にいない家庭の小学生に対し、放課後に遊びや生活の場を提供するもの	全ての小学生を対象に、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、 文化活動、地域住人との交流活動の 機会を提供するもの
実施主体	市町村、社会福祉法人、保護者会、 運営委員会等が実施	県、市町村が実施
実施場所	学校の余裕教室、学校敷地内の専 用施設、児童館、民間施設等で実 施	学校の余裕教室、体育館、児童館等 で実施
従事者・参画者	放課後児童支援員、補助員	教育活動支援員、教育活動サポータ ー、地域コーディネーター、安全管 理員、ボランティア等

第7節 事故発生時の対応

/ 1 救急処置の目的

(1) 目的

救急処置の目的は、子どもの生命を守り、心身の安全を図ることである。

(2) 学校における救急処置の特質

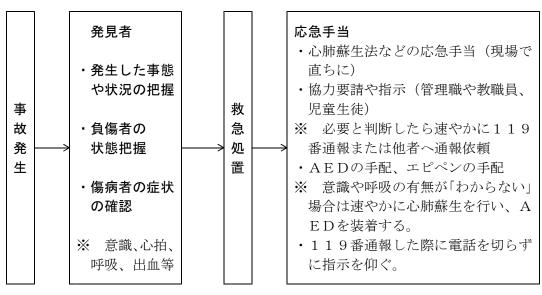
- ① 学校における救急処置は、医療機関での処置が行われるまでの応急的なものである。
- ② 救急処置と合わせて、発達段階に即した、疾病やけがなどに関する児童生徒への保健指導を行う。

(3) 救急処置の範囲

- ① 救命処置(生命への危険に陥る恐れのある傷病者に対する処置) 気道確保、呼吸の維持、心拍の維持、出血の阻止、ショックの防止等
- ② 一時的な危険脱出処置 (二次障害や重症化の恐れのある傷病者に対する処置) 意識障害、けいれん、呼吸困難に対する処置
- ③ 保護者への引き渡し又は医療機関で受診するまでの処置 骨折又は捻挫部位の固定包帯、熱傷、捻挫等外傷部に対する冷罨(あん)法等の処置 消毒・保温・安静、その他苦痛・不安の軽減処置、搬送等

/ 2 事故への対応

(1) 緊急時対応に関する体制整備



<救急処置の留意点>

あわてず、冷静に、誠意をもって対応することが大切である。

- ① 事故の状況(症状、外傷の程度等)を正確にとらえ、できるだけ時系列で記録する。
- ② 必要な処置を行う。
- ③ 養護教諭等の応援を依頼する(養護教諭の配置されていない学校では、保健主事の指導を受けることが望ましい)。
- ④ 校長に報告し、指示を仰ぎ必要な校内連絡をする。
- ⑤ 保護者への連絡は、できるだけ速やかに、言葉を選んで事実を正しく伝える。
- ⑥ 医療機関への移送は養護教諭及び担任等が付き添い、医師と面談する。

- ⑦ 当該児童生徒を保護者に引き継ぐまでは付き添う。
- ⑧ 児童生徒の心のケアを十分に行う。

(2) 急病人が発生したときの処置

- ① 病人の容態を観察する。
 - 顔色(蒼白い、赤い、暗紫色)、あくび、はき気、発熱、寒気、ふるえなど
- ② 他の児童生徒に自習を指示する(状況によっては、隣の学級担任に声をかける)。
- ③ 病人を直ちに保健室に運び、養護教諭に処置を依頼するとともに管理職に報告する。
- ④ 担任は、養護教諭から処置の連絡を受け、今後の対応と指導を確認し、管理職や保護者等に 連絡する。

(3) 外傷を負ったときの処置

- ① 外傷の種類、大きさ、部位により、処置を行う。出血のひどいとき は、清潔な布で出血部位を圧迫する。重傷の場合は、その場を動かさ ないで、養護教諭に連絡して処置を受ける。
- ② 他の児童生徒への自習の指示、担任その他関係者への連絡をする。
- ③ 担任は、養護教諭等と外傷の詳細や処置の状況について情報を共有 し、今後の保健の管理・指導を確認するとともに、管理職、学年主任 等に報告し、指示を受ける。また、保護者に事故・外傷の状況や今後の 小さなケガでもていねい 処置等を連絡する。



に対応して保護者へ連絡

(4) 交通事故が発生したときの処置

<児童生徒の場合>

- ① 連絡を受けたら校長(教頭)に報告して指示を受け、速やかに現場に行く。
- ② その場での外傷等の判断は難しいので、基本的には救急車の出動を要請し、必ず教員が1名 添乗する。
- ③ 保護者に連絡する(搬送先の病院が明らかな場合は伝える)。
- ④ 事故の状況を調べ、校長(教頭)に報告する。必ず警察にも立ち合ってもらい、的確に処理 する。

<自分が事故を起こした場合>

- ① 相手や自分の外傷等を確認し、必要に応じて救急車の出動を要請する。
- ② 最寄りの警察署に出動を要請する(現場検証に立ち会う)。
- ③ 校長(教頭)に状況を報告し、その後の指示を受ける。
- ④ 相手の名前・電話番号など連絡先を確認する。
- ⑤ カメラがある場合は事故の状況を撮影する。
- ⑥ 状況が落ち着いたら保険会社に連絡する。

(5) 災害が発生したときの処置

まず児童生徒の"命と体"を守る災害への臨機応変な対策と、日ごろの心構えや訓練を忘れて はならない。安全、かつ速やかに避難するためには、児童生徒の持ち物はどのようにしておくべ きかについての常日頃からの指導と、避難に関する全職員の共通理解が大切である。東日本大震 災のように、事前の想定外の規模で災害が発生する場合もあるので、避難場所や避難方法は過去 事例だけにとらわれず、柔軟に対応できるようにしておく必要がある。

① 火災

ア 火災発生場所、風向きを考えて避難経路を選択し、非常口などを利用して外へ避難させる。 イ 避難をさせる場合、座布団などで、頭をおおい、ハンカチなどで口鼻などを押さえ低い姿

ウ 避難させてから人員を点呼して確認し、教頭(校長)に報告する。

② 地震

ア 机あるいは頑丈な器具の下にすばやくもぐり込ませ、机の脚を両手でしっかり持つよう指

示する (特に頭を隠させる)。

- イ 頭を保護するものを、素早く持たせる。
- ウ 出入口の確保と火災など二次災害の防止に努める。
- エ 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所を判断し、 運動場の中央など広くて安全な場所に避難させて、人員を点呼確認し、 教頭(校長)に報告する。
- オ 配慮を要する児童生徒等への対応を行う。
- ③ 台風・局地的な大雨・洪水・津波など

ア テレビ・ラジオ・インターネット等の情報を的確に把握し、校長の 指示の下に避難させる。



徹底した訓練で被害を 最小限にとどめる

- イ 指定された場所に避難させるが、危険が迫ることが予想される場合は、さらに安全な場所 を探す。建物の窓際や川沿い、海沿いなど危ないところは避ける。
- ウ 人員を点呼して確認し、教頭(校長)に報告する。

/ 3 報告書の提出

校長は、職員又は児童生徒に事故が発生した場合、県立学校は福島県立学校の管理運営に関する規則により、市町村立学校は市町村教育委員会の規則等により報告書を提出する。

(1) 職員の事故

職員に事故があったとき又は学校に災害が発生したときは、その事情及び意見を具して速やかに県教育委員会(県立学校)・市町村教育委員会(市町村立学校)に報告しなければならない。

(2) 児童生徒の事故

児童生徒の傷害、水難、交通、暴行、盗難、死亡等の事故が発生したときは、すみやかに県教育委員会(県立学校)・市町村教育委員会(市町村立学校)に報告しなければならない。

※ 報告書の記載事項(例)

<職員の事故>

- 1 職 氏名
- 2 事故の種類
- 3 事故発生の年月日(時刻)
- 4 事故発生の場所
- 5 事故の状況及び経過
- 6 処置
- 7 その他参考事項
- 8 校長所見

<児童生徒の場合>

- 1 事故の種類
- 2 児童生徒名(年齢)
- 3 学年・組・性別
- 4 児童生徒の現住所
- 5 事故発生の日時
- 6 事故発生の場所
- 7 事故の原因
- 8 事故の経過
- 9 事故に対する処理状況
- 10 今後の対策
- 11 校長所見
- ※ 福島県立学校の管理運営に関する規則第23・24号様式による

/ 4 校外での活動

校外での活動は、児童生徒の体験的な学習をねらいとし、教科や総合的な学習(探究)の時間、 特別活動の一環として実施されるものである。また、クラブや部活動における対外試合等も、校外 での活動として多くの学校がその機会を設けている。校内での活動では得られない学習効果が期待できる反面、安全面やマナー等には十分に留意する必要がある。

(1) 安全面での留意事項

校外活動やクラブ活動等の対外試合等に参加する場合、当該地域の気象的な特徴や過去の害について調べるとともに、下見を行うなど、安全面の点検を行い、<u>想定される災害や対応法、危険箇所及び避難場所等について確認</u>し、児童生徒等や保護者に周知しておくことも重である。

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(文部科学省)より抜

下線部の「対応方法」は、引率者としての教員の対応のみならず、児童生徒の判断や行動に関する対応も意味する。特に、個人や小グループでの活動が設定されている場合、災害や事故の発生時に、適切な指示を出せる引率者が近くにいないケースが予想される。事前指導では、指導者が対応を教え込むだけでなく、「なぜこの災害が起きるのか?」「どうすれば身の安全を守れるのか?」等について、児童生徒自身が考えを深める場面をもたせたい。

(2) マナー面での留意事項

校外という平素と違う環境におかれた児童生徒の中には、気分が高揚してマナーを守れなくなりがちな者もいる。以下のようなケースに留意して、児童生徒の指導に当たりたい。

- ① 移動時におけるマナー
 - 交通ルールに基づく道路利用のきまり事について理解し、 安全な移動ができるよう指導する。また、公共交通機関を安 全にかつ適切に利用できるよう指導する。
- ② 見学・体験時におけるマナー

学習のねらいをよく理解させ、見学・体験施設の従業員や 利用者に対して失礼に当たるような言動をとらないよう指導 する。



第8節 幼稚園教育

/ 1 幼稚園教育の基本

(1) 幼稚園教育の目的・目標

幼稚園教育の目的は、学校教育法第22条で、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を 培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の 発達を助長することを目的とする。」と示されている。

さらに、この目的を実現するため、同法23条に以下の5つの目標が示されている。

- ① 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- ② 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- ③ 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- ④ 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導く とともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- ⑤ 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

(2) 幼稚園教育要領

幼稚園教育要領は、学校教育法22条及び23条によって示された幼稚園教育の理念に基づき、教育課程の基準を定めるものである。幼稚園教育要領が果たす役割の一つは、公の性質を有する幼稚園における教育水準を全国的に確保することである。また、各幼稚園がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、幼稚園教育要領を踏まえた教育活動のさらなる充実を図っていくことが重要である。

さらに、幼児の自発的な活動としての遊びを生み出すための環境を整え、一人一人の資質・能力を育んでいくことは、教職員をはじめとする幼稚園関係者はもとより、家庭や地域の人々も含め、様々な立場から幼児や幼稚園に関わる全ての大人に期待される役割である。家庭との緊密な連携の下、小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら、幼児の自発的な活動としての遊びを通して総合的な指導をする際に、広く活用されるものとなることを期待して幼稚園教育要領が定められている。

これらの基本方針を受けて、その内容は、「総論」「ねらい及び内容」「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」によって構成されている。

(3) 基本的な考え方

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法に規定する目的及び目標を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わり方や意味に気付き、これらを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになる幼児期の教育における見方・考え方を生かし、幼児と共によりよい教育環境を創造するよう努めることが求められている。

これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行う必要がある。

幼稚園教育が学校 教育にもたらす影響は大きい

① 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を

得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわ しい生活が展開されるようにすること。

- ② 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として、幼稚園教育要領に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。
- ③ 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

(「幼稚園教育要領 第1章 総則 第1」より)

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとの関わりが重要であることを踏まえ、教材を工夫し、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

(4) 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼稚園においては、生きる力の基礎を育むため、次に掲げる資質・能力を一体的に育むように 努めるものとする。この資質・能力は、幼稚園教育要領のねらい及び内容に基づく活動全体によって育むものである。

- ① 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- ② 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- ③ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」 (「幼稚園教育要領 第1章 総則 第2」より)

次に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」は、幼稚園教育要領のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であり、教師が指導を行う際に考慮するものである。

- ① 健康な心と体 ② 自立心 ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い

④ 豊かな感性と表現

(「幼稚園教育要領 第1章 総則 第2」より)

(5) 幼稚園教育要領の領域のねらい及び内容

幼稚園教育要領の第2章に示されている「ねらい」は、幼稚園教育において、育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、「内容」はねらいを達成するために指導する事項である。

各領域に示すねらいは、幼稚園における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境に関わって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする。

このような「ねらい」と「内容」を、幼児の発達の側面からまとめて、次の5つの領域に編成している。

- ① 心身の健康に関する領域「健康」 健康な心と身体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う。
- ② 人との関わりに関する領域「人間関係」 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う。
- ③ 身近な環境との関わりに関する領域「環境」 周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもって関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。
- ④ 言葉の獲得に関する領域「言葉」 経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こう とする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。
- ⑤ 感性と表現に関する領域「表現」 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する 力を養い、創造性を豊かにする。

/ 2 幼児期の教育と小学校教育の接続

(1) 幼小接続の重要性

幼児期の教育と児童期の教育は、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育が組織的に行われるようにすることは極めて重要である。その際、幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めることが必要である。

(2) スタートカリキュラム

幼児期の教育は、5領域の内容を遊びや生活を通して総合的に学んでいく教育課程等に基づいて実施されている。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づいて実施されている。このことが幼児期と児童期の教育の大きな違いである。

幼児期と児童期の教育との接続を円滑に進めることは、児童の円滑な小学校生活のスタートにつながるとともに、小学校としても現在問題となっているいわゆる「小1プロブレム」の発生を防止することにつながるなど、小学校側に大きなメリットを与えるものである。

このため、各小学校では、従来から、学校や学級生活への円滑な適応に 関する指導が行われており、学級活動、学校行事、児童会活動など特別活動においても、接続を意識した生活や集団、学習への適応指導や集団活動が行われるためのスタートカリキュラムが必要となる。



小1プロブレムを防止するカギは、幼児期の教育 との接続にある

スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育所・認定こども園などの遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくためのカリキュラムである。小学校入学時に幼児期の教育との接続を意識したスタートカリキュラムが生活科などを中心に各小学校において進められており、今後とも取組を進める必要がある。

なお、スタートカリキュラムを編成する上での主な留意点は次のとおりである。

- ① 幼稚園、保育所、認定こども園と連携協力すること
- ② 個々の児童に対応した取組であること
- ③ 学校全体での取組とすること
- ④ 保護者への適切な説明を行うこと
- ⑤ 授業時間や学習空間などの環境構成、人間関係づくりなどについて工夫すること

〈参考資料〉

「幼稚園教育要領」 文部科学省 平成29年3月

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 平成22年11月11日

「スタートカリキュラム スタートブック」 文部科学省 国立教育政策研究所 教育課程研究 センター 平成27年1月

第9節 特別支援教育

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。 発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍するすべての学校において実施されるものであり、また障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の基礎として、社会においても重要な意味を持っている。

/ 1 特別支援教育の推進

平成18年に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年に同条約に署名し、平成26年に批准した。この間、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成28年の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)の施行など、様々な法整備が進められた。特別支援教育に関しても、平成25年には、学校教育法施行令が改正され、障がいのある子供の就学先決定の仕組みが認定就学制度から本人・保護者の意向の尊重等を含む総合的判断によるものと改められた。また、平成28年には発達障害者支援法の改正により、個別の教育支援計画及び個別の指導に関する計画の作成を推進することが規定された。さらに同年、学校教育施行規則が改正され、平成30年から高等学校における通級による指導が制度化されることとなった。

このように、特別支援教育においては「障害者の権利に関する条約」に掲げられた共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム**構築を目指し、障がいのある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実・整備を推進している。

県教育委員会では、従前より「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進を特別支援教育の基本理念として掲げ、障がいのある子ども一人一人のニーズに応じた教育の実現を目指しており、このことは、前述の文部科学省報告で示された内容と方向性を同じくするものである

※1 「インクルーシブ教育システム」

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みである。障がいのある者が「general education system」(署名時仮訳:教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされている。

/ 2 多様な学びの場

インクルーシブ教育システムにおいては、障がいのある子供と障がいのない子供が可能な限り同じ場で 共に学ぶ事を追求するとともに、一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最 も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学 校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学 びの場」が用意されている。

(1) 通常の学級

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒については、一人一人の障がいの状態等に 応じた支援を行う。校内委員会を中心として、「個別の教育支援計画」や「個別の教育計画」に 基づき、指導法の工夫や諸機関との連携等が求められる。発達障がいの可能性のある児童生徒について配慮した教室環境や授業づくりの工夫などは、障がいのある児童生徒だけでなく、すべての児童生徒にも有益な教育環境づくりとなる。

(2) 通級による指導

通級による指導は、通常の学級に在籍する障がいのある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障がいに応じた特別の指導を「通級指導教室」といった特別な場で受ける指導形態のことである。障がいの状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導や小集団指導等を通して、特別の指導をきめ細かに、かつ弾力的に提供する。特別な指導については、自立活動を取り入れ、一人一人の児童生徒の状態に応じて具体的な目標や内容を定めて指導する。

通級による指導において、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を児童生徒の教育的ニーズに応じて行うことにより、通常の学級における授業においてもその指導の効果が大いに期待されるものである。

対象となる障がいは、言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい(LD)、 注意欠陥多動性障がい(ADHD)、肢体不自由、病弱及び身体虚弱の9種類である。

(3) 特別支援学級

特別支援学級は、小学校、中学校において、障がいが比較的軽度な児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級である。対象となる障がいは、知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、弱視、難聴、言語障がい、自閉症・情緒障がいの7種類である。

特別支援学級では、児童生徒一人一人の障がいを正しく理解するとともに、個別の教育的ニーズを把握し、少人数による適切な指導や必要な支援が行われる。教育内容は、原則として小・中学校の学習指導要領に沿って行われるが、障がいの状態や特性などに応じて、特別支援学校の教育課程を参考にして、弾力的な教育課程を編成し、指導や支援を行っている。また、通常の学級の児童生徒と各教科や学級活動、学校行事などをともに行う「交流及び共同学習」など、相互の密接な関係のもとに指導が行われる。

(4) 特別支援学校

特別支援学校は、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由又は病弱者(身体虚弱を含む。)を対象に、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校である。子供の実態に応じた弾力的な教育課程を編成することができ、障がい特性や健康状態、経験等に応じて各教科等の指導内容・方法を工夫している。また、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することをねらいとして、「個別の指導計画」を作成し、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」に関する自立活動の指導を行っている。

/ 3 多様性を認め合う学級づくり、授業づくり

学級の中には、障がいのある児童生徒だけでなく、様々な教育上の支援や配慮を要する児童生徒がいる。このような状況においては、「障がいがあるから支援や配慮をする」のではなく、「すべての児童生徒に必要な支援や配慮を行う」という視点が重要である。支援や配慮が必要な児童生徒を意識して取り組んだ指導方法の工夫が、結果として全体の学びを深めることにつながることがある。このように障がいを含めた様々な困難さへの支援や配慮を、多様な児童生徒が互いの多様性を認め合い、尊重し合うことの土台として、よりよい学級づくりや授業づくりにつなげたい。

県特別支援教育センターが作成した「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム

推進のためのコーディネートハンドブック」には、多様性を認め合う学級・授業づくりのためのコーディネートアイディア(例)が多数掲載されている。これらの資料を活用しながら、自己の学級経営や授業を振り返り、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学べる学級づくり、授業づくりに努めることが求められる。

<学びやすい指導の工夫>	
1 聞く姿勢を作る □ 静かになってから話す習慣 □ 分かりやすい短い発問 □ 一つの指示で一つの活動	
2 授業の構成 □ 活動の流れを文字や図で視覚化(あとどのくらいかが分かるように) □ 活動のパターン化(例:「聞く」→「見る」→「考える」→「書く」→「発 □ 活動時間を短く(テンポが良い授業)	表する」)
3 発表・指名のしかた □ 発表の仕方のルール化(騒いでも指名しない) □ 話し方の手順を決めて提示 □ 子どもの言いたいことを察知し、話した内容を繰り返し言葉で説明 □ 子どもの発表しようとした姿勢の称賛	
4 ノートの指導 □ 板書の工夫→文字の大きさ、量、色を意識して書く、写す部分を明確に □ 書きやすいノートを準備(マス目、横罫) □ ノートの使い方の丁寧な指導(マス目黒板、実物投影機の活用等) □ ノートの取り方は教科によってパターン化	ま インタルング報ぎンステル最近のために一条相称に対応した学習づくリー 1 多様なことに学者・情報プリ (2) 多様性に応じた授業づくり (3) 子ともための様はダリワ
5 集中して視写する □ 書くときは一斉に視写(机間巡視、指導が可能になる) □ どこまで書くかの明確化(子どもに応じて)	■ 1 日本
6 教材・教具の工夫 □ 写真や絵など視覚に訴える教材 □ 実際に操作できる教材 □ 見やすく書き込みやすいプリントの準備	制計会で展現、手を主任で使かった子 形が成現、手を目に、使いせかった子 とりあえてかったで、繊維の分かった子 「子をたちかたのようにデルているか」に向き合う必要があります。 (b) 多様性に応じた検索づくり 子ともたちの参加学びがに応じるためには、次のような年光が重要に切ります。 (場所の) 工事 (別所の) 工事 (別所の)
□ 九九表やローマ字表などの支援ツールの準備(誰でも使えるようにする) □ 実態に応じて、それぞれが使いやすい道具の準備	「
 「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のための	コーディネートハンドブック 」

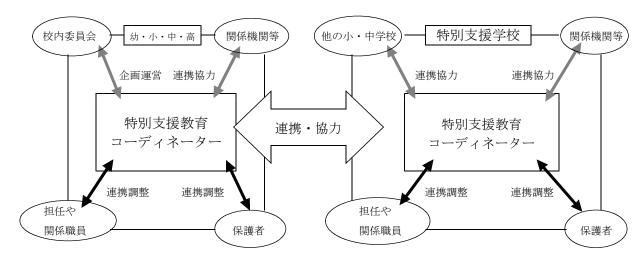
「小・中学校、高等学校におけるインクルーシブ教育システム推進のためのコーディネートハンドブック 」 多様性を認め合う学級・授業づくりのためのコーディネートアイディア (例) より一部抜粋

/ 4 特別支援教育の推進体制

(1) 特別支援コーディネーター

福島県では、全ての公立幼稚園、公立小・中学校、県立高等学校、県立特別支援学校で特別支援教育コーディネーターを指名している。

コーディネーターの主な役割には、特別な支援を必要とする児童生徒や学級担任に対して 指導内容や方法など具体的な支援を検討する校内委員会の運営、近隣の特別支援学校のセン ター的機能等の活用も含めた、校内外の特別支援教育に関する連絡調整等がある。



(2) 校内委員会

特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対応していくためには、学校の教職員全員が特別支援教育についての理解を深め、学校全体で支援していくことが大切である。

そのために、図1のような役割を担う校内委員会を、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター等関係職員で組織し、校内全体で共通理解をもって適切な指導と必要な支援を日常的に実践することが必要である。

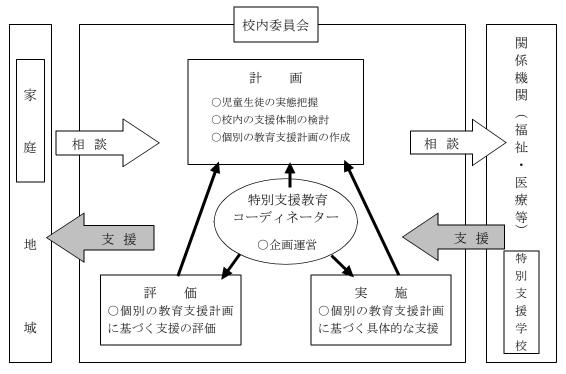


図1 校内委員会の組織と役割

(3) 個別の教育支援計画と個別の指導計画

個別の教育支援計画は、幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫して的確な支援を行うことを目的とする。幼児児童生徒の地域生活全体を考えた時に、教育のみならず、福祉、医療、労働などの様々な側面からの取組を含め、関係機関の密接な連携協力を確保することが不可欠である。

個別の指導計画は、教育課程の実施に伴い、各教科等の目標、指導内容・方法を個別に設定し、それに基づいて評価を個別に行うものである。また、個別の指導計画は、各教職員の共通理解のもと、一人一人に応じた指導を一層進めるためのもので、「計画 (Plan) - 実践 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action)」の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改

善し、より効果的な指導を行う必要がある。

個別の教育支援計画や個別の指導計画を幼児児童生徒の適切な支援を行う際の有効なツールとして活用するためには、それぞれの計画の本来的な目的を確認し、それぞれの計画の性格を理解することが必要である。

- ※ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の他に、個別移行支援計画も特別支援学校では作成されているところであるが、各市町村等においても、個別の支援計画を含む様々な情報を集約した相談支援ファイルが作成され始めている。これらの計画が、乳幼児期から学校生活、社会生活へと円滑な移行と適切な支援が引き続き行われる際の関係機関の連携ツールとして活用されることが期待される。
- ※ 個別の指導計画の作成や具体的な指導については、特別支援学校学習指導要領及び解説 (小・中学部編、高等部編)に基づくことが示されている。

/ 5 教育相談と就学先の決定

(1) 障がいのある児童生徒等の就学先の決定について

① 障がいのある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方

就学基準(学校教育法施行令第22条の3)に該当する障がいのある児童生徒等は、原則特別支援学校に就学するという従来の仕組みが改められた。障がいのある児童生徒等の就学先の決定に当たっては、障がいのある児童生徒等が、その者の障がいの状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備状況、その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと改正された。

② 市町村教育委員会に求められること

市町村教育委員会は、障がいのある児童生徒の就学先決定に当たり、障がいの状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の決定を行う。

③ 学校関係者に求められること

小・中学校及び特別支援学校等の全ての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に、発達障がいに関する一定の知識・技能は、発達障がいの可能性のある子どもの多くが小・中学校の通常の学級に在籍していることから、必須となる。

特別支援学校については、地域の特別支援教育のセンター的機能を有していることから、 その一層の充実を図るとともに、更なる専門性の向上に取り組む必要がある。

(2) 福島県特別支援教育センターにおける教育相談

特別支援教育センターでは、障がいのある乳幼児、児童生徒及び保護者、関係職員等を対象とした教育相談業務を行っている。

相談は、関係機関と連携を図りながら、専門的かつ総合的観点から、児童生徒の障がいの状態及び特性等に応じた適切な養育、指導、支援が行われるように進められている。

教育相談の内容・対象は次の表のようになっている。

<表>

	主な内容	対 象
教育相談	○ 家庭での養育等に関すること○ 早期からの保育・教育等に関すること○ 就学、進路等に関すること○ 学校等における教育活動に関すること○ 関係機関との連携に関すること○ 教育、福祉、医療等に関する情報提供 等	本人、保護者、幼稚園・保育 所・学校関係者、市町村教育委 員会関係者、保健所関係者 等 幼児児童生徒の生活に関する 悩みや心配のある方、すべてを 対象とする

(3) 地域教育相談推進事業

福島県教育委員会では、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)、自閉症等を含めた障がいのある児童生徒の保護者、担当教員等が、児童生徒の養育、指導及び就学等に関して、地域において相談ができ、必要な支援を継続的に受けられる体制を整備している。下記の教育事務所に特別支援教育担当指導主事を配置し、相談支援の求めに応じて、特別支援学校の教員を巡回相談員として相談支援を実施している。また、医師や臨床心理士等を構成員にした相談支援チームを設け、様々な事例に対応している。さらに、特別支援学校のセンター的機能を活用し、必要な助言・援助を受けることも有効である(平成29年3月「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」より)

<相談の申込先(問い合わせ先)>

教	育	事	Ī Ž	務	所	等			問	引しい	合れ	o₩	先	(電	:話)			
県	北	教	育	事	務	所	0	2	4	_	5	2	1	_	2	8	1	8
県	中	教	育	事	務	所	0	2	4	_	9	3	5	_	1	4	9	3
県	南	教	育	事	務	所	0	2	4	8	_	2	3	_	1	6	6	6
会	津	教	育	事	務	所	0	2	4	2	-	2	9	_	5	3	2	0
南	会	津	教 育	事	務	所	0	2	4	1	_	6	2	_	5	2	5	5
相	双	教	育	事	務	所	0	2	4	4	_	2	6	_	1	3	1	7
١١	わ	きす	教 育	事	務	所	0	2	4	6	_	2	4	_	6	2	1	5
特別支援教育センター 024-951-5598 (相談専用)])											

/ 6 交流及び共同学習

「障害者基本法」(平成23年8月5日) 第16条に、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進める旨が規定された。また、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)(平成17年12月8日中央教育審議会)」で、特別支援学校に在籍する児童生徒と、地域の小・中学校等の児童生徒との交流及び共同学習の機会が適切に設けられることを促進し、また特別支援学級に在籍する児童生徒が通常の学級で学ぶ機会が適切に設けられることを一層推進すべきであると明記された。

今後は、これまでの交流教育の意義等を踏まえ、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流及び共同学習をさらに推進する必要がある。

(1) 交流及び共同学習の意義

我が国は、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の 実現を目指している。

障がいのある子どもたちが、自立し、社会参加するためには、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を行うことが大切である。このため、特別支援学校や小・中学校等において特別支援教育が進められている。また、障がいのある子どもたちが社会の一員として主体的に生活できるようにしていくためには、障がいのある子どもに対する社会一般の人たちの正しい理解と認識が不可欠である。そこで、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、

あるいは地域社会の人たちとが、ふれあい、共に活動する機会を設けることが大切になる。

(2) 交流及び共同学習の位置付け

学習指導要領では特別支援学校に対し、総則及び特別活動の中で、小学校の児童などとの交流及び共同学習を「計画的、組織的に行う」ことが明示されたことに加え、児童生徒等が「地域の人々などと活動を共にする機会を設ける」ことが強く求められた。

小学校学習指導要領の「第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項」の中に、「学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を超えた交流の機会を設けること。」「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び協同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」が明記されている。中学校、高等学校の学習指導要領においてもまた同様の主旨で交流及び共同学習について述べられている。

このことから、特別支援学校の児童生徒と小・中・高等学校等の児童生徒や地域社会の人々が様々な機会を通じて共に活動し、互いにふれあう交流及び共同学習は、今後益々必要な活動となり、学校全体の活性化にもつながっていくものと期待される。

(3) 交流及び共同学習の実際

小・中学校等と特別支援学校で交流及び共同学習を実際に推進していく際の手順(例)を説明する。

① 関係者の共通理解

関係者が互いにその意義等を十分に理解し合うことが大切である。

② 校内の組織づくり

様々な活動を効果的かつ円滑に進めるには、例えば、両者が役割分担し、交互に連絡会を 実施したり、全教員を対象として交流及び共同学習をテーマにした研修会を実施したりする などの工夫が考えられる。

③ 指導計画の作成

年間指導計画や活動ごとの指導計画を作成する必要がある。その際には、教育課程上の位置付け、評価計画、交流及び共同学習の形態や内容、回数、時間、場所、両者の役割分担、協力体制等について事前に十分検討することが大切である。

④ 事前学習

交流及び共同学習を円滑に進めるためには、実際の活動内容や役割分担等について、事前 学習を行うことが大切であり、障がいについての正しい知識、障がいのある子どもたちへの 適切な支援や協力の仕方等についての理解を促すことが考えられる。

⑤ 実際の学習の際に配慮すること

交流及び共同学習を行う際に、安全確保を最優先すること。普段何気なく過ごしている教室や校舎でも、障がいのある子どもにとっては思いもよらない危険が潜んでいる場合がある。

⑥ 事後学習

交流及び共同学習を実施した後、相互の児童生徒が活動への感想や今後の活動への希望などについて、振り返ったり、周囲の人に伝えたりすることで、交流及び共同学習に対する関心を一層深めることが大切である。

⑦ 評価の方法

小・中学校等において交流及び共同学習の評価を行うに当たっては、各教科・領域等の学習においてどのような力が身に付いたか、活動を通して、相互理解がどのように進んだかの 両面を適切に評価する。

/ 1 情報教育の目標

情報教育は、子供たちの情報活用能力の育成を図るものであり、各教科等において育むことを目指す資質・能力と同様に、三つの柱で整理されている。

〇知識及び技能(何を理解しているか、何ができるか)

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決等の方法や、情報化の進展が社会の中で果たす 役割や影響、技術に関する法・制度やマナー、個人が果たす役割や責任等について、情報の科 学的な理解に裏打ちされた形で理解し、情報と情報技術を適切に活用するために必要な技能を 身に付けていること。

〇思考力、判断力、表現力等(理解していること、できることをどう使うか)

様々な事象を情報とその結びつきの視点から捉え、複数の情報を結びつけて新たな意味を見いだす力や問題の発見・解決等に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用する力を身に付けていること。

〇学びに向かう力, 人間性等(どのように社会・世界と関わりよりよい人生を送るか)

情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して情報社会に主体的に参画し、その発展に寄与しようとする態度等を身に付けていること。

学習指導要領では、情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、すべての教科の各科目にわたる内容の取扱いにおいても、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、学習の効果を高めるようにすることが、それぞれの教科の特性に応じて示されており、各教科・科目等の指導において、情報手段を積極的に活用していくことが求められている。

また、小学校においては、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けさせるための学習活動を計画的に実施することが明記された。

(小学校)「総則」第3の1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報 通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用し た学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教 材・教具の適切な活用を図ること。

あわせて、各教科等の特質に応じて、次の学習活動を計画的に実施すること。

- ア 児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本 的な操作を習得するための学習活動
- イ 児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動

(中学校)「総則」第3の1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

第2の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報 通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用し た学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教 材・教具の適切な活用を図ること。

(高等学校)「総則」第3款の1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

第2款の2の(1)に示す情報活用能力の育成を図るため、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。

/ 2 情報モラル教育

携帯電話・スマートフォンやソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)が子供たちにも 急速に普及する中で、児童生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、 犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるようにするため、学校における情 報モラル教育は極めて重要である。(中略)学習指導要領解説における情報モラルは、『情報社会 で適正な活動を行うための基になる考え方と態度』と記載されており、具体的には、他者への影 響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯 罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器 の使用による健康との関わりを理解することと解説されている。このため、情報発信による他人 や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味 について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤 ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、情報セキュリティの重要性とその具体的 対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通 じて、児童(生徒)に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。その際、 情報の収集、判断、処理、発信など情報を活用する各場面での情報モラルについて学習させること が重要である。(「教育の情報化に関する手引」 文部科学省)

以下、小学校、中学校及び高等学校の学習指導要領解説総則編より、情報モラル教育の学習活動の部分を抜粋する。

(1) 小・中学校

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童(中学校は生徒と読み替える)に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

(2) 高等学校

情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動、情報には自他の権利があることを考えさせる学習活動、情報には誤ったものや危険なものがあることを考えさせる学習活動、情報セキュリティの重要性とその具体的対策について考えさせる学習活動、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要である。

こうした指導内容を計画的に指導することが望ましいことはいうまでもないが、同時に、各教科等の授業の中で、随時行う日常的な指導も大切である。特に、コンピュータを使った各教科等の授業では、情報モラルを指導できる場面はたくさんあり、その場に応じて必要な情報モラルの指導を行うことは大変効果的である。

また、指導者として最新の情報モラルに関する知識を得ておくことも重要である。深い考えをもたずに危険な情報を発信して問題になる事例や、グループ間でのやりとりが潜在化して問題がなかなか表面化しない事例等もある。利用している最新の機器やソフトウェア(アプリケーション)を含め、児童生徒それぞれの実態や発達段階に応じた多様な指導が求められている。

なお、情報モラルの教材には、無料で利用できる教材やビデオクリップ、指導案形式による授業実践事例の資料も公開されており、授業構想や質の高い授業づくりに役立つ。

<参考資料>

◎「教育の情報化に関する手引」について〔文部科学省〕 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00117.html

- ◎「情報化社会の新たな問題を考えるための教材」〔文部科学省〕 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detai1/1416322.htm
- ◎情報モラル教育ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/index.html

- ◎情報モラル教育の充実等〔文部科学省〕
 - https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369617.htm
- ◎上手にネットと付き合おう!安心・安全なインターネット利用ガイド [総務省] https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/
- ◎「インターネットの安全・安心ハンドブック」について〔内閣サイバーセキュリティセンター〕 https://security-portal.nisc.go.jp/guidance/handbook.html
- ◎人権啓発冊子「あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権<四訂版>」(令和5年) 〔法務省委託 人権教育啓発推進センター〕https://www.moj.go.jp/content/001394213.pdf
- ◎LINE Safety Center 保護者・教育関係者の皆さんへ [LINE株式会社]

https://linecorp.com/ja/safety/parents

- ◎情報モラル教育教材〔LINEみらい財団〕
 - https://line-mirai.org/ja/download/
- ◎次世代のためのメディアリテラシー育成事業 (情報モラル教育指導事例)

〔福島県教育庁義務教育課〕

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70056a/jyouhoumoraru.html

/ 3 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いは、「個人情報保護法(個人の情報に関する法律)」および「福島県個人情報保護条例」に規定されている。近年、学校現場でもその取扱いに留意すべき場面が増え、教員も様々な知識や対処法を理解することが求められる。ここでは、学校現場に関わるケースを取り上げる。

Q. 個人情報とは?

A. 生存する個人の情報であって、特定の個人を識別できる情報(氏名、生年月日等)を指す。 これには、他の情報と容易に照合することができることによって特定の個人を識別すること ができる情報も含まれる(同法第2条1項、同条例第2条1項)。

【ケース1】連絡網の作成

入学時や新年度の開始時に、クラスや部活動の連絡網を作成する学校が多い。この場合、「生徒の氏名、電話番号など学校が取得した個人情報については、クラスや部活動の連絡網として関係者へ配付する」ことを明示した同意書を配付し、提出してもらう必要がある。

- **注 1** 保護者から拒否の申し出があった場合は、名簿への記載ができない。
- **注2** 全員の同意を取れなかった場合、同意を得ることができた人のみを掲載した名簿の配付はできる。
- **注3 注2**のようなケースを想定し、①クラスを小グループで分割して名簿を作成する、②出 席番号の前後の児童生徒の電話番号のみを知らせる、といった方法がある。

【ケース2】保護者間の連絡

児童生徒の間で、けんかや所有物の破損等のトラブルが発生したときに、保護者が「相手の保護者に連絡したい」「直接家まで行って話したい」と申し出ることがある。この場合、加害側にせよ被害側にせよ、学校が保護者の連絡先(住所や電話番号等)を同意なしに伝えることはできず、相手側の保護者の許可をもらう必要がある。

注1 相手側の保護者が連絡先の伝達を拒否した場合は、管理職と相談の上で話し合いの場を 学校で提供することが考えられる。 注2 これ以外にも、PTA関係の役員の依頼、学年行事や保護者会の開催等、保護者間で連絡調整の場が想定されるので、十分に注意したい。

【ケース3】児童生徒の作品の取扱い

書写や絵画等、児童生徒の作品を学校外に展示する場合、あらかじめ保護者に同意を得たり、作品の応募前にその旨を通知したりする必要がある。これは、作品に学校名と氏名が明記されることにより、作品が個人情報の対象になるためである。

注1 公民館や駅のコンコース等、不特定多数の人の目に触れることが想定される場合は、特に配慮が必要である。

注2 保護者の同意が得られない場合、①同意した保護者の児童生徒作品のみを展示する、② イニシャル表示の同意を得る、③全作品について氏名を表示しない、といった対応が考えられる。

【ケース4】児童生徒の写真の取扱い

各種通信や学校のWebサイト等に児童生徒の写真を掲載する場合、ケース1や3と同様に保護者に同意を得ておく必要がある。特にWebサイトの場合は、顔が判別できる状態である写真が悪用される事件(児童ポルノ、事件の犯人に関するデマ等)が実際に起こっているので、そうした写真は掲載しないことが望ましい。

注1 Webサイトに児童生徒の写真を掲載する場合は、インターネット上に誤情報が拡散した際の訂正や消去がたいへん難しいという現状をよく理解した上で、慎重に取扱うこと。

注2 校内に学校行事等の写真を掲示する場合は、掲示後に異状がないかどうかを毎日確かめるとともに、長期間にわたって同じ場所に掲示しないように注意すること。



校内に掲示する写真は傷や落書き がないかどうか定期的にチェック

【ケース5】電子機器や簿冊等の管理

学校内外での取扱いが不適切で、個人情報が漏えいするケースがある。例えば、個人情報入りのパソコンやUSBメモリを校外へ持ち出したり、通知票を職員室のカギのかからない机に保管したりしての紛失、盗難等である。校内規定に従っていれば、漏えいを防げたケースが多い。住所や電話番号、生年月日、学習成績等の個人情報は、児童生徒の生活や進学に悪影響を及ぼしたり、悪徳商法に利用されたりする恐れがあるので、十分に注意して取扱いたい。

注 1 個人情報の取扱いに関する校内規定の内容を理解し、遵守する。

注2 取扱う個人情報を最小限にする工夫や、個人の識別を困難にさせる工夫について、同僚 等との情報交換に努める。

注3 学校の内外を問わず、個人情報記載資料・記憶媒体を保管する際は、十分に安全を確保する。

達4 電子メールやFAXによる送信においては、事前に空メールや空FAXを送って着信を確認したり、送信時に複数の目で確認したりするなど、誤送信や個人情報の漏えい等の防止に努める。

/ 1 健康教育

学校における健康教育は、学習指導要領総則 第1-2の内容を受けて、心身の健康の保持増進を図る学校保健、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成を図る学校安全、望ましい食習慣の形成や食に関する適切な判断力の育成を図る学校における食育を包括したものと整理される。それぞれが独自の機能を担いつつ相互に関連を図りながら、 $*^1$ へルスプロモーションの理念のもと、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための資質・能力の育成を図っている。

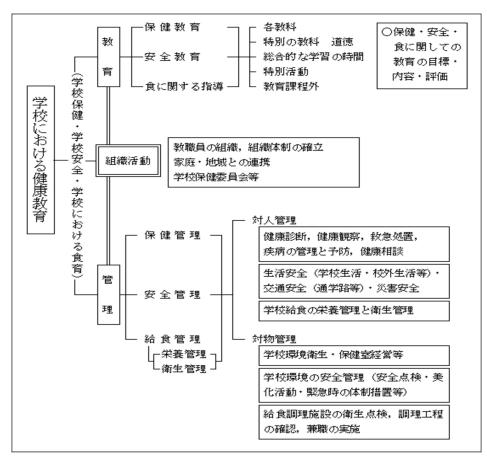
※1 ヘルスプロモーション 世界保健機関 (WHO)オタワ憲章(1986年) において提唱された「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセス」で、健康課題を主体的に解決するための技能を高めるとともに、その実現に向けた支援環境づくりの重要性が示されている。

(1) 健康教育の基本的な構造

学校保健、学校安全、学校における食育にはそれぞれ教育と管理の側面があり、さらに両者の活動を円滑かつ組織的に推進するため組織活動が位置付けられている。

また、学校保健・学校安全については学校保健安全法、食育については学校給食法により、教育課程全体を踏まえた計画を作成することが定められており、学校の実態や地域の特色を踏まえて作成したこれらの計画について、教職員がそれぞれの役割を果たすとともに、校内の体制づくりや家庭、地域と連携を図りながら効果的に推進することが求められている。

児童生徒と常に身近に接している学級担任や教科担任等は、これらの計画の内容全般にわたり、 直接的な指導や管理に携わる役割を担っている。心身の健康や安心・安全に配慮することは、効果的な学級経営にもつながっていくことから、日常的な観察を通して実態に即した適切な指導、 管理を行うことが重要である。



(2) 福島県における健康課題

福島県教育委員会では、肥満、う歯、性の問題行動、裸眼視力の低下を本県における健康課題と捉えている。特に肥満については、幼稚園から高校生までほぼすべての年代で出現率が全国平均を上回るなど深刻な課題となっている。そのため、肥満対応ガイドラインを作成し、健康教育における肥満対応の充実・推進を図っている。



/ 2 学校保健

(1) 健康観察

学校における保健管理は、児童生徒の心身の健康を支えるものであり、学校運営上の重要な機能である。主なものとして健康診断、健康観察、健康相談、感染症の予防、アレルギーへの対応、環境衛生などが挙げられるが、中でもすべての保健管理において必要な健康観察は、児童生徒と身近に接する学級担任等が担う重要な役割として適切に実施することが求められる。

健康観察は、日常的に子どもの健康状態を観察し心身の健康問題を早期に発見して適切な対応をはかることによって、学校における教育活動を円滑に進めるために行われる重要な活動である。学校生活全般を通して健康観察を行うことで、体調不良のみならず心理的ストレスや悩み、いじめや不登校、虐待や精神疾患などの早期発見につながり、また感染症や食中毒などの発生状況の把握や感染拡大防止、学校生活における事故防止において果たす役割も大きいことから、その重要性は増している。

<健康観察の留意点>

- ① 児童生徒は、自分の気持ちを言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が顔の表情や 行動に現れたり、頭痛・腹痛などの身体症状となって現れたりすることが多いため、きめ細や かに観察する。
- ② 心の健康問題が疑われる場合でも、まず、身体的な疾患がないかを見極めてから対応する。
- ③ 「体に現れるサイン」「行動や態度に現れるサイン」「対人関係に現れるサイン」の3観点について様々な場面から複数の目で観察し、その情報を共有して健康課題の早期発見・早期対応につなげる。
- ④ 児童生徒に自分の健康状態を意識させることによって、自己管理能力の育成を図る。

(2) 保健教育

文部科学省よる「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」では、小学校、中学校、高等学校を通じた保健教育の目標が次のように示されている。

- <保健教育の目標> -

生活環境の変化に伴う新たな健康課題を踏まえつつ、生涯にわたって自分や周りの人の健康課題を自覚し、その課題を解決するために必要な意思決定や行動選択、さらに健康な環境づくりを行うことができるように、児童生徒の発達段階に応じた実践力等の資質や能力及び態度を育成すること。

保健教育で取り扱う内容は、心身の発育・発達、疾病や傷病の予防、健康な生活習慣や環境づくり、性に関する指導、心の健康に関する指導など多岐に渡る。このような教科横断的なテーマを取り扱う保健教育を推進するに当たっては、体育科・保健体育科を中心に関連教科、総合的な学習の時間、特別の教科 道徳、特別活動などの特質を生かしながら、相互の関連を図り効果的に指導を進めることが必要である。

また、健康課題には個人差が生じやすいことを踏まえ、個々の児童生徒が抱える課題を受け止めながらその解決に向けた個別指導を行うなど、カウンセリングの機能を生かした発達の支援も合わせて行うことが重要である。その際、個々のニーズに応じたきめ細やかな対応が可能となる

よう、家庭や地域、養護教諭やスクールカウンセラー、各種関係機関等と連携した組織的な対応を進めることを心がけたい。

福島県教育委員会では、自己マネジメント力の育成を通して健康課題を解決することを目的とした「ふくしまっ子健康マネジメントプラン」の中で、小学校4学年から配付している「自分手帳」の効果的な活用や、体力向上、健康教育に関する事業を推進している。





健康課題を有する児童生徒に対する保健教育上の配慮事項には次のようなものがある。

<運動嫌いの子どもの指導>

① 教師のかかわり方

どんなに些細なことでも、その子なりのよさを見つけ、ほめることが肝要である。教師の元気付けの一言は、子どもの運動意欲喚起のための大きな原動力である。

② 安全な学習環境づくり

些細な失敗が、子どもに恐怖感をもたせたり、自信を喪失させたりすることがある。子ども の実態を十分に把握し、安全で適切な施設・用具の使用についての配慮を忘れないようにする。

- ③ 個に応じた指導法の工夫
 - 運動嫌いになった原因を明らかにし、それに応じた教材・指導法について研究する。
- ④ 助け合う学習集団づくり

学校や教室は、分からないところ、できないところができるようになる場であることを基本とする。

<心身の健康に問題を抱えた子どもの指導>

① 身体的な問題や疾病等のある子の指導について

保護者や養護教諭、医師との連絡を密にし、子どもの身体的な問題や疾病等の程度・状態に応じ、適切な指導をする。特に、生命に関わる疾患には万全の配慮をする。ゲームの審判、ゲームの補助、記録などで授業に参加させることも、一つの方法である。

② 肥満傾向のある子どもの指導について

肥満傾向にある子どもは、一般的に運動量が少なく、運動能力も低下している傾向にあるため運動への意欲をかきたて、積極的に運動に親しませる配慮が必要である。なお、家庭との連携も忘れてはならない。

③ 心の健康に問題を抱えた子どもの指導について

体ほぐし運動等により、体を動かす楽しさや心地よさを味わうことによって仲間と豊かに交流できるようにする。

(3) こころ・性に関する指導

学校における性に関する指導については、児童生徒が生命尊重、人権尊重、男女平等の精神に基づき、性の問題に対して自ら考え判断し、意志決定をする能力を身に付けさせる。また、児童生徒の心身の成長発達には個人差があることから、集団指導で教えるべき内容と個別で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導することが重要となる。

令和2年には、政府の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定された。この方針を踏まえ、児童生徒が生命(いのち)を大

切にし、性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、全国の学校において「生命(いのち)の安全教育」を推進することが求められている。

※「生命(いのち)の安全教育」のための教材及び指導の手引き(令和3年文部科学省・ 内閣府が作成) 参照

<指針(基本的方向性)>

- 1 自分を大切にする(愛する)心を育てるとともに、他者を大切にする気持ちを育てる。 (人格の尊重、思いやり)
- 2 自分たちを取り巻くさまざまな性情報を取捨選択して行動できる力を育てる。
- 3 直面する問題に対して豊富な知識をもち、適切な意志決定や行動選択ができるように育てる。

- 指導のポイント ―

- ☆ 心身の発達や自分の性について正しい知識をもたせる。
- ☆ 発達段階に応じた内容を選ぶ。
- ☆ 保護者との共通理解を図る。
- ☆ 学校、家庭、地域の連携を図り、継続して指導する。
- ☆ 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間と関連付けて指導する。

(4) がん教育

平成19年に施行されたがん対策基本法が平成28年に一部改正され、がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことができる社会を目指して福祉的支援、教育的支援が受けられるような社会環境の整備が図られるよう、内容が追加された。これらの流れを受け、文部科学省では、子どもたちの将来を見据えて「健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識をもつように教育する」ことを目指してがん教育の在り方を検討してきた。

新学習指導要領では、中学校 2 学年の保健分野「生活習慣病などの予防」の中で「がんの予防」を取り扱い、がんの正しい知識や生活習慣との関係、予防法などを学ぶ。小学校の体育科保健領域では 5 ・ 6 学年の「病気の予防」の中で、現行と同様に喫煙による肺がんの影響について触れる。また、特別の教科 道徳では命の大切さや共生等について考えることができ、総合的な学習の時間ではがん患者を支える社会の取組について探究するなど、主体的・対話的で深い学びが期待できる。

なお、がん教育において外部講師を活用する際には、事前に学校でどのような内容を学習するかを伝えた上で、外部講師との関連性を協議することが重要になる。また、児童生徒本人やその保護者ががんの当事者であった場合には、プライバシーに配慮しながら事前に学習内容を伝えたり、個別指導を行ったりするなど、個に応じた適切な配慮をすることも忘れてはならない。

/ 3 学校安全

学校で行う安全教育の内容は、児童生徒の事故の実態を踏まえ、生活一般の安全の「生活安全」、 交通安全に関する「交通安全」、自然災害などの発生時に関する「災害安全」に大別され、日常生活 における安全のために必要な事柄を実践的に理解して、自他の生命を尊重しつつ、安全な生活を営む ことのできる態度や能力を養うことを目標としている。

学校における安全管理は、施設設備等の学校環境及び児童生徒の生活行動や心身の状況などの実態を把握し、「潜在する危険を早期に発見するとともに事故災害を未然に防止すること。また、これら安全管理の活動を通して、安全指導の充実を図ること。更に危険箇所を発見し安全確保の措置を講ずること。」を目的として行われるものである。

(1) 生活安全に関する内容

次の活動等における事故の発生原因と、安全のきまり・約束等や安全確保の方法について理解 し、安全に学習・活動できるようにする。また、学校事故対応に関する指針に基づき、事故が発 生した時の通報の仕方、応急処置の仕方について理解し、的確に行動できるようにする。

- ① 学校(園)生活や各教科、総合的な学習の時間等の学習時における危険の理解と安全確保
- ② 児童(生徒)会活動やクラブ活動・部活動時における危険の理解と安全確保
- ③ 運動会、校内競技会等の健康安全・体育的行事における危険の理解と安全確保
- ④ 遠足・旅行・集団宿泊的行事、勤労生産・奉仕的行事等の学校行事における危険の理解と安全確保
- ⑤ 始業前や放課後等休憩時間及び清掃活動等における危険の理解と安全確保
- ⑥ 登下校(園)や家庭生活などにおける危険の理解と安全確保
- ⑦ 野外活動等における危険の理解と安全確保
- ⑧ 事故発生時の通報と応急手当
- ⑨ 窃盗、誘拐、傷害などの犯罪に対する適切な行動の仕方など、学校や地域社会での犯罪被害 防止
- ・ 携帯電話やコンピュータ等の情報ネットワークによる犯罪防止と適切な利用の必要性
- ⑪ 施設設備の状態の把握と安全な環境づくり

(2) 交通安全に関する内容

様々な交通場面における危険について理解し、安全な歩行、自転車・二輪車等の利用ができるようにする。

- ① 道路の歩行や道路横断時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 踏切での危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 交通機関利用時の安全な行動の仕方
- ④ 自転車の点検・整備と正しい乗り方の危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 二輪車の特性の理解と安全な利用
- ⑥ 自動車の特性の理解と自動車乗車時の安全な行動の仕方
- ⑦ 交通法規の正しい理解と遵守
- ⑧ 運転者の義務と責任についての理解
- ⑨ 幼児、高齢者、障がいのある人、傷病者等の交通安全に対する配慮
- ⑩ 安全な交通社会づくりの重要性の理解と積極的な参加

(3) 災害安全に関する内容

次のようなことについて危険な状況を理解し、危機等発生時対処要領(危機管理マニュアル) に沿って、的確で安全な行動ができるようにするとともに、地域の防災対策や避難計画について 理解し、自分の安全を守り地域の防災活動に役立つことができるようにする。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震・津波発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水(雪)害、落雷等の気象災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方
- ⑦ 災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加
- ⑨ 災害時における心のケア

(1) 学校給食の目標と役割

学校給食は、実際の食事という「生きた教材」を通して食物を大切にする態度や自己管理能力を育てるなど、生涯を通じて健康な生活を送るための様々な要素を含む総合的な教育活動の場であることを認識し、年間指導計画に基づいた給食指導を行う必要がある。

学校給食法で規定している学校給食の目標は次のとおりである。

- 1 適切な栄養の摂取による、健康の保持増進を図ること。
- 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 4 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 5 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 6 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 7 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(2) 学校給食の栄養管理と衛生管理

① 栄養管理

学校給食に供する食物の栄養内容は、文部科学省が定めた「学校給食設置基準」に基づき算定されている。学級担任等は、栄養教諭等の専門的視点から提供される栄養管理に関する情報などを活用し、教科等における指導や給食時間における指導、個別的な相談指導等における栄養指導の充実を図る。

② 衛生管理

学校給食においては、文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づき、施設及び設備、調理過程等における衛生管理や日常的な点検、検食などを通して異物混入の防止や食中毒の絶無など、安全な給食の提供に努めている。

また、この基準には、配食を行う児童生徒及び教職員についても、健康状態や衛生的な服装であることの確認と、配食前や用便後の手洗いの励行が示されており、学級担任等は、配膳時の児童生徒の健康状態や服装・身体の清潔防止に留意し、異物混入や食中毒の防止と合わせて児童生徒の食の安全に対する意識を高めることに努めなければならない。

特に、食事前の手洗い指導の徹底により清潔な手指で食器や食材を扱うことや、体調不良や感染症の疑いがある場合には給食当番を交代すること、嘔吐物の付着した食器は他の食器とは別にして適切な方法で返却することについては、細心の注意を払って指導や対応に当たらなければならない。

(3) 食に関する指導の目標

福島県教育委員会では、「ふくしまっ子 食育指針」に基づき、「食べる力」(望ましい食生活を実践していく力)、「感謝の心」「郷土愛」を本県の学校における食育の目標ととらえ、教育活動全体を通して推進していくことを示している。

学校における食育推進上のポイントとしては、次の点が挙げられる。

- 1 児童生徒の食生活の実態を明らかにし、自校の課題を明確にして取り組むこと。
- 2 食育推進コーディネーターを位置付けるとともに、学校保健委員会等を活用し学校全体で組織的に推進すること。
- 3 学級活動等に食育を学ぶ場面を位置付け、各教育活動との関連を図ること。

- 4 学校給食を「生きた教材」として活用すること。
- 5 家庭との連携・協力のもと、あらゆる機会や場面を活用し推進すること。
- 6 地域の様々な人々や関係機関との関わりを通して推進すること。
- 7 食に対する興味関心を高め、食に親しむことができるような体験活動を大切にすること。

(4) 食に関する指導の内容

① 給食の時間

学校給食は、学習指導要領において特別活動に位置付けられていることを踏まえ、以下のような内容について日常的な指導を継続的に行う。

- 給食の準備から片付けまでの一連の指導の中で、正しい手洗い、配膳方法、食器の並べ方、はしの使い方、食事のマナー等を習得させる。
- 献立を通して、食品の産地や栄養的な特徴を学習させる。
- 教科等で取り上げられた食品や学習したことを学校給食を通して確認させる。

② 各教科等における食に関する指導

食に関する指導に関連づけることができる時間には社会科、理科、生活科、家庭科(技術・家庭科)、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動などが挙げられる。各教科の特質に応じて行うほか、学校給食と関連づけるなどして指導の充実につなげる。

③ 個別的な相談指導

偏食・肥満・痩身傾向や食物アレルギー、スポーツ実施等、食に関する健康課題を有する児童生徒に対して、関係する教職員が共通理解を図り、保護者と連携して行う。

/ 5 学校保健委員会

学校における心身の健康課題を協議し、健康づくりを推進する組織であり、単に意見交換をするだけでなく、実践化を目指す組織である。

自校や県の健康課題(「肥満」「う歯」「こころ・性」)及び地域の様々な健康課題に適切に対処するため、家庭、地域社会等の教育力を生かすことが求められていることから、学校と家庭、地域社会を結ぶ中核的な組織として学校保健委員会を機能させることが求められている。

学校保健委員会の意義は以下のとおりである。

- 1 学校の組織・児童生徒・教職員・保護者・地域の関係機関・地域住民等すべてを巻き込むことで、ダイナミックな活動を展開することができる。
- 2 児童生徒を参画させることによって、児童生徒主体の健康教育を推進することができる。
- 3 地域の他の学校(小学校・中学校・高等学校)との交流を通して、地域レベルで健康課題 の解決に向けて協力し合うことができる。(地域学校保健委員会)
- 4 学校・家庭・地域社会と連携していくことで、複雑・多様化した児童生徒の心身の健康 課題の解決に向けて効果的な取組ができる。

<参考資料>

「健康教育のてびき」福島県学校保健会

(保健関係)

「生命(いのち)の安全教育のための教材及び指導の手引き」文部科学省・内閣府 「性に関する指導の手引」福島県教育委員会

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」日本学校保健会

「教職員のための子どもの健康相談及び保健指導の手引」文部科学省 「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」文部科学省 「[改訂版] 学校環境衛生マニュアル『学校環境衛生基準』の理論と実践」文部科学省 「子どもの心のケアのために -災害や事件・事故発生時を中心に-」文部科学省 「『生きる力』を育む小学校保健教育の手引き」文部科学省 「『生きる力』を育む中学校保健教育の手引き」文部科学省 「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないために-」文部科学省 「学校における肥満対応ガイドライン」リーフレット 福島県教育委員会

(安全関係)

「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」文部科学省

「『生きる力』を育む防災教育の展開」文部科学省

「学校防災マニュアル (地震・津波災害) 作成の手引き」文部科学省

「学校災害(地震・津波、風水害、火山災害、原子力災害、土砂災害)対応マニュアル例」 福島県教育委員会

「学校の危機管理マニュアル作成の手引」文部科学省

(食育関係)

「学校給食の手引」 福島県学校給食会

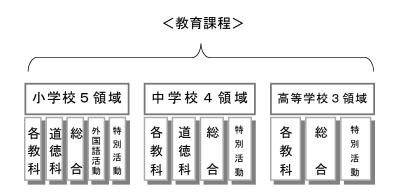
「ふくしまっ子 食育指針」リーフレット 福島県教育委員会

「食に関する指導の手引」文部科学省

第12節 様々な教育課題

今日の我が国では、学校教育に対して様々な"○○教育"という教育課題を解決することが求められている。これは、ここ十数年の社会の変化が大きく、様々な場面で解決が困難な課題が噴出したことによるものである。

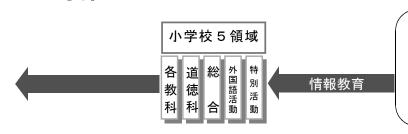
初任者として整理しておきたいのは、教育課程の領域と、今日的な教育課題の区別である。



<教育課題>

健康教育、情報教育、キャリア教育、環境教育、安全(防災)教育、放射線教育、国際理解教育、生涯教育、社会教育、消費者教育、起業家教育、主権者教育、人権教育等

教育課程における各領域の目標や内容等は、学習指導要領に明記されているが、教育課題の場合は 必ずしもそうではない。例えば、"情報教育"は小・中・高等学校の学習指導要領総則「教育課程の 編成」と「教育課程の実施と学習評価」にその要素が含まれている。これは、以下のように図示する ことができる。



これは、情報教育が「教科等を横断して」取り組むべきものであることを示す。○○教育に取り組むには、各領域における○○教育に関連する事項を明らかにし、系統性をもたせて指導することが大切である。

しかしながら、各学校において、すべての教育課題の解決に均等に取り組むことは困難である。そこで、各学校や教育委員会単位で重点的に指導する事項として、それぞれの教育課題を改めて設定することが多い。初任者としては、各教育課題への理解を深め、自校で重点的に指導する事項をよく把握するとともに、平素の教育活動において系統性をもたせた指導を心掛けることが大切である。

1 環境教育

(1) 国内外の環境教育

2003年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、2006年に改正された教育基本法第2条第4号には、教育の目標に「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。教育基本法の改正を受けて、2007年に改正された学校教育法第21条第2号には、義務教育の目標として、「学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと」が新たに規定された。

世界的には、2002年に開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議」において、「持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」が実施計画に盛り込まれ、2015年に国連本部において、「SDGs (持続可能な開発目標)」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、日本の環境教育に大きな影響を与えている。

(2) 福島県の環境教育を取り巻く動向

本県は県土の7割が緑豊かな森林に覆われ、猪苗代湖を始めとする多くの湖沼や流れ豊かな河

川に恵まれ、裏磐梯や尾瀬などの優れた自然環境を有している。しかし、2011年の東日本大震災により、私たちの生活環境や自然環境が甚大な被害を受けており、とりわけ、原子力発電所の事故は、大量の放射性物質の放出による県土の環境汚染という深刻かつ多大な影響をもたらした。汚染された県土の環境回復に向けた取組は着実に進んでいるが、引き続き環境回復の推進に最優先で取り組むことが、本県の復興の大前提となっている。

また、近年の資源及びエネルギーの大量消費を基調とする経済社会活動の急速な進展により、環境や資源面での制約が高まっている。特に廃棄物問題や、地球温暖化、生物多様性の喪失等の世界規模での環境問題は深刻化しており、循環型社会の形成、低炭素社会への転換、自然共生社会の形成といった持続可能な社会を実現していくことが重要となっている。(引用:福島県環境教育等行動計画【第2次】)

(3) 学校における環境教育

各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じ、環境に関する学習を展開する必要がある。例えば、社会科において、環境、資源エネルギー問題などの現代社会の諸課題についての学習の充実を図ること、理科において、野外での発見や気付きを学習に生かす自然観察やエネルギーが関連する学習の充実を図ること、家庭科、技術・家庭科において、資源・環境に配慮したライフスタイルの確立、技術と社会・環境との関わりに関する内容の改善・充実を図ることなどが考えられる。また、幼稚園においても、発達の段階に応じて、自然体験など多様で相互につながりをもった体験をする必要がある。(引用:環境教育指導資料)

例〈中学校における環境教育のねらい〉

① 環境に対する豊かな感受性や探究心の育成

自分自身を取り巻く環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わり、 環境に対する豊かな感受性や探究心をもつ。

② 環境に関する思考力や判断力の育成

様々な自然、社会の事物・現象の中から自ら環境に関する課題を見いだして、多面的、総合的に解決していく課題解決の力や、追究する課題についての知識や技能とともに、データや根拠に基づき、適切な判断を行おうとする環境に関する思考力や判断力を身に付ける。

③ 環境に働き掛ける実践力の育成

持続可能な社会の構築に向けて、自ら責任ある行動を取り、他者との合意形成を図りながら協力して問題を解決していく実践力を培う。

(4) 環境教育の充実

- ① 環境教育に関する総合的・系統的な指導計画の作成
 - ア 児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえて体験活動を中心とした問題解決的な指導計画を作成する。
 - イ 各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間などとの相互関連を図った計画になる ように年間指導計画に位置付ける。
- ② 児童生徒が主体的に考え、判断し行動できる資質や能力を高める指導の工夫
 - ア 地域の様々な自然に直接触れる機会を設ける。
 - イ 環境にかかわる問題を取り上げ、その解決の方策を考え実践的な活動を推進する。
 - ウ 学校と家庭や地域社会との関連を図る。
 - エ 環境教育に関する事業、学習プログラム、人材、施設等を効果的に活用する。

(5) 指導に当たって参考になる諸資料

福島県 福島県環境教育等行動計画【第2次】 (令和3年12月) ふくしまのかんきょう 令和5年度版環境教育副読本

国立教育政策研究所教育課程研究センター

環境教育指導資料【幼稚園・小学校編】 (平成26年10月)

環境教育指導資料【中学校編】 (平成28年12月)

(1) 文部科学省より

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により、放射線や放射性物質(以下「放射線等」)に対する関心が高まっている。このような状況においては、国民一人一人が放射線等についての理解を深めることが社会生活上重要であり、小学校・中学校・高等学校の段階から、子どもたちの発達に応じ、放射線等について学び、自ら考え、判断する力を育成することが大切であると考える。(引用:放射線等に関する副読本作成目的)

(2) 福島県教育委員会より

防災や放射線等に関する基本的な知識を身につけるとともに、自ら考え、判断し、行動できる力を育成する。(引用:第7次福島県総合教育計画)

(3) 学習指導要領より

- 小学校 放射線等についての記述なし
- 中学校 理科 第2学年「電流とその利用」、第3学年「科学技術と人間」で学習
- 高等学校 物理基礎 「エネルギーとその利用」で学習

(4) 指導の実際

学習指導要領において教育課程上、放射線教育は上記の学習内容に加え、特別活動や総合的な 学習(探究)の時間、家庭科、保健体育科等での学習活動が考えられる。

○ 特別活動 学級活動(2) 日常の生活や学習への適応及び健康安全(小)

適応と成長及び健康安全(中・高)

○ 総合的な学習(探究)の時間 各学校において定める内容

○ 家庭科 食育

○ 保健体育科 健康と環境

(5) 指導に当たって留意すること

- ① 教員は教育公務員であることを常に意識し、資料を使用する際は、必ず科学的根拠に基づいたものにする。
- ② 地域性や個々の児童生徒がもつ諸事情について、十分考慮する。
- ③ 一人一人感じ方や考え方が異なるように、児童生徒、保護者においては、いろいろな価値観、 立場があることについて常に意識する。
- ④ 特別活動 学級活動(2)として指導する際は、放射線等に関する内容として実施することも考えられるが、防災における安全指導の一部として実施することも考えられる。

(6) 指導に当たって参考になる諸資料

文部科学省

『小学生のための放射線副読本』(平成30年9月)

『中学生・高校生のための放射線副読本』(平成30年9月)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/attach/1409776.html

福島県教育委員会 『ふくしま放射線教育・防災教育指導資料―活用版―』(平成29年3月)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/attachment/902079.pdf 『ふくしま放射線教育・防災教育実践事例集』(平成31年3月)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/317095.pdf

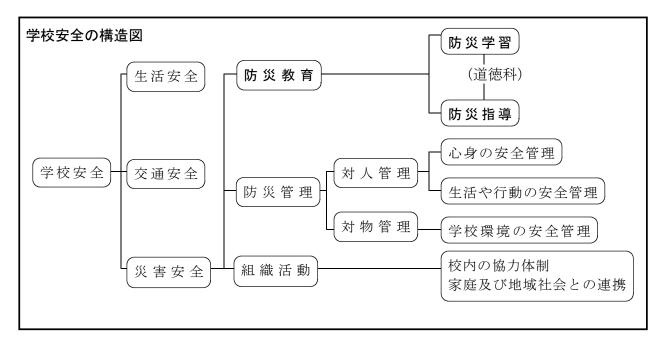
環境省福島県環境再生プラザ 『調べてなっとく放射線』

『学んで、考えてみよう 除染・放射線のこと』など http://josen.env.go.jp/plaza/materials_links/#nattoku

(1) 防災教育の背景

東日本大震災は、改めて学校防災の在り方を考え直す機会となり、我が国においては、今後の 復興に向けて心身ともにたくましい人材の育成が求められている。また、学校においては、「学 校保健安全法」の趣旨を踏まえ、防災教育と防災管理を一体的にとらえ、学校防災の充実を図る ことが求められている。

防災教育で目指している「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ということは、「『生きる力』を育む」ことと密接に関連している。学校においては、その趣旨を生かすとともに、児童生徒の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習(探究)の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた防災教育の展開が必要である。



(2) 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、自然災害の発生メカニズムをはじめ、災害時における危険を認識し日常的な備えを行い、状況に応じて的確な判断のもとに自らの安全を確保するための行動ができるようにすること、災害発生時には進んで他の人々や集団・地域の安全に役立つことができるようにすることなど、防災対応能力の基礎を培うものである。

これらの指導は、学校行事や学級活動を中心に各教科、道徳等、教育活動の全体を通して行うものであり、取り上げる内容や方法については学校種別や児童生徒の発達段階に応じて工夫をし、特に災害発生時の安全な行動の仕方については実態に即した具体的な指導を行うことが重要である。(引用:「福島県地域防災計画 一般災害対策編」(R5年3月20日修正))

(3) 防災教育の二つの側面

防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、以下の二つの側面の相互の関連を図りながら、 計画的、継続的に行われるものである。

- ① 一つ目は、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする側面である。主として、体育科・保健体育科をはじめとして、社会科(地歴・公民)・理科・生活科などの関連した内容のある教科や総合的な学習(探究)の時間などで取り扱われることが多い。
- ② 二つ目は、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側

面である。主として、特別活動の学級(ホームルーム)活動や学校行事などで取り上げられる ことが多い。

(4) 防災教育のねらい

① 知識、思考·判断

自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

② 危険予測・主体的な行動

地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。

③ 社会貢献、支援者の基盤

自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

(5) 発達段階に応じた防災教育の重点

① 幼稚園段階における防災教育の重点

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児を 育成する。

② 小学校段階における防災教育の重点

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとと もに、他の人々の安全にも気配りできる児童を育成する。

③ 中学校段階における防災教育の重点

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒を育成する。

④ 高等学校段階における防災教育の重点

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、 適切な役割を自ら判断し行動できる生徒を育成する。

(6) 防災教育推進上の留意点

- ① 防災教育では、災害の直接の原因となる自然について知ることが必要であるが、自然には恩恵と災害の二面性があることを児童生徒が意識できるようにする。
- ② 自然災害や防災を考えるには、自然科学の知識を社会的文脈や日常生活との関連から考えることができるようにする。
- ③ 道徳教育は、安全な生活を営むために必要な道徳的態度の形成という観点から、防災を含む 安全教育の基盤としての意義をもつため、道徳教育と防災教育との有機的な関連を図る。
- ④ 防災教育の推進に当たっては、災害発生時に自分の命を守るためにどう行動すればよいのか、 災害発生後自分に何ができるのかなど、発達の段階に応じて正しく判断し行動できる児童生徒 の育成の視点から、実践に取り組んでいく必要がある。
- ⑤ 防災教育の推進に当たっては、家庭や地域と連携した実践的な防災教育の実施について検討する必要がある。

(7) 指導に当たって参考になる諸資料

福島県教育委員会 『ふくしま放射線教育・防災教育指導資料活用版』(平成29年3月)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/attachment/902079.pdf 『ふくしま放射線教育・防災教育実践事例集』(平成31年3月)

http://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/317095.pdf

文部科学省「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」(平成25年3月) 「学校防災(地震・津波・災害)マニュアル作成の手引き」(平成24年3月) 気 象 庁 「緊急地震速報 ~ まわりの人にも声をかけながら あわてず、まず身の安全を!! ~ 」 (平成21年11月)

> 「津波から逃げる」気象庁津波防災啓発ビデオ(平成24年4月) 「津波に備える」気象庁津波防災啓発ビデオ(平成25年2月)貸出

首相官邸 防災の手引き~いろんな災害を知って備えよう~

www.kantei.go.jp/jp/headline/bousai/index.html

日本赤十字社 「青少年赤十字防災教育プログラム まもるいのち ひろめるぼうさい」

(平成27年1月)

/ 4 国際理解教育

テレビなどのメディアをはじめ、身近な地域や職場にも外国人の姿を見かけることが多くなった。 外国の生活経験や文化背景をもった子どもが通学している学校も少なくない。また、日本からの海外 旅行者や海外からの旅行者も増えている。一方、国を越えた人々の交流に加えて、インターネットを はじめとする通信の発達が、国々とその人々をさらに近付け、国際社会が具体的に見えるようになっ てきた。国際化の時代に生きる子どもたちにとって、国際理解教育は必須であると言える。

そこで、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習(探究)の時間、特別活動との関連を図りながら、国際理解教育についての授業を工夫していくことが必要になる。

○ 国際理解教育のねらい

我が国の文化と伝統を尊重する態度を育成するとともに、世界の文化や歴史についての理解 を深め、国際社会に生きる日本人としての資質を養う。

○ 授業の視点

我が国の文化と伝統の理解の上に立ち、異なる文化や価値観を理解し尊重する態度を育成する。

- ・ 我が国及び身近にある伝統と文化の理解
- ・ 世界と日本のかかわりに対する関心を高め、異なる文化や価値観やそれらをもつ人々を尊重 する熊度の育成
- 帰国児童生徒や外国人児童生徒の外国での生活体験などを教科等の指導に生かすこと

外国の人々との相互理解を深める交流の場と機会を拡充し、基礎的なコミュニケーション能力を培う。

- 外国語指導助手(ALT)や地域に在住する外国の人々と児童生徒が直接触れ合う交流活動
- ・ 海外の学校とインターネット、電子メール等を適用して交流する(情報を得る・発信する) など自分の考えを持ち、表現したり、相手の考えを理解したりする。

/ 5 生涯学習・社会教育

人生100年時代」や「超スマート社会(Society5.0)」に向けて社会が大きな転換点を迎える中にあって、生涯学習の重要性は一層高まっており、国民一人一人が生涯を通して学ぶことのできる環境の整備、多様な学習機会の提供、学習した成果が適切に評価され、それを生かして様々な分野で活動できる生涯学習社会の実現が求められている。そこで、私たち教員は生涯学習、社会教育について理解し、学校教育との関連を図っていくことが大切である

(1) 生涯学習

「生涯学習」とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち、学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習の意味で用いられる。また、人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指すものとして「生涯学習社会」という言葉が用いられる。

教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、 豊かな人生を送ることができよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所におい て学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければなら ない。」と規定されている。

生涯学習は、学校教育や社会教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や 様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

(2) 社会教育

「社会教育」は、社会教育法において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。

(3) 学校教育と社会教育

学校教育においては、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」という理念の実現や、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」づくりのため、地域と連携した教育活動の充実を一層推進している。平成29年には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、教育委員会に学校運営協議会の設置(コミュニティ・スクールの導入)が努力義務化されている。

社会教育の分野においても、平成29年の社会教育法の改正により、地域学校協働活動の推進が教育委員会の事務として新たに規定された。こうしたことを背景に、地域と学校の連携・協働が様々な活動の実践によって広がりつつある。

地域学校協働活動は、地域全体の新しい人づくり・つながりづくりの機会として大きな可能性をもつものである。子どもに関わる活動への多様な地域住民の参加や、子どもたち自身の地域への関わりをきっかけとし、防災や福祉といった、地域づくりに関する新たな課題に対応するための学びの活動の輪が、これまでの取組の成果や課題も踏まえ、全国的に広がり、世代を超え循環していくことが期待される。

学校教育と社会教育を通じて、子どもたちが地域に幅広いつながりをもち、生涯にわたって学び続けながら多面的な思考力を養い、主体的に社会を形成し、自ら問いを立ててその解決を目指す人材へと成長していく過程を支援することが重要であり、そのためには、地域における学校教育と社会教育との一層の連携を推進する必要がある。

福島県教育委員会は、令和3年12月に今後の本県教育の基本方針となる第7次福島県総合教育計画を策定した。その中の主要施策の一つに「福島で学び、福島に誇りを持つことができる「福島を生きる」教育を推進する」を掲げ、福島県で学んだ子どもたちが福島県に誇りを持つことができるよう、学校と地域の連携・協働や地域をフィールドとした探究的な学びの推進等により、「福島を生きる」教育を目指している。

【学校と地域の連携・協働を推進するための主な取組】

- ・ 地域コーディネーターの配置や、コミュニティ・スクールの導入等により、地域住民等と 学校が連携・協働する体制づくりを促進し、子どもが学校外の大人と交流したり相談したり できる体制の構築を目指すとともに、各校の特色化や魅力化を図る。
- ・ 地域課題探求活動の推進により、郷土理解を促進するとともに、失敗を克服する経験の少ない子どもたちに対し、様々な経験ができる機会の充実を図る。

「福島県地域学校活性化推進構想」を進めるための4本柱(12の方策)

	, ,
(1) 地域に根ざした学校運営	(2) 地域と学校の協働活動
①学校評議員制度の活用	①地域学校協働活動の推進
②コミュニティ・スクールの導入促進	②地域コーディネーターの機能充実
③学校を核とした地域との連携	③地域連携担当教職員の任命
(3) 地域の課題解決に向けた創造的復興教育	(4) 地域で共に学び、共に生きる特別支援教育
①地域課題探求活動の推進	①インクルーシブ教育システムの推進
②地域との連携による県立高等学校の特色化	②地域支援センターによる切れ目のない支援
③福島県地域学校協働本部によるマッチング	③地域との連携による自立と社会参加の推進

※地域と学校の連携・協働のてびき(令和元年6月福島県教育委員会)から一部抜粋

6 消費者教育

消費者教育は、知識を一方的に与えることではなく、日常生活の中での実践的な能力を育み、社会の消費者力の向上を目指して行われるべきものである。

知識を得るに当たっては、一人一人が、様々な機会・出会いを通じて、「見て」、「聞いて」、「読んで」自ら調べ、「学ぶ」ことで「気づく」ことが基本である。

それだけでなく、知識として学んだことを、自らの消費生活にいかすとともに、「見せて」、「話して」、「書いて」他人に伝えることにより、社会をたくましく生きていく実践的な能力(生きる力)を育み、そして自立が困難な人を「見守る」ことで、社会の消費者力を向上していくことができる。

全ての国民は消費者である。誰もが、どこに住んでいても、生涯を通じて、様々な場で、消費者教育を受けることができる機会を提供することが必要である。

(1) 消費者を取り巻く現状と課題

① 消費者の多様化

(高齢化の進行・障がい者の増加)

日本の総人口は、平成23年以降減少が続いているが、平均寿命の延伸に伴って高齢者人口は増加し、超高齢化社会を迎えている。65歳以上の高齢者の消費生活相談件数の全体に占める割合は、令和3年には29.7%と約3割を占め、件数としては平成30年に約35.8万件とピークに達し、その後は減少に転じているものの高い水準にある。また、障がい者数は高齢化の進行や知的障がいに対する認知度の高まり等により近年増加しており、障がい者に関連した消費生活相談件数は近年2万件を超えており、今後の更なる増加や深刻化が懸念される。

(成年年齢の引下げ)

民法の改正により、令和4年4月1日に成年年齢が20歳から18歳へと引き下げられた。これにより、新たに成年となった18歳・19歳は親の同意なく自らの責任において契約を結ぶことができるようになり、起業が可能になるなど可能性が広がる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなることから、消費者トラブルの増加の可能性が指摘されている。

若年者は、「知識や経験の不足」に起因するぜい弱性を抱えていることや、SDG s やエシカル消費への関心が高い傾向にあることも踏まえ、社会に参画する入口の段階で深刻な経済的損失を被るといったことのないよう、また、将来を担う若年者が持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう、自立した消費者の育成を目指し、今後も一層の取組を推進することが重要である。

(孤独・孤立の顕在化)

雇用環境の変化、核家族化や未婚化・晩婚化等を背景とした単身世帯や単身高齢者の増加、 地域社会における人と人との「つながり」の希薄化等により、人々が孤独・孤立を感じざるを 得ない状況を生む社会へと変化し、コロナ禍の影響により社会に内在していた孤独・孤立の問 題が顕在化・深刻化している。

孤独・孤立の状態にある消費者は周囲の目から離れることで、消費者トラブルに巻き込まれ やすく、トラブルに巻き込まれた際に誰にも相談できずに一人で抱え込んでしまう傾向にある ことから、消費者トラブルの更なる深刻化を招くことが懸念される。

(在留外国人等の増加)

令和4年6月末の在留外国人数は前年末に比べ増加しており、就労を目的とする在留資格の外国人や留学生が増加していることを踏まえると、今後も在留外国人は増加していくことが想定される。外国人は、文化や言語の違い等により消費者トラブルに遭いやすい傾向にあると考えられ、外国人による消費の増加に伴い、外国人が取引の当事者となる場合の消費者トラブルが増加していくことが懸念される。

(家計の多様化)

家計金融資産(個人金融資産)は増加の一途をたどっており、令和4年12月末時点で2,000 兆円を超えている。内訳を見ると、「現金・預金」が過半を占め、次いで「保険・年金・定型 保証」、「株式等」、「投資信託」と続く。「人生100年時代」といわれる中、経済的自立、将来を 見据えた資産形成のための教育の重要性が増している。

家計金融資産が増加する一方で、貯蓄がないという世帯も約13%あり、母子世帯では約32% に貯蓄がないとの数値や、多重債務に関する消費生活相談は年間2万件以上との数値もある。 令和2年1月以降、日本国内では新型コロナウイルス感染症が拡大し、非正規雇用労働者への 影響が大きく現れ、生活困窮者の増加も見られ、経済的な格差の動向にも目配りが必要である。

② 社会情勢の変化

(デジタル化の進展)

デジタル化の進展は、社会を豊かにし、より便利にする可能性を持つものである一方で、消費者が認識しないままに、消費生活に関する情報が外部へ提供されたり、ビッグデータとして個人の行動・状態等に関する情報が活用されたりするといった問題も指摘されている。また、購入期限までの残り時間が画面上に表示されることで焦って契約してしまうなど、消費者が一時的にぜい弱な状態となり、結果として自由意思による選択が阻害されるといった問題が生じることも懸念される。消費者としては、デジタルを賢く利用するため、デジタル社会において個人情報やデータの持つ意味も理解し、セキュリティやリスクを自ら管理・配慮する必要があることについての意識や、デジタル取引に伴う消費者トラブルから自らを守るための知識を持つとともに、接する大量の情報に対する批判的思考力や、情報モラルを含め適切に情報収集・発信する力を身に付ける必要がある。

(持続可能な社会実現に向けた気運の高まり)

平成27年9月に国連サミットにおいてSDGsが全会一致で採択され、我が国でも浸透してきている。SDGsのターゲットの一つに位置付けられる食品ロス削減については、我が国では令和元年10月に法律が施行され、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」(令和2年3月31日閣議決定)に基づき、国民運動として推進が図られている。また、近年国内外で様々な気象災害が発生する中、気候危機を回避すべく、我が国においても2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことが宣言された。「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)では、2030年度までに家庭部門の排出量を2013年度比で約66%削減する必要があるとしており、消費者一人一人の脱炭素型ライフスタイルへの転換が求められている。

大量生産・大量消費・大量廃棄からの脱却に向けた取組が世界的に始まりつつある中で、ファッション産業についても環境負荷が大きいこと等が指摘されるようになり、サステナブルファッション推進に向けた取組が我が国でも始まっている。加えて、コロナ禍の経験等も経て、一層、誰一人取り残されない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現への関心と重要性が高まっている。消費者の行動は経済社会に大きな影響を与えるものであり、個々の消費者の特性や消費生活の多様性を尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が今後の経済社会や地球環境に影響を及ぼし得ることを自覚し、事業者とも連携・協働して持続可能な社会の形成に積極的に参画することが望まれる。

(自然災害等の緊急時対応)

推進法では、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、 非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として消費者教育が行われ なければならない旨が規定されている(推進法第3条第6項)。 平成23年3月に発生した東日本大震災以降も、甚大な被害が生じた自然災害が各地で発生し、その際住宅の補修等の生活基盤の再建に乗じた悪質商法や義援金詐欺等の消費者トラブルが発生している。また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中では、一部の生活関連物資が一時的な品薄となる中で、これらの物資を小売店等で大量に購入し、インターネット上で高額転売する行為が見られた。また、新型コロナウイルスへの予防効果を標ぼうする商品が販売されたほか、不確かな情報の拡散や不確かな情報に影響を受けて物資の買いだめを行うといった消費者行動がみられた。そのため、消費者は何が正しい情報か見極め、適切に行動することが望まれる。エシカル消費についての関心も高まっており、被災地の産品を積極的に購入することで被災地を応援する等、消費者の具体的な行動を促すことが重要である。

③ 安全・安心の確保

消費生活相談においては、「取引」に関する相談の割合が8割を超える一方で、「安全・品質」に関する相談も、割合は低いものの一定割合で推移を続けている。事故の発生は生命・身体へ直接影響が生じ、一度起きれば重大な結果にもつながりかねない。消費者は、それぞれの生活実態の中で、消費者被害を防止し、自ら安全・安心を確保するために、ルールを知る努力をし、適切な意思決定をし、行動することが求められている。消費者トラブルに関する情報や注意喚起等に関心を持つこと、消費生活センターなどの適切な相談機関を知り、活用することは、消費者被害の防止に資するものである。食品表示や商品の警告表示の意味を正しく理解し、取扱説明等の身近な情報を知り活用すること、風評に惑わされず、正しい知識と理解力を身に付け、それに基づいた選択を行うことは、消費者の適切な選択に寄与するものである。

(2) 消費者教育の推進

① 消費者教育

消費者教育とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育(消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。)及びこれに準ずる啓発活動をいう(消費者教育の推進に関する法律第2条第1項)。

- ② 消費者教育において育むべき力
 - ア 消費者市民社会の構築に関する領域
 - ・自らの消費がもつ影響力を理解し、行動する能力
 - ・持続可能な社会の実現に向けて取り組む能力
 - ・消費者の主体的な社会参画と協働
 - イ 商品等やサービスの安全に関する領域
 - ・商品安全に関する認識と危険を回避する能力
 - 事故・危害発生時の適切な行動力
 - ウ 生活の管理と契約に関する領域
 - 適切な情報の収集と選択による意思決定、それに基づき生活を設計・監理する能力
 - 契約締結の理解とトラブルが生じた場合の適切な行動力
 - エ 情報とメディアに関する領域
 - ・高度情報社会の重要性の理解と情報の収集・発信能力
 - ・情報を吟味、管理、活用する能力
- ③ 学校における消費者教育
 - ア 学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

令和2年度より順次実施されている小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領では、未来社会を切り拓くために必要な資質・能力を子供たちに確実に育成することを目指し、全ての教科等において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、バランス良く育むこととしている。

今回改訂された小・中学校の学習指導要領においては、社会科、家庭科、技術・家庭科などにおいて消費者教育に関する内容を充実した。また、高等学校学習指導要領においては、公民科では自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な

社会づくりに向けて必要な力を育む共通必履修科目としての「公共」の設置や、家庭科では 消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成の充実について示されている。さらに、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領では、社会科、生活 科、職業・家庭科などにおいて、特別支援学校高等部学習指導要領では、社会科、職業科、 家庭科において、消費者教育に関する内容を充実した。

成年年齢の引下げを踏まえつつ、学習指導要領のこれらの趣旨や内容の周知・徹底を図り、 社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育が行われるように努める。そ の際、現に発生している消費者問題に精通し、専門的知識を有する消費生活相談員や弁護士、 司法書士等の実務経験者等が外部講師として消費者教育を実施することは重要であることから更なる活用を促す。また、GIGAスクール構想やデジタル教科書の導入が進められていることも踏まえた教材等の提供も重要である。さらに、様々な教育課題を「消費者の視点」で捉え直し、教科横断的な教育内容として実践する事例もあることから、そうした好事例を周知することも有用である。

これらを通じて、学校においては、教育活動の全体を通じて、児童及び生徒の発達の段階に応じた消費者教育を推進する。なお、高等学校においては、成年年齢の引下げにより成年と未成年が混在することとなったことを踏まえる必要がある。

イ 専門講師の活用

- 「出前講座」福島県消費生活課
- 「消費者教育アドバイザー」派遣 文部科学省

ウ 関連教育との連携

消費者教育の推進に関する法律の第3条第7項では、「環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携を図る」ことを求めている。これらの教育の目的、内容や対象範囲は、それぞれ異なるものであるが、消費者の自立を支援し、また、消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深める消費者教育と重なる部分も少なくない。これらの教育と消費者教育との関係に着目し、それぞれの教育を推進することにより、相乗効果をもたらすと考える。そのため、関連する教育に関する施策と消費者教育の連携の方向性について、多様な主体が共通の認識に立ち、密接に連携・協働することが必要である。

(3) 指導に当たって参考になる資料

○ 文部科学省 「消費者教育の指導用啓発資料『いつでも どこでも だれでも できる! 消費者教育のヒント集&事例集』」

> http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syouhisha/detail/1368878.htm ※典表表の概能に関わるまました。

○ 消費者庁 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/basic_policy/pdf/basic_policy_180320_0002.pdf
「消費者教育ポータルサイト」 http://www.kportal.caa.go.jp
「中学生向け消費者教育副教材『消費者センスを身につけよう』」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_004/

「若者・高校生向け消費者教育副教材『もしあなたが消費者トラブルにあった らー消費者センスを高めよう!ー』」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_007/

「食品と放射能Q&A」 http://www.caa.go.jp/disaster/earthquake/ 「消費者教育教材『社会の扉』」

(冊子教材) http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/pdf/teaching_material_1_171221_0007.pdf

○ 国民生活センター 「消費者教育実践事例集」

○ 福島県消費生活課 「福島県消費者基本計画」

https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/498359.pdf「CONSUMER'S EYE 消費者の眼」(学生・新社会人編)

https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/542220_1465838_misc.pdf

7 人権教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条)であり、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ実施している。

人権教育に関する課題 ~「令和5年版人権教育・啓発白書」(法務省・文部科学省)より抜粋

(1) 女性

男女平等の理念は、憲法に明記されており、法制上も「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等において、男女平等の原則が確立されている。しかし、現実には今なお、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的に捉える意識が社会に根強く残っており、家庭や職場において様々な男女差別が生じている。

また、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場等におけるセクシュアル--ハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も近年多く発生している。



我が国が締約国となっている「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃 に関する条約」は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、締約国に対し、政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めている。

国内においては、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号) に基づき、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が101人以上の民間企業等の事業主は、 女性の活躍状況の把握・課題分析、数値目標を掲げた行動計画の策定、策定した行動計画及び女 性の活躍状況に関する情報の公表等を行うこととされている。令和4年には、「女性の職業生活 における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令」(平成2 7年内閣府令第61号)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行 動計画等に関する省令」(平成27年厚生労働省令第162号)等を一部改正し、男女の賃金の差異を 新たに情報公表項目として位置づけ、国、地方公共団体、常時雇用する労働者の数が301人以上 の民間企業等の事業主は、当該項目を必須で公表することとされた。また、「男女共同参画社会 基本法」(平成11年法律第78号)に基づき、令和2年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を 閣議決定し、同計画に基づき、あらゆる分野における女性の参画拡大、安全・安心な暮らしの実 現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備等に取り組んでいる。女性に対する暴力等への 取組については、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平 成13年法律第31号)が施行されて以降、同法に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保 護等のための施策を推進している。また、「第5次男女共同参画基本計画」等に基づき、性犯罪 性暴力への対策を推進している。

(2) 子ども

我が国が締約国となっている児童の権利条約(p. 1-82参照)では、締約国は、適当かつ積極的な方法で同条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する旨(第42条)を規定している。

文部科学省が各都道府県教育委員会等を通じて行った令和3年度「児童生徒の問題行動・不登

校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果では、暴力行為の発生件数は7万6441件、いじめの認知件数は61万5351件、いじめの重大事態の件数は705件となっており、教育上の大きな課題となっている。

また、令和4年に警察がいじめに起因する事件で検挙・補導した人員は、223人であった。内 訳としては、小学生77人、中学生86人、高校生60人となっている。

さらに、法務省の人権擁護機関が調査・処理を行う人権侵犯事件においても、令和4年には、 学校におけるいじめ事案が1047件、教育職員による体罰に関する事案が75件、児童に対する暴行 ・虐待事案が216件と高水準で推移しており、こうした人権侵害による被害の予防・救済のため の取組等が課題となっている。

(3) 高齢者

我が国は、平均寿命の大幅な伸びや少子化等を背景として、人口の4人に1人が65歳以上の高齢者となっている。

このような中、介護者による身体的・心理的虐待や、高齢者の家族等による本人の財産の無断 処分等の経済的虐待といった高齢者の人権問題が大きな社会問題となっている。

そこで、法務省の人権擁護機関では、「高齢者の人権を守ろう」を強調事項の一つとして掲げ、 講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

また、厚生労働省では、令和4年9月15日の「老人の日」から21日までの1週間を「老人週間」と定め、「国民の間に広く老人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促す」という趣旨にふさわしい行事が実施されるよう、関係団体等に対する支援、協力、奨励等を都道府県等に依頼した。

(4) 障がいのある人

障がいのある人を含む全ての人々にとって住みよい平等な社会づくりを進めていくためには、 国や地方公共団体が障がいのある人に対する各種施策を実施していくだけでなく、社会の全ての 人々が障がいのある人について十分に理解し、必要な配慮をしていくことが求められている。

我が国では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会を実現するため、平成30年3月に閣議決定した「障害者基本計画」 (第4次)に基づき、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計 画的な推進を図っている。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、各行政機関等や事業者において、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を始めとする障がいを理由とする差別の解消に向けた取組が行われている。また、「障害者基本法」では、毎年12月3日から9日までの期間を「障害者週間」と定めており、この期間を中心に、国、地方公共団体が民間団体等と連携し、全国各地で様々な行事や取組を集中的に開催している。

※ 本県では「障がい」という表記を使用することが多いが、国等の各種法令、計画、委員会等の名称はそのまま表記した。

(5) 同和問題

同和問題は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、 長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であること等を理由に結婚を反対されたり、就職等の日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題である。

この問題の解決を図るため、国は、地方公共団体と共に、昭和44年から33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行ってきた。その結果、同和地区の劣悪な環境に対する物的な基盤整備は着実に成果を上げ、一般地区との格差は大きく改善された。

しかしながら、インターネット上の差別書き込み等の事案は依然として存在している。同和問題については、部落差別解消推進法及び附帯決議のほか、「部落差別の実態に係る調査結果報告書」の調査結果(令和2年6月)を踏まえ、的確に対応していく必要がある。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、「ユカラ」などの多くの口承文芸等、独自の豊かな文化を持っているが、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にある。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統等を担う人々の高齢化が進み、これらを次の世代に継承していく上での重要な基盤が失われつつある。アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現に向けて、アイヌ政策を総合的かつ継続的に実施していく必要がある。

学校教育では、平成29年3月に小・中学校の学習指導要領の改訂を行い、中学校社会科では、 鎖国下の対外関係に関する学習で北方との交易をしていたアイヌについて取り扱う際に、「アイ ヌの文化についても触れる」ことを明記した。また、小学校社会科では、歴史学習全体を通して、 我が国は長い歴史を持ち伝統や文化を育んできたことを学習することとしており、その際、「現 在の北海道などの地域における先住民族であるアイヌに対する取組の人々には独自の伝統や文化 があることに触れる」ようにすることを、小学校学習指導要領解説社会編において明記した。 さらに、平成30年3月に高等学校学習指導要領の改訂を行い、必履修科目として新設した「歴史 総合」において、18世紀のアジアの経済と社会を理解する学習で「北方との交易をしていたアイ ヌについて触れること」を、その際、「アイヌの文化についても触れること」を明記した。各学 校においては、これらの学習指導要領に基づき、アイヌに関する指導が行われている。

(7) 外国人

我が国に入国する外国人は近年、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少していたが、令和4年3月以降、水際対策を段階的に緩和したことにより、令和4年には約420万人(再入国者を含む。)と令和元年以来3年ぶりに増加に転じた。また、我が国に在留する外国人数は約308万人(令和4年末現在)と過去最高となっている。こうした中、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人をめぐって様々な人権問題が発生している。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして 社会的に関心を集めていることから、平成28年6月3日にヘイトスピーチ解消法が施行されたが、 今もなお、個人や企業等により差別的言動がなされる事案が報道されるなどしている。

我が国では、外国人がその保護する子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には無償で受け入れ、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人のこどもが公立学校に就学しやすい環境を整備している。

令和4年5月現在、我が国の小・中・義務教育学校に在籍する外国人児童生徒の数は11万8790人(文部科学省「学校基本調査」毎年実施)である。令和3年5月現在、日本語指導が必要な児童生徒の数は、4万7619人(同「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」、隔年実施)となっており、前回調査より増加している。

我が国では、外国人がその保護する 子を公立の義務教育諸学校に就学させることを希望する場合には、無償で受け入れていて、教科書の無償給与や就学援助を含め、日本人と同一の教育を受ける機会を保障しており、外国人の子どもが公立学校により就学しやすい体制整備を図るための取組を進めている。

国際社会においては、こどもたちが広い視野をもって異文化を理解し、習慣や文化の異なる人々と共に生きていくための資質・能力を育成することが重要である。こうした観点から、現在、各学校において、各教科等を通じて国際理解教育が行われている。

文部科学省では、毎年、全国の都道府県・指定都市教育委員会担当者を集めた連絡協議会を開催しており、教育を取り巻く現状を知るとともに、取組の進んだ学校の実践事例を共有するなど、国際理解教育及び外国人の子どもの教育の推進に努めている。

また、外国人児童生徒等の教育の充実のために、以下の施策を進めている。

- ① 日本語指導が必要な児童生徒を対象にした「特別の教育課程」の編成・実施の推進
- ② 平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の 改正により、外国人児童生徒等教育の充実のための教員定数の基礎定数化が図られ、平成29年 度から令和8年度までの10年間で計画的に実施

- ③ 各地方公共団体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する事業の実施
- ④ 就学に課題を抱える外国人のこどもを対象とした、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体を補助する事業の実施
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育に関する指導者養成研修の実施
- ⑥ 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント~DLA~」の普及
- ⑦ 教育委員会等が外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
- ⑧ 学校や教育委員会等が、外国人児童生徒の受入れ体制の整備を図る際の取組事項を指針として取りまとめた「外国人児童生徒受入れの手引(改訂版)」を普及
- ⑨ 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の研修等で活用できる「モデルプログラム」の開発・普及
- ① 大学・教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関するアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施
- ① 外国人児童生徒等の指導を担う教師が必要な知識を得られるような研修用動画コンテンツ及 び来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等や保護者が日本での学校生活等について理解を深 められるような多言語による動画コンテンツの作成
- ② 高等学校等における日本語指導が必要な生徒を対象とした「特別の教育課程」の制度化に伴い、高等学校における指導体制づくり・日本語指導のカリキュラム作成のための指導資料の作成、日本語能力把握方法の検討を実施

(8) 感染症

HIV(ヒト免疫不全ウイルス)や肝炎ウイルス等の感染症に対する正しい知識と理解は、いまだ十分とはいえない状況にある。これらの感染症や患者やその家族等が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害等を受ける等の人権問題が発生している。

また、新型コロナウイルス感染症についても、同感染症に起因する差別的な言動や不当な扱い等の人権問題が発生している。このような感染症をめぐる偏見や差別の解消のため、取組を推進していく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者や医療従事者等への偏見・差別を始めとする、様々な人権問題が発生した。このような状況を踏まえ、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が令和3年2月に改正され、新型インフルエンザ等の患者等(「患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者」)に対する差別的取扱いの防止に係る、国及び地方公共団体の責務を定める規定が設けられた。政府は、新型コロナウイルス感染症対策を実施するに当たって準拠すべき統一的指針を示す「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。令和5年5月8日廃止)において、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう各種取組を行うべきことを明記した。

(9) 刑を終えて出所した人やその家族

刑を終えて出所した人等やその家族に対する偏見・差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保の困難等、社会復帰を目指す人たちにとって、現実は極めて厳しい状況にある。刑を終えて出所した人等が、地域社会に包摂され、その一員として安定した社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲と併せて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要である。

(10) 犯罪被害者やその家族

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症によって精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちを掛けるように、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの問題が指摘されている。

こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年12月に「犯罪被害者等基本法」(平成16年法律第16号)が成立した。同法に基づき、令和3年3月に閣議決定された「第4次犯罪被害者等基本計画」では、「4つの基本方針」(注1)の下、「5つの重点課題」(注2)について279の具体的施策が掲げられ、関係府省庁において同基本計画に基づく施策が進められている。

- (注1)「4つの基本方針」 ①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の 事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を 形成しながら展開されること
- (注2)「5つの重点課題」 ①損害回復・経済的支援等への取組、②精神的・身体的被害の回復・防止への取組、③刑事手続への関与拡充への取組、④支援等のための体制整備への取組、⑤国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

(11) インターネット上の人権侵害

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現を掲載したりするなど、人権に関わる様々な問題が発生している。近時、インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まっていることに鑑み、侮辱罪について、厳正に対処すべき犯罪であるとの法的評価を示し、これを抑止するため、令和4年6月に成立した「刑法等の一部を改正する法律」で



は、侮辱罪の法定刑の引上げが行われた(同年7月7日施行)。引き続き、一般のインターネット利用者等に対して、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解を深めるための啓発活動を 推進していくことが必要である。

法務省の人権擁護機関では、「インターネット上の人権侵害をなくそう」を強調事項の一つとして掲げ、講演会等の開催、啓発冊子等の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

文部科学省では、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」等に基づき、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型シンポジウムの開催や普及啓発資料の配布等を通して、地域・民間団体・関係府省庁等と連携しつつ、保護者及び青少年に対する啓発や教育活動を推進している。また、平成26年度から引き続き、都道府県・指定都市において実施されているネットパトロール監視員や民間の専門機関の活用等による学校ネットパトロールの取組への支援を行っている。さらに、学習指導要領に基づき、インターネットの適切な利用を含む情報モラルに関する教育を推進している。

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害である。拉致問題の解決には、国内世論及び国際世論の後押しが重要であるとの観点から、政府は 拉致問題に関する国内外の理解促進に努めている。

(13)性的マイノリティに関する人権

政府は、性的マイノリティに対する偏見、差別はあってはならないとの認識の下、多様性が尊重され、全ての人が生き生きとした人生を享受できる共生社会の実現を目指しており、公共施設、医療、就業、学校、社会福祉等の様々な場面で生じている性的マイノリティに関する多岐にわたる課題について、関係府省が横断的に連携しながら取組を進めていくこととしている。

法務省の人権擁護機関では、性的マイノリティに関する偏見や差別の解消を強調事項として掲げ、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種人権啓発活動を実施している。

文部科学省では、平成27年4月、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知し、学校における適切な教育相談の実施等を促している。また、平成28年4月、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(教職員向けパ

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。
叶柳の工大	・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。
	・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

生徒指導提要(令和4年12月)より

ンフレット)を文部科学省ホームページにおいて公表するとともに、同年7月、全国の小中高等学校等に配布し、各都道府県教育委員会等の人権教育担当者を対象とした会議や独立 行政法人教職員支援機構が実施する人権教育推進研修等においても、周知徹底を図っている。令和4年12月に公表した改訂版生徒指導提要において、「性的マイノリティ」に関する課題と対応について新たに追記し、教職員への適切な理解の促進、教職員の人権感覚の醸成及び相談体制の整備が重要であること、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めること等について記載し、適切な対応を求めている。

厚生労働省では、性的マイノリティに関することを理由としたものも含め、社会的なつながりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じて面接相談や同行支援を実施して具体的な解決につなげる寄り添い支援を行っている。また、職場における性的マイノリティに関する理解を促進するため、性的マイノリティに関する企業の取組事例等を調査する事業を実施し、調査結果等をまとめた事例集等を作成し、周知している。このほか、男女雇用機会均等法に基づく職場におけるセクシュアルハラスメント防止のための指針において、相手が性的マイノリティであるかどうかにかかわらず、性的な言動がセクシュアルハラスメントに該当する旨を明記しており、また、労働施策総合推進法に基づく職場におけるパワーハラスメント防止のための指針において、性的マイノリティに関する侮辱的な言動を行うこと等をパワーハラスメントに該当すると考えられる例として明記している。さらに、公正な採用選考についての事業主向けパンフレット等に「LGBT等の性的 マイノリティの方など特定の人を排除しない」旨記載し、ホームページ上にも公表している。

(14) その他の人権課題

- ホームレスの人権及びホームレスの自立の支援等
- 人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯への適切な対応
- 震災等の災害に伴う人権問題

※ 法務省・文部科学省 編 「令和5年版人権教育・啓発白書」より

/ 8 児童の権利に関する条約

「児童の権利に関する条約」は、1989年(平成元年)11月20日に第44回国連総会において採択され、 我が国は、1990年(平成2年)9月21日にこの条約に署名し、1994年(平成6年)4月22日に批准を行っ た。(我が国については、1994年5月22日に効力が生じている。)

この条約は、世界の多くの児童(児童については18歳未満のすべての者と定義。)が、今日なお、 飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保 護の促進を目指したものである。

本条約の発効を契機として、さらに一層、児童生徒の基本的人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育が行われることが求められている。

(1) 児童の定義

児童とは、十八歳未満のすべての者をいう。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。(第一条)

(2) 締約国の義務

- ① 一般的義務
- ② 生命に対する権利
- ③ 登録、氏名、国籍等についての権利
- ④ 家族から分離されない権利
- ⑤ 意見を表明する権利
- ⑥ 表現の自由についての権利
- ⑦ 思想、良心及び宗教の自由についての権利
- ⑧ 結社及び集会の自由についての権利
- ⑨ 干渉又は攻撃に対する保護
- ⑩ 情報及び資料の利用
- Ⅲ 家庭環境における児童の保護
- ② 難民の児童に対する保護及び援助
- ③ 医療及び福祉の分野における児童の権利
- ④ 教育及び文化の分野における児童の権利
- ⑤ 搾取等からの児童の保護
- ⑥ 自由を奪われた児童、刑法を犯したと申し立てられた児童等の取扱い及び武力紛争における 児童の保護

文部科学省Webサイト「児童の権利に関する条約」より https://www.mext.go.jp/a_menu/kokusai/jidou/main4_a9.htm

(3) 児童(こども)の人権に関する問題

① いじめ

最近のこどものいじめは、SNS上などで行われ、周りから一層 見えにくくなっていることに加え、ささいなきっかけから深刻 ないじめへとエスカレートすることが少なくない。いじめをす るこどもやいじめを見て見ぬふりをするこどもが生じる原因や 背景には、こどもを取り巻く学校、家庭や社会環境等が複雑に 絡み合った問題があるが、その根底には、他人に対する思いや りやいたわりといった人権尊重意識の希薄さがあると思われる。

いじめに関する 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	学校におけるいじめ
平成30年	2,955
令和元年	2,944
令和2年	1,126
令和3年	1,169
令和4年	1,047

この問題を解決するためには、お互いの異なる点を個性として尊重するなどの人権尊重意識を 養っていくことが重要である。

② 体罰

教育職員による体罰については、「学校教育法」第11条ただし書で明確に禁止されているところであるが、体罰に関する人権侵犯事件は依然として存在している。体罰は、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、力による解決への志向を助長し、いじめや暴力行為等の土壌となるおそれがある。いかなる場合でも体罰は決して許されない。

教育職員による体罰に関する 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	教育職員による体罰
平成30年	201
令和元年	141
令和2年	83
令和3年	51
令和4年	75

③ 児童虐待

昨今、親などが幼児や児童を虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が多発している。児童虐待への対応については、これまで「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」の累次の改正や、「民法」及び「刑法」などの改正により、制度的な充実が図られている。令和4年6月には、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、こどもや家庭への包括的な相談支援等を行う「こども家庭センター」の設置や、訪問による家事

児童虐待に関する 人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

	児童に対する暴行・虐待			
平成30年	453			
令和元年	413			
令和2年	341			
令和3年	253			
令和4年	216			

支援等のこどもや家庭を支える事業の創設を行うなど、対策の強化が進められている。令和4年12月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、親権者による懲戒権の規定を削除するほか、体罰等のこどもの心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動を禁止するなどの改正がされている。

④ 性被害

児童買春、インターネット上における児童ポルノの氾濫等、児童を性的に商売の道具にする 商業的性的搾取や性犯罪・性暴力の問題が深刻になっている。平成26年7月に施行された「児 童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」において は、自己の性的好奇心を満たす目的で児童ポルノを所持、保管する行為や、ひそかに児童の姿 態を描写することにより児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が設けられている。また、 令和4年4月には、教員による性暴力等からこどもを守るための措置等を定めた「教育職員等 による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行された。さらに、令和5年6月には、

「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」等が成立し、いわゆる性交同意年齢を13歳から16歳に引き上げるほか、16歳未満の者に対してわいせつ目的で面会要求する行為や正当な理由なく性的な部位・下着などを撮影する行為が新たに処罰対象となるなど、性被害・性暴力の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応した改正が行われている。

法務省Webサイト「こどもの人権を守りましょう」より https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00107.html

第13節 福島県立高等学校入学者選抜について

~「がんばれ受験生!県立高校入試早わかり(福島県教育委員会)」より抜粋

/ 1 どんな高校があるか

(1) 課程

課程	特色
全日制	平日の昼間に授業が行われることを前提にした、通常の高等学校の課程
定時制 主に働きながら学ぼうとする者を対象にして、夜間など、特別の時間を行う課程	
通信制	主に学校への通学が困難な者を対象にして、郵便又はラジオ、テレビなどの通信手段を用いて指導を行う課程

(2) 学科

学科	特 色					
普通科	高校生としての幅広い一般教養を身に付けながら、進路に応じた学習をするための学科					
専門学科	普通系	英語やスポーツ、芸術など、興味・関心のある内容をより高度に学習できる学科(理数科、英語科、文理科、国際文化科、体育科、美術科、国際科学科、数理科学科)				
寸 1 J + 14	将来のスペシャリスト。	将来のスペシャリストとして必要な専門的内容の基礎・基本を学ぶことに重点を置いた学科(農業科、水産科、工業科、商業科、家庭科)				
総合学科	普通教 学科	育の科目及び専門教育の科目について幅広く総合的に学ぶことができる				

(3) 県立高校一覧 (令和6年度入試で生徒を募集する学校・学科)

学科 課程	普通科	専門学科 (大学科)	総合学科
	福島	福島商業 (商業)	福島北
	橘	福島明成 (農業)	光南
	福島西	福島工業 (工業)	小野
	福島東	福島西 (美術)	会津学鳳
	川俣	福島南(文理、国際文化、商業)	南会津
	伊達	二本松実業 (工業、家庭)	いわき総合
	安達	本宮 (商業)	ふたば未来学園
全日制	本宮	郡山商業 (商業)	相馬総合
	安積	郡山北工業 (工業)	

郡山東 あさか開成(国際科学) 郡山 須賀川桐陽(理数) 湖南 清陵情報(工業、商業) 須賀川創英館 岩瀬農業(農業) 須賀川創英館 白河(研教)	
湖南 須賀川創英館 岩瀬農業(農業)	
須賀川創英館 岩瀬農業 (農業)	
左为 [] [] [] [] [] [] [] [] [] [
() 有賀川桐陽 白河 () 白河 () 世数)	
白河 白河実業 (工業、商業)	
白河旭 修明(文理、農業、商業)	
石川 田村 (体育)	
田村 若松商業 (商業)	
船引 会津工業 (工業)	
会津 喜多方桐桜 (工業、商業)	
葵 会津農林 (農業)	
喜多方 平工業 (工業)	
猪苗代 平商業 (商業)	
西会津 いわき光洋 (文理)	
会津西陵 小名浜海星 (商業、水産)	
川口 磐城農業 (農業)	
只見 勿来工業 (工業)	
磐城 相馬 (理数)	
磐城桜が丘 相馬農業 (農業)	
いわき湯本 小高産業技術(工業、商業)	
小名浜海星	
勿来	
好間	
四倉	
相馬	
原町	
ふくしま新世(夕間・夜間) 福島工業(工業・夜間)	
郡山萌世(昼間主、夜間主)	
定時制 白河第二 (夜間)	
会津第二 (夜間)	
いわき翠の杜(昼間主、夜間主)	
通信制 郡山萌世	

※ 内の高校(普通科)については、それぞれに通学区域が決められている。(保護者の居住する区域(市町村)により通学できる高校が限定される。)それ以外の高校・学科の通学区域は、県下一円。

/ 2 通学区域

- 全日制課程の普通科については、保護者が住んでいる区域(市町村)がどこかによって、出願できる高校が限られている。
- ・ それ以外の、専門学科、総合学科、定時制及び通信制の課程については、保護者が県内のどの 市町村に住んでいても出願できる。
- ・ 隣接する通学区域の高校の普通科に出願する場合には「隣接学区からの出願」扱いとなり、募 集定員の20%の範囲内でしか入学が認められない。

全日制課程の普通科における通学区域例 (県北学区と県中学区の例)

学区名	学校名	固定区	共通区
県北	福島高等学校	福島市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、
	橘高等学校	伊達市	同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、
	福島西高等学校	二本松市(小浜、成田、西勝	同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
	福島東高等学校	田、上長折、長折、下長折、	安達郡大玉村
	川俣高等学校	西新殿、東新殿、杉沢、初	本宮市
	伊達高等学校	森、上太田、田沢、百目木	相馬郡飯舘村
	安達高等学校	及び茂原の区域を除く。)	
	本宮高等学校	伊達郡	
県中	本宮高等学校	郡山市	二本松市小浜、同市成田、同市西勝田、同市上長折、同市長折、
	安積高等学校	須賀川市	同市下長折、同市西新殿、同市東新殿、同市杉沢、同市初森、
	郡山高等学校	田村市 (都路町の区域を除く。)	同市上太田、同市田沢、同市百目木及び同市茂原
	湖南高等学校	岩瀬郡	安達郡大玉村
	安積黎明高等学校	石川郡玉川村	本宮市
	郡山東高等学校	石川郡平田村	田村市都路町
	須賀川創英館高等学校	田村郡三春町	西白河郡中島村
	須賀川桐陽高等学校		西白河郡矢吹町
	石川高等学校		石川郡石川町
	田村高等学校		石川郡浅川町
	船引高等学校		石川郡古殿町
			田村郡小野町
			会津若松市湊町
			双葉郡葛尾村
			いわき市川前町及び同市三和町

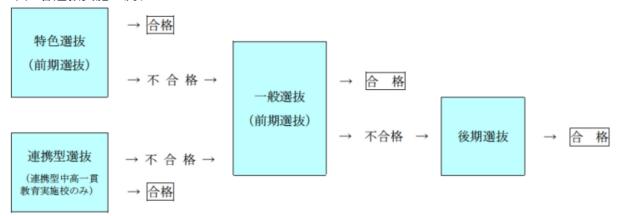
※通学区域について、詳しくは下記を参照

・ 福島県立高等学校の通学区域に関する規則と、その施行細則 (「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」p.71~77)

https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/

/ 3 入学者選抜の概要

(1) 各選抜実施の流れ



- ・ 前期選抜又は連携型選抜に合格した者は、後期選抜に出願することはできない。
- ・ 前期選抜及び連携型選抜のいずれも受験しない場合でも、後期選抜に出願することが可能 である。

(2) 選抜の概要 (令和6年度入試)

			ねらい・特徴	出順	選抜方法・資料	実施学校	募集人数
全日制・定時制	特色選抜		 ・各高校の特色に 応じ体がを 選びでの を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	 ・各高なは「志願 しい生生を はしい生力 を明らまで ・自ら、理適 は、理適 がつが、出いる を がった。 で で で の の の の の の の の の の の の の の の の	・学力検査 ・志願理由書 ・調査書 ・特色検査	・すべての学校、 学科で実施。	募集定員の 5% ~50%の範囲で学 校が設定。
	抜	一般選抜	・中学校における 学習活動の成果 を総合的にみる 選抜。	・特色選抜と一般 選抜と一般 選抜の両方に出 願する場合、出 願する学科は同 一校の異なる学科 へ出願できる。	・学力検査 ・調査書 ・学校・学科によ り一般面接も実 施	・すべての学校、 学科で実施。	募集定員から特 色選抜・連携型選 抜の合格者数を除 いた人数。
	後 邦 選 技	・受験生の学ぶ意 欲や高校で学ぶ 機会を保障する ことを重視した 選抜		前期選抜及び連 携型選抜受験の 有無にかかわら ず出願できる。	・調査書 ・面接 ・小論文(作文)	・前期選抜及び連 携型選抜により 定員を充足しな い学校・学科で 実施	募集定員から前 期選抜及び連携型 選抜の合格者数を 除いた人数。
全日制	に係る入学者運抜	m	・連携型中学校から目的意識や意 がのある生徒の 入学を促進し、 6年間を通して 生徒一人一人の 個性をより重視した教育の実現 を図るための選 技。		· 学力検查 · 調查書 · 連携型面接 · 連携型検查	白河実業 (機械、電子)、 南会津(総合)、 相馬総合(総合) ふたば未来学園 (総合)	募集定員の 30% を下限として学校 が設定。
全日制	特別枠選抜	国人生徒等に	<主な出願資格> ・外国人生徒又は海外帰国生徒で特別 枠選抜を希望する者。 ・保護者が県内に在住。 ・帰国後3年以内。 <特別な提出書類> ・選抜の対象生徒であることを証明する書類。		・調査書(又は成 績証明書等) ・作文 ・面接 ・学校により基礎 学力検査も実施	福島北 (総合)、 福島南 (国際文化)、 あさか開成 (国際科学)、光南 (総合)、 会津学鳳 (総合)、い わき湯本 (普通)、相 馬総合 (総合)	各高校とも若干名
通信制			<出願期問> 2月上旬~3月下	旬	・調査書等 学力検査は実施 しない。	郡山萌世高校 (通信制、普通科)	(募集要項に記載)

(3) 出願資格

高等学校に入学を出願できるのは、次のいずれかに該当する者である。

- 1 「中学校」、「特別支援学校の中学部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義 務教育学校」を卒業又は修了した者、あるいは卒業見込み又は修了見込みの者
- 2 中学校(「中学校」、「特別支援学校の中学部」若しくは「中等教育学校の前期課程」若しくは「義務教育学校」) 卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(4) 自己申告書

- ・ 中学校において不登校であった志願者は、その理由などを書いた「自己申告書」を出願先の 高等学校長に提出することができる。
- ・ 提出できるのは、不登校や保健室等登校の日数が多い志願者である。日数の目安は、「1年

間で30日以上」としているが、特に本人が提出を希望する場合には、それ未満の日数の場合で も提出できる。

- ・ 志願者本人だけでなく、その保護者も補足的に記述することができる。
- ・ 提出する場合には、出願先の高校に郵送するか、直接持参して提出する。なお、郵送する場合には、高等学校長あて「親展」で「書留」扱いとし、必要額の切手を貼付した「返信用封筒」 を同封する。

詳しくは福島県教育庁高校教育課Webサイトへ https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70057a/